

平成29年（ネ）第61号 国家賠償等請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） A子外4名

被控訴人（一審被告） 秋田県

控訴人（一審被告） S

控 訴 理 由 書

2018年2月5日

仙台高等裁判所秋田支部 御中

控訴人兼被控訴人（一審原告） A外4名訴訟代理人

弁護士 吉岡和弘

同 弁護士 鈴木裕美

同 弁護士 国府泰道

同 弁護士 虻川高範

同 弁護士 清水勉

同 弁護士 江野栄

同 弁護士 近江直人

同 弁護士 松本和人

同 弁護士 西野大輔

同 弁護士 富田大

同 弁護士 丸山紗代子

同 弁護士 出口かおり

同 弁護士 森田祐子

目次

第1部	原判決の問題点	- 5 - - 6 -
第1	はじめに ～素朴な疑問	- 5 - - 6 -
第2	通信指令室と現場警察官の関係	- 8 -
1	本件の事案を検討する前提	- 8 -
2	通信指令室	- 8 -
3	現場指揮命令関係	- 12 -
4	本件の場合	- 13 -
第3	津谷弁護士が刺突された当日に関する原判決の問題点	- 15 -
1	争点整理の恣意性	- 15 -
2	津谷弁護士が刺突されたときの状況	- 18 -
3	2分25秒間	- 26 - - 27 -
4	押田鑑定に対する裁判所の評価	- 37 - - 38 -
5	「あっちだ」で手を離れたか	- 43 - - 44 -
6	「他の的確な証拠」	- 51 - - 52 -
7	廊下の明るさ	- 52 - - 53 -
8	津谷弁護士が刺突された場所	- 54 - - 55 -
9	機捜6が津谷弁護士宅に到着するまで無言だったS警部補	- 56 - - 57 -
10	津谷弁護士宅に立ち入った後の問題点	- 67 - - 68 -
第4	争点4（県警の捜査の違法性）について	- 73 - - 74 -
1	捜査の違法を理由とする不法行為の成否について	- 73 - - 74 -
2	①臨場したときの状況について	- 73 - - 74 -
3	②刺突の状況について	- 79 - - 80 -
4	S警部補らの不処分について	- 82 - - 84 -
5	一審原告Aの供述調書の差し替え	- 85 - - 86 -
6	S警部補らに偽証をさせたこと	- 87 - - 88 -

第5	争点5（県警による虚偽説明の有無及び違法性）について...	- 88 -	- 90 -
1	県警の対外的な説明等について不法行為が成立する場合.....	- 88 -	- 90 -
2	県警による意図的な真相隠し.....	- 89 -	- 90 -
第2部	被告県の責任について.....	- 89 -	- 91 -
第1	現場警察官の過失についての原判決の誤り.....	- 89 -	- 91 -
1	原判決の認定.....	- 89 -	- 91 -
2	原判決の認定の問題点.....	- 90 -	- 91 -
3	警察官の注意義務違反について.....	- 94 -	- 96 -
第2	一審原告ら主張に基づくS警部補及びK巡查部長の過失.....	- 95 -	- 97 -
1	はじめに.....	- 95 -	- 97 -
2	無言で行動するS警部補及びK巡查部長.....	- 95 -	- 97 -
3	S警部補の過失①.....	- 99 -	- 101 -
4	K巡查部長の過失①.....	- 107 -	- 109 -
5	S警部補の過失②.....	- 109 -	- 111 -
6	K巡查部長の過失②.....	- 112 -	- 114 -
7	S警部補の過失③.....	- 114 -	- 116 -
8	K巡查部長の過失③.....	- 115 -	- 117 -
第3	一審被告県の主張を前提としてもS警部補らに過失があること.....	- 116 -	- 118 -
1	はじめに.....	- 116 -	- 118 -
2	一審被告県の主張について.....	- 116 -	- 118 -
3	「あっちだ」の声で手を離すまでの過失.....	- 117 -	- 119 -
4	「あっちだ」の声で手を離れた後の過失.....	- 120 -	- 122 -
第4	規制権限不行使の違法について.....	- 122 -	- 124 -
1	はじめに.....	- 122 -	- 124 -
2	現場警察官が行使すべき規制権限.....	- 122 -	- 124 -
3	夜間の110番通報における通信指令の役割.....	- 123 -	- 125 -

4	通信指令の不適切な対応	- 125 - -127-
5	「喧嘩口論」という情報で現場急行を命じることの危険性 .	- 126 - -128-
6	県警の態勢の不十分さと現場警察官の規制権限の不行使 ...	- 130 - -132-
第5	結語	- 131 - -133-

第1部 原判決の問題点

第1 はじめに ～素朴な疑問

本件当時，S警部補（以下「S警部補」という。）は43歳，K巡查部長（以下「K巡查部長」という。）は36歳，一審被告S（以下「一審被告S」という。）

は66歳、津谷裕貴弁護士（以下「津谷弁護士」という）は55歳、その妻一審原告A（以下「一審原告A」という）は53歳だった。年齢では、S警部補及びK巡查部長が一審被告S、津谷弁護士、一審原告Aより遥かに若かった。

身長は、S警部補が183センチメートル、K巡查部長は185センチメートル、一審被告Sは161センチメートル、津谷弁護士は166.6センチメートル、一審原告Aは160センチメートルだった。S警部補及びK巡查部長は他の3人より遥かに高い身長だった。

年齢、身長、体力いずれの点をとっても、S警部補及びK巡查部長の運動能力は、一審被告Sに、明らかに遥かに優っていた。津谷弁護士及び一審原告Aよりも、明らかに遥かに優っていた。機動捜査隊員として犯人逮捕を主な職務とし逮捕術（甲193）を身につけている点を加えるならば、S警部補及びK巡查部長が犯罪者を確実に迅速に制圧する能力は、一般市民である津谷弁護士及び一審原告Aのそれと比べて、雲泥の差どころか、100点と0点ほどの歴然とした差がある。

平成22年11月4日午前4時過ぎという時間帯に、突然、一審被告Sが自宅の寝室に土足のまま現れ、「殺す」と言われたときの津谷弁護士の驚き、狼狽、恐怖は想像を絶する。また、隣室で就寝していた一審原告Aは、物音に起こされ、声の様子から隣室に不法侵入者が立ち入っていて、夫を殺そうとしていることを知ったときの驚きと恐怖も、市民の日常生活では考えられない想像を絶するものがある。

寝ているところを突然起こされれば、人はふつう寝ぼけ眼で頭が働かず的確な判断や行動をすぐにはできにくい。それでも、津谷弁護士と一審原告Aは、一審被告Sの言動や態度に慎重かつ機敏に対応し、必死で互いの生命の安全を守るために行動し、S警部補及びK巡查部長が台所勝手口に立ち入るまでの5分間以上の間、受傷することなく一審被告Sと対峙していた。

他方、S警部補及びK巡查部長は、機動捜査隊員として稼働中の時間帯であ

り、秋田県警察本部の通信指令室の無線指令を受け、津谷弁護士宅で弁護士を訪ねて来た者が「殺す」と言っている「喧嘩口論」事案が発生していると説明されただけで、特に装備や心構えについて注意されることもなく、津谷弁護士宅に到着した。それでも、S警部補が被害者に生命の危険が及んでいる可能性がある判断して、同行している部下であるK巡查部長及びS巡查（以下「S巡查」という。）に具体的な指揮命令をし、K巡查部長及びS巡查がこれにしたがって、連携して対応していれば、津谷弁護士の生命に危険が及ぶことなどなかったのである。

ところが、実際には、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士宅内に立ち入った後に、一審被告SはS警部補及びK巡查部長の目の前で剪定ばさみを解体した凶器（以下「本件凶器」という。）で津谷弁護士の身体を正面から1度ならずとも2度までも突き刺し、津谷弁護士を死亡させるに至ったのである。一般市民の警察官に対する期待乃至信頼からすれば、およそ考えられないことが起こったのである。

警察車両（機捜6）に乗っていた警察官の中で階級が最も上のS警部補が、K巡查部長やS巡查を指揮して3人で連携して対応すべきところを、S巡查には何の指揮命令もせず、機捜6に残したままにし、K巡查部長にも何の指揮命令もしないで機捜6を降り、津谷弁護士宅に立ち入った後も、入った直後に「やめれ」（一審原告Aは「大丈夫ですか」だったと述べているが、ここではS警部補の説明に合わせておく）と一言言っただけで、その後、だれにも何も指揮命令も指示しないで黙っている間に、一審被告Sに本件犯行の遂行を実行させてしまったのであり、S警部補の落ち度は、明白かつ極めて重大である。

また、事件が進行中の現場でS警部補が無言だったのであれば、K巡查部長は、S警部補に指示を求めて、その指揮命令に従って、一審被告Sを追跡するなり、津谷弁護士を安全な場所に移動させるなりすべきであった。しかるに、K巡查部長は、S警部補に指揮命令を求めることさえせず、黙って、S警部補

の行動（津谷弁護士の手首を掴むこと）を真似し続けていたのである。これでは、津谷弁護士は安全な場所に逃げる事ができないのであり、重大な落ち度がある。

ところが、原審裁判所は、S警部補及びK巡查部長には津谷弁護士が2度刺突されたことについて過失がないと結論づけた。以下のとおり、原判決の事実認定の仕方及び論理は、極めて恣意的であり、およそ公正な裁判とは言えない。

第2 通信指令室と現場警察官の関係

1 本件の事案を検討する前提

原判決は、本件の事案を検討する前提として重要な、通信指令室の役割や機動捜査隊員の役割分担、通信指令室と機動捜査隊員の関係について正確な理解をしていなかった。それが、事実認定や評価判断の誤りに繋がったと考えられるので、当審ではそのようなことがないように、基本的な事項を確認しておく。

2 通信指令室

(1) 「初動警察活動の司令塔」

本件では、秋田県警察本部に設置されている通信指令室の役割を正確に理解することが大前提になる。

通信指令室の役割は、『警察通信指令に関する規則』（平成21年9月28日 国家公安委員会規則第9号）（甲87）、及び『警察通信指令に関する規則の制定について（通達）』（平成21年9月8日 警察庁生活安全局長）（甲91）に明記されている。

第3条1項（通信指令室の活動）では、1号として、110番通報その他の緊急通報を受理すること、2号として、事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報を集約すること、3号として、指令、手配、通報等を行うこと、4号として、無線通話の統制を行うことと規定し、同条2項では、通信指令室は、事件、事故その他の警察

事象に係る通報について緊急の措置を要すると認める場合は、緊急配備に係る指令等を行い、また、当該警察事象を所掌する部門が態勢を整えるまでの間の初動的な措置に関し、警察職員並びに警察用車両等の運用に係る指示その他の必要な指令等を行うものとされている。

つまり、突発的な事件において、通信指令室は、一時的暫定的に「初動警察活動の司令塔」（甲 9 1， 3 頁 7 行目）、つまり、現場の警察官に対して、指揮し、命令する指揮命令をする立場にあるのである。

そのような重要な役割であるからこそ、「通信指令室においては、常に、警察通信指令に関する適切な指揮の能力を有すると認められる幹部の指揮の下に警察通信指令が行われなければならない。」（甲 8 7， 第 5 条）としているのである。

「警察通信指令に関する適切な指揮の能力を有すると認められる幹部が指揮しなければならない」としているのは、通信指令室にしながら現場臨場する警察官を指揮するには、警察官としての現場対応能力が高くなければ、必要な指令ができなかったり、的外れの指令をしたりして、現場に集まる警察官を統率して行動させることなどできないからである。

ここにいう「幹部」とは、職務の重要性、警察署当直長等に対する指令の必要性を勘案すると、少なくとも、各都道府県警察の大半の警察署における当直長の階級以上の階級、すなわち、原則として、警視級、少なくとも、警部以上の警察官を通信指令官等の指揮官に充てることが必要とされている（甲 9 1， 4～5 頁）。

「常に」とあるのは、緊急かつ重大な事件はいつどこで起こるかわからないからである。通信指令官が仮眠中だった場合でも適切な指揮をとることのできる副司令官等の「幹部」を置き、その指揮の下に職務を行う体制を整えなければならないのである（甲 9 1， 5 頁）

（2）通信指令の担当者の役割分担

本件当時、秋田県警には、『秋田県警察通信指令に関する訓令』（平成22年5月13日本部訓令第9号）（甲93）があった。

通信指令室は、県警本部生活安全部地域課で通信指令業務を行うことになっており（第3条3号）、管轄の警察署が事件捜査を引き取るまでの初動警察活動の段階においてその警察活動の司令塔の役割を担う（第4条）。

したがって、通信指令室は、事件現場を管轄する警察署や事件現場近くにいる警察車両に対して指令を発し、現場に向かう警察官については、事件現場に向かう際にも、事件現場に到着した後も、通信指令室の指令に従って警察活動を行わせる関係にある。

通信指令は、1組、受理者・指令者・総合指令者の3人体制で運用されている。

受理者は、通報者の通報内容を聞き、質問することに専念し、タッチパネル（乙2参照）に通報内容の重要事項を書き込み、指令者に重要事項を文字によって伝える。

指令者は、通報者の声を聞き、また、タッチパネルの記載内容を確認して、通報内容や事案の重大性などを確認しながら、管轄警察署や通報があった地域にある交番、当該地域を警らしている警察車両（機動捜査隊など）に通報内容を伝えて必要な指令を発しつつ、無線指令を受けた警察官からの問合せなどに応じる。

総合指令者は、受理者、指令者の活動状況に問題がないかを監督し、必要に応じて介入し指示し、あるいは自ら受理し指令をする。総合指令者は、初動捜査の指揮官となる者である。

受理者、指令者、総合指令者の三者の連携が的確に行われることによって、通信指令業務は的確に機能するのである。

（3）本件当時

しかし、本件当時の秋田県警の通信指令室では、総合指令者が仮眠中で

不在だった。

通信指令室内にいたのは、警察組織内の階級で下から3番目のI警部補（以下「I警部補」という。）（受理担当）と、巡査に次ぐ下から2番目のT巡査部長（以下「T巡査部長」という。）（指令担当）の2人だけであった。

I警部補は、副指令官を兼任していた。初動捜査の指揮官となるべき「幹部」であるべき「副指令官」が、警部補であり、しかも、受理を兼任していたのである。

そもそも、警部補を副指令官と定めていたこと自体、秋田県警は、通信指令規則第5条1項を理解せず、通達（甲91）に違反する人事を行っていたのであり、「幹部」不在の通信指令体制を容認していたものであった。

また、このような体制だと、副指令官を兼任しているI警部補は、受理担当として通報者の通報内容に集中しながらタッチパネルに重要事項を手早く書き込みつつ、受理の途中から始まる指令担当の指令内容の適否の判断をし、不適切不十分なら指令担当に指示したり、自ら指令したりしなければならない。

本件当時、秋田県警はこのような勤務体制を組んでいたが、この時間帯に緊急事案の通報が入ったときに、副指令官の受理者は一人二役を迅速的確にこなせるのだろうか。極めて疑問である。

（4）秋田県警の人事

I警部補の経歴は不明だが、T巡査部長の警察官としての経歴は、同人の証人調書の末尾に添付されている。これをみると、昭和62年4月に巡査を拝命してから平成10年3月に巡査部長に昇任するまで11年間かかっており、その後12年経過した本件発生当時の平成22年も、更に6年経過した平成28年も巡査部長のままで、警部補に昇任していない。担当は、一貫して地域係（外勤係）であり、一時、留置管理係があるだけで、

機動捜査隊や刑事課など犯罪の摘発や捜査の経験は全くない。T 巡査部長は、警察組織内の階級が低だけでなく、警察官としての能力がかなり低いと言わざるを得ないし、機動捜査隊や刑事課など犯罪の摘発や捜査の経験がないから、事件が進行中の現場に臨場している警察官に対して臨機応変に指令を発することができるとは到底考えられない。

これが、本件当時、秋田県警本部が行っていた通信指令室の人事配置である。秋田県警は、『警察通信指令に関する規則』（甲 8 7）第 5 条に明らかに抵触する状態になっていたのだ。

3 現場指揮命令関係

警察官の活動は、組織的かつ迅速的確に行われるために、上位下達が徹底している。警察官の階級（警察法 6 2 条）もそのためにある。

本件の機捜 6 の 3 人についてみると、階級が最も高い S 警部補が、K 巡査部長及び S 巡査を指揮すべき立場にあり、K 巡査部長及び S 巡査は、S 警部補の指揮命令に従って警察活動をする立場にある。

この 3 人の警察官が組織的かつ迅速的確に警察活動を行うには、S 警部補が、適宜、必要な指揮命令を K 巡査部長及び S 巡査に出すことが必要である。そうすることによって、S 警部補の思うとおりに K 巡査部長と S 巡査を動かすことができ、組織的な活動が可能になるのである。

特に、臨機応変さが求められる事件が進行中の現場に臨むには、現場に到着する前に、S 警部補が K 巡査部長及び S 巡査に現場に着いてからの段取りを具体的に説明し、各役割を指示し、必要な装備を着装させる必要がある。

そして、現場臨場の後も、S 警部補は、その場の具体的状況に応じて、K 巡査部長と S 巡査に対して臨機応変に必要な指揮命令を適宜、発する必要があるだけでなく、その場に居る者全員に対しても必要な指示を適宜、発する必要があった。そうすることで、少なくとも犯罪者以外の者は全員が S 警部補の指揮命令に従って行動するのであり、犯罪者によっては犯行を断念して

指揮命令に従うこともあるのである。いずれにしても、S警部補が現場に居る者全員に具体的に指示命令しなければ、その場に居る者は、S警部補が何を考え、その場に居る者に何をさせようとしているかがわからず、S警部補の意に従うことができない。

司令塔の通信指令室にとっては、いつ警察官が現場到着し、どのような活動をするかは極めて重要であり、必要に応じて指令を発する必要がある。そのため、現場到着した時点で通信指令室に到着を報告し、指示を仰ぐ必要がある。また、臨場後、事案対応が難しいことがわかれば、直ちに通信指令室に連絡し指示を仰ぐことになる。

4 本件の場合

(1) 通信指令室

本件では、当時、通信指令室は総合指令者を欠く2人体制であり、この時点で既に通信指令室の本来あるべき機能を損なう状態になっていた。

その上、受理者のI警部補は、110番通報者の一審原告Aに同じ質問を繰り返して必要以上に受理に時間をかけて、通報者を苛立たせ、的外れの質問（「旦那さんは家にいないんですか」）をして、タッチパネル（乙1）に「不審者」「侵入」「○緊容疑」などと書いて指令担当（T巡查部長）が事件の重大性を認識してそれに沿った指令をするよう誘導することをしなかった。

指令担当は、現場の警察活動の経験のない巡查部長だったため、事件現場に向かい現場で対応する警察官らを指揮命令できる能力がなかった。

受理担当をしていたI警部補が副指令官を兼ねていたから、副指令官としての機能を全く果たしていなかった。

総合指令者を欠く通信指令室では、I警部補が副指令官としての役割を全く果たさなかったから、指令担当としての能力を欠くT巡查部長は、S警部補に対して、現場に臨場するまでにどのようなことをすべきか、現場

に臨場してからどのようなことをすべきかについて、何も指示していなかった。

(2) S警部補

他方、現場臨場した機捜6の3人の警察官についても、S警部補は、機捜6内にいる間、自ら無線指令に対応しておらず、その後、現場臨場するまでの間も無言で、K巡查部長及びS巡查に対して必要な指揮命令をせず、装備品の装着の要否についても何も言及せず、特段、本件事案の対応のための装備品の装着をせず、津谷弁護士宅前に到着したときも、K巡查部長及びS巡查に対して何の指揮命令もせず、無言で機捜6を降り、津谷弁護士宅の勝手口から台所内に立ち入り、無言で上がり込み（一審原告Aは、「大丈夫ですか」と言ったとのことだが、S警部補は否定しているので、ここではS警部補の言い分に合わせておく）、廊下に立ち入ったところで、2人の男に対して「やめれ」と一言言っただけで、以後、一審被告Sを津谷弁護士の寝室で逮捕するまで終始無言を通し、K巡查部長に対しても何の指揮命令を発せず、津谷弁護士に対しても一審被告Sに対しても何の指示も発しなかった。

(3) 通信指令室と現場警察官の連携の欠如

通信指令室と現場臨場する警察官の連携、現場臨場する警察官相互の連携がない状態で、津谷弁護士の刺突事件は起こっており、関係警察官らの過失は明らかである。

また、これほどの怠慢は、本件で偶然生じたものではなく、秋田県警の普段の警察活動のルーズさの現れであり、警察組織の過失とも言うべきものである。

上記のとおり、通信指令が「喧嘩口論の110番です」などと誤った指令を発した結果、単なる喧嘩口論と軽信したS警部補らは、警棒や耐刃防護衣を着用しないまま、漫然、津谷弁護士宅に立ち入り、その後の危険を

次々と現実化させる行為に及び、もって津谷弁護士を死に至らしめたのであるから、通信指令の過失と津谷弁護士の死亡結果との間に相当因果関係が認められる。仮にそうとは言い切れないとしても、通信指令の過失により、S警部補らの警棒や耐刃防護衣を着用しないまま現場に立ち入るなどの過失を誘発させたのだから、S警部補らの警棒や耐刃防護衣の不着用とその後高められた危険の現実化により津谷弁護士が死に至ったこととの間には相当因果関係が認められる（甲205，窪田充見教授「意見書」26頁）。

第3 津谷弁護士が刺突された当日に関する原判決の問題点

1 争点整理の恣意性

(1) はじめに

原判決は、裁判所の判断（53頁以下）に入る以前に、争点整理（31頁以下）の段階において、既に恣意的である。争点整理を恣意的に行うことにより、重要な事実認定を回避したのである。それが、原判決の結論を誤らせる決定的な原因になっている。

(2) 刺突場所に関する一審被告側の主張

本件では、津谷弁護士はどこでどのような態様で一審被告Sに刺突されたか、そのときS警部補及びK巡查部長は何をしていたかという事実が、最大の争点になっており、一審原告らと一審被告側の最大の対立点となっていた。原審とすれば、当然、この争点について詳細な検討をすべきであった。

ところが、原判決は、この点について、第2. 5で争点1として、「被告Sによる刺突行為の有無及び態様」（31頁）と題して、一審原告らの主張は（1）アで、一審被告Sの主張は（2）アで、それぞれ具体的に摘示しているのに対して、一審被告側の主張は（3）で「原告らの主張の態様で津谷弁護士が殺害されたことについては否認する。」とするだけで、一審

被告側の主張を具体的に摘示していない。

津谷弁護士の刺突場面については、一審原告らと一審被告側で主張が著しく異なるのであるから、そしてそれはS警部補及びK巡査部長の過失の有無内容に直結しているのであるから、一審被告側の主張整理が「否認する」だけで済むはずがない。請求原因事実の立証責任は一審原告ら側にあるとしても、これを否認するのであれば理由を述べるべきであって（民事訴訟規則79条3項）、一審被告側にはS警部補及びK巡査部長はどこで何をしてきたのかを具体的に説明する責任があり、現に一審被告側は主張立証していた。そして、原審において、S警部補及びK巡査部長が廊下で向かい合って立っていた場所をほぼ具体的に明らかにした上で、両者の間に津谷弁護士と一審被告Sが移動しているときに、津谷弁護士が一審被告に刺突された（但し、その場面を見ていない）と説明していたのであるから、原審としては、そのような主張整理をすべきであったのに、それをしていない。なお、一審被告Sは独自の主張をしているが、その内容は刑事裁判で既に退けられており、原審でも一審被告Sは新たな具体的な立証をしていないから、原審で簡単に言及する必要はあったとしても、それ以上のものではない。

ところが、原判決は、主張整理の部分で、一審被告側の主張を具体的に示していない。判決の論点整理で争点から外されてしまえば、「第3 当裁判所の判断」（53頁以下）で検討される余地がなくなってしまう。訴訟当事者が問題にしている重要な事実関係を、裁判所が勝手に争点から外すことがあってよいはずがない。ましてや、その事実が判決に影響を及ぼす重要なものであるならば尚更のことである。原審が行ったのは、本件において極めて重要な事実関係を争点から外したのであり、違法というべきである。

（3）刺突場所に関する一審原告らの主張立証を無視

しかも、原判決は、一審原告らの主張の根拠を（1）イで摘示している

(31頁)ものの、そこでは廊下の血痕の存在や位置を問題にしているだけで、それ以外の根拠を一切取り上げていない。

(4) S警部補及びK巡査部長の過失判断

原判決の争点2の「事件現場でのS警部補らの過失の有無」(32頁)では、逆に対象事実を、ア 本件被害者宅に到着するまで、イ 本件被害者宅に立ち入るまで、ウ 本件被害者宅に立ち入った後、エ 廊下に出た後、に漠然と広げることによって、一審原告らが問題にしている、津谷弁護士が一審被告Sに刺突された場所、そのときの津谷弁護士の態勢やS警部補及びK巡査部長がしていたことを具体的に問題にして、同人らの過失の有無を判断することを意図的に避けている。

S警部補、K巡査部長及びS巡査は、11月4日早朝の時間帯に、弁護士宅に侵入した者が弁護士を「殺す」と言っている事案について、弁護士の妻から110番通報を受けた事案で現場臨場しようとしている者であるから、殺人事件の発生の危険性が高いことを強く認識して臨場すべき立場にあったのであり、特に、S警部補及びK巡査部長は、実際に殺人事件が起ころうとしている現場に臨場した者としての過失の有無が問題になる。

S警部補は班長として、K巡査部長は部下として、臨場する現場がどのような状況になっていようとも、被害者を保護する義務がある。すなわち、既に津谷弁護士が受傷している現場に立ち入るのであれば、臨場したとき以上に津谷弁護士が受傷しないように保護する義務があり(犯罪捜査規範85条1項)、まだ、津谷弁護士が受傷していないのであれば、津谷弁護士が受傷しないように保護する義務がある。

(5) 結論が先にありきの検討回避

本件において、一審被告県が問われている国賠法上の責任は、津谷弁護士が刺突された事実に関してS警部補及びK巡査部長がどこで何をしていたかに深く関係しているのである。原審が判決においてこの点を検討せず、

S警部補及びK巡查部長のこのときの行動を詳細に検討し認定しなかったことにより、原判決で一審被告側の責任が認められることはなかった。原審は、争点整理の時点で既に、一審原告らを敗訴させる結論を先に決めていたものであり、到底、容認できない。

2 津谷弁護士が刺突されたときの状況

(1) 原判決が一審原告らの主張を否定する根拠

原判決は、「第3 当裁判所の判断」の1(4)(55頁以下)において、一審原告らの主張を検討している。

原判決が、一審原告らの主張(応接室前の廊下でS警部補及びK巡查部長に手を掴まれている状態で刺された)を否定する根拠として、(4)イで、①一審被告Sが「明確に否認している」こと、②「津谷弁護士の腕を掴んでいたS警部補及びK巡查部長は、被告Sが応接室から出て来る前に、津谷弁護士の腕から手を離れた旨供述している」こと、③一審原告Aは「被告Sが津谷弁護士を刺突した場面を目撃していたわけではない」ことを挙げている(55～56頁)。

(2) 一審被告Sの「否認」

このうち、①については、刑事裁判の判決でも、また原判決自身、前段の(3)で、一審被告Sが説明する刺突状況を信用できないとしているのであるから、一審被告Sが「明確に否認している」ことは、一審原告らの主張を否定する根拠にはならない。

むしろ、原審の一審被告Sの主尋問における供述内容こそ、注目すべきである。

すなわち、一審被告Sは、山形刑務所の出張尋問手続で、同代理人弁護士に甲108(原告代理人作成写真撮影報告書)を示されて、「写真28を示します。津谷先生と警察官の位置なんですけれども、写真28のような位置関係でしたか。」と質問され、「はっきり覚えてないんですけども、大

体こんなもんでなかったかなあと。」と答え、続けて「Aさんが言ってることはこういうようなことだなあとはいりましたけども。」と答え、一審原告Aが言っているのと大体同じような状況があったと説明している（一審被告S調書3頁）。同代理人弁護士の「津谷先生の手を取っているような感じだったんですか。」という質問には、「そこもよくわかりません。」と答えており（同頁）、一審原告Aの目撃状況を否定していない。

S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の手を取っていたかどうかはともかく、応接室前の廊下に津谷弁護士とS警部補、K巡查部長が並んで立っていたという事実は、S警部補及びK巡查部長は否定していたことからすれば、一審被告Sがこの点を認めることは、極めて重要な事実である。

この点が捜査段階で一審被告Sの口から出ていないのは、警察でも検察でも、一審原告Aの説明内容が一審被告Sに伝えられていなかったからである（一審被告S調書18頁）。原審における一審被告Sの上記供述は、供述の変遷ではなく、捜査段階で聞かれなかったことに起因している。

この一審被告Sの供述により、一審原告Aの目撃状況の信用性が高まったというべきである。

ところが、原審は、一審被告Sの上記発言を証拠として一審原告Aの目撃事実を認定することをしないどころか、一審被告Sの上記発言を完全に無視し、検討することさえしていない。恣意的と言わざるを得ない。

（3）一審原告Aが目撃していなかったこと

③に関連して、一審原告Aの目撃者としての特殊性は、刺突場面を目撃していないという点を除けば、事件の経過もS警部補及びK巡查部長が本件被害者宅に立ち入った後の動きや言動についてもすべて直接体験して知っている者であるということである。刑事裁判で一審原告Aに情状証人としてしか証言させていなかった検察の対応こそ、異常だったのである。

そして、一審原告Aが刺突場面を現認していなかったことは、一審原告

らの主張する刺突場面がなかったことを立証する積極的な根拠にはならない。一審原告Aが目撃した津谷弁護士の礫状態が津谷弁護士の身体の受傷状態と整合することからすると（甲105，4～5頁），一審原告Aの供述と食い違うS警部補及びK巡查部長の供述の信用性を慎重に吟味する必要がある。

（４）S警部補及びK巡查部長は津谷弁護士の手を離したか

②については，S警部補及びK巡查部長が真実を述べているか否かが問題となるからこそ，多方面からS警部補及びK巡查部長の説明の真実性を検討する必要がある。

一審原告らの主張立証の多くはこの点に関するものなのである。

（５）廊下の血痕

ところが，原判決は，一審原告らの主張の根拠は，応接室前の廊下に血痕が存在したことだと設定した上で（56頁），血痕が存在することから直ちにその場所で刺突行為があったとは認定できない（同頁），ブルーシート下の血痕は津谷弁護士のもものと認めるのが相当だが，応接室前の廊下付近で刺突されたことを推認させるほどの血痕が存在していたとは認められない（57頁），津谷弁護士が一審被告Sに抵抗できたとしても，その程度には自ずと限界があったと言わざるを得ず，抵抗した結果，刺突を回避することができたとまでは推認できない（58頁）として，一審原告らの主張事実は認定できないと結論づけた。

公正な裁判所にあるまじき，驚くべき意図的な詭弁である。

原判決は，応接室前の廊下に2つの血痕があり，これが津谷弁護士のもものと認められるとしながら，①多くは台所入り口付近の廊下や津谷弁護士の寝室の入り口付近に存在していた（56頁），②津谷弁護士の血痕が付着した本件凶器及びけん銃が応接室前付近の廊下に移動されてその際に廊下に付着した可能性を否定できない（同頁），③ブルーシートの下血痕は津

津谷弁護士の血痕と認めるのが相当だが、その付近で刺突されたことを推認させるほどの血痕が存在していたことは認められない(57頁)、と判断した。

原判決の「推認させるほどの血痕」という言い方をしている意味は定かではないが、それが、血痕が多く残っている場所が刺突場所だと言う意味だとすれば、そのような法則に関する証拠は何も提出されておらず、そのように判断する根拠はない。津谷弁護士の血痕が最も多い場所は台所だが、そこを刺突場所だと判断する者はだれもいない。

津谷弁護士の受傷状態をみると、左胸下部分を水平方向に刺された傷からはそもそもあまり出血していない。左胸部は上方斜め上から下方斜め下方向に心臓を刺され、出血しているが、立っている状態では血液が体内腹部に溜まる状態になっていたため、台所で倒れ込むまでは大量の血液が体外に流出することはなかった。左親指を切った傷は他の2つの傷に比べれば小さかったがかなり深く切っていたことからすると、切れた直後から出血していた可能性がある。また、一審被告Sが所持していた刺突後の本件凶器の刃には相当の血液が付着していた(甲31)。これらの事情からすると、津谷弁護士の左親指の傷か本件凶器に付着した津谷弁護士の血液が刺突現場近くに付着したことが考えられる。

そもそも、廊下に付着している津谷弁護士の血痕の多寡だけで刺突場所を特定することはできないから、刺突場所として、①を認定の根拠、③を否定の根拠にすることはできない。

そのような推測ではなく、単純明快な真実がある。それは、津谷弁護士が受傷した後でなければ同人の血痕が廊下に付着することはあり得ないということである。このことを前提に、台所から廊下に出た後の津谷弁護士の動線を確認する必要がある。

S警部補及びK巡查部長によれば、津谷弁護士は台所から廊下に出て少

し玄関寄りの位置（甲33の見取図4・5，甲83の現場見取図3・4）から廊下を奥方向に進み自分の寝室内に入り，その後，廊下に出て，台所に入って倒れた。

一審原告Aの目撃状況からすると，津谷弁護士は応接室入口前の廊下立っており，その後，動きが不明な時間帯があった後，玄関方向の位置から廊下を奥方向に進み，自分の寝室内に移動し，その後，廊下に出て，台所に入ってきて倒れた。

両者の違いは，津谷弁護士が台所から廊下に出た位置からその後に応接室入口前の廊下辺りまで行っているか否かである。

津谷弁護士の血痕が，S警部補及びK巡査部長が言う津谷弁護士が立っていた場所（甲33の見取図4・5，甲83の現場見取図3・4）よりも玄関寄りの廊下に付着していれば，S警部補らの説明は事実ではないということになる。

一審原告らが注目したのは，事件直後，県警本部長が秋田県議会教育公安委員会で答弁していたブルーシートの下血痕である。

一審原告らは，一審被告県にブルーシートを敷いていた場所を明らかにするよう釈明を求めたが，明らかにしなかった。しかし，応接室入口付近から玄関側にあったことは明らかであり，台所から廊下に出て少し玄関方向へ行った箇所（その場所は玄関側からみて左側に物が置かれており，本来の廊下の幅を狭めていた）まではブルーシートは敷かれていなかった。

S警部補及びK巡査部長の説明によれば，津谷弁護士は応接室から突進してきた一審被告Sと後ずさりしながら対峙していたというのであるから，立っていた位置より玄関とは反対の奥の方に廊下を後退しているときに刺突されたことになる。そうだとすると，津谷弁護士の血痕がブルーシートの下に付着することはあり得ない。

ブルーシートの下に津谷弁護士の血痕があったということは，津

谷弁護士が応接室入口前付近の廊下で刺突され受傷した可能性を示しているのであって、津谷弁護士が台所入り口付近の廊下から後ずさりしているときに一審被告Sに刺突されたという、S警部補及びK巡査部長の説明内容には、合致しない。

原判決が認定すべきはこのような事実であって、津谷弁護士の血痕の多寡によって刺突場所を特定しようとするのは、全くの誤りである。

(6) 刺突場所に関する一審被告側の主張

原判決は、一審被告側が刺突場所について具体的な主張をしていないとする(57頁)が、一審被告側は全く特定していないわけではない。

津谷弁護士が刺突された場所は、廊下か津谷弁護士の寝室しかあり得ない。一審被告側は、そのうち、一審原告らの主張する場所(応接室入口前の廊下部分)を否定しているから、それ以外の廊下部分と津谷弁護士の寝室で刺突されたことを否定していないことになる。

そのうち、一審被告Sの主張する場所(津谷弁護士の寝室内)は刑事裁判で否定されており、原判決も否定している。したがって、残るは、一審被告Sが本件凶器を持って廊下に走り出してきたときに津谷弁護士が立っていた位置から津谷弁護士の寝室入口の間である。一審被告側はこのような主張をしているのであって、ただS警部補らは刺突場面を現認していなかったという主張である。

そうだとすると、この範囲以外の場所である上記ブルーシートが敷かれた廊下に津谷弁護士の血痕があったということは、一審被告Sが津谷弁護士を刺突した場所が、S警部補らが曖昧に説明している範囲内ではなかったことを示している。

(7) 場所の狭さと時間の短さ

原判決は、刺突現場が廊下の狭まった場所だったという絞込みをした上で、廊下が狭かったことと、警察官到着から刺突までの時間が短かったこ

とゆえに、津谷弁護士は抵抗できたことの程度に自ずと限界があったといわざるを得ず、抵抗した結果、刺突を回避することができたとはまでは推認できないという。果たしてそうか。

(8) 場所の狭さ

原判決は、第3. 1 (4) オ (57～58頁) において、刺突場所を本件被害者宅の廊下とした上で、「本件被害者宅の廊下は全長10.98mで、幅は玄関から仏間までが2.67m、仏間から突き当たりの押入れまでが1.72mであったものの、応接室前の廊下にはゴルフバッグや段ボールの空き箱、大型クーラーボックス等が幅約1.72mの部分には本棚やクーラーボックスが置かれていた」という事実認定をしている。これを受けて、「このような場所的……状況……を考慮すると」「津谷弁護士が本件凶器を持って突き進んできた被告Sに抵抗することができたとしても、その程度には自ずと限界があったといわざるを得ず、抵抗した結果、突進を回避することができたとはまでは推認することができない。」(58頁) ことからすると、場所が狭くて逃げたり、避けたりすることができなかつたのだという事実認定をしている。

もっともらしく書いているが、物が置いてあって人が動ける廊下の幅が狭くなっていることは、津谷弁護士が刺された原因にはならない。

原判決は、2分25秒という時間的状况にも着目して、津谷弁護士が抵抗できた程度には自ずと限界があったといわざるを得ないとするが、実態は、後述するように、その逆である。

S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士宅に入った後、S警部補及びK巡查部長が当事者らの存在をすぐに見て、かつ、被害者たる津谷弁護士と加害者たる侵入者を識別するのに十分な時間があったのに、これを怠り、津谷弁護士の手を69秒間もの長時間掴み続け、津谷弁護士が身動きできないようにしていたからこそ、2分25秒以内という短時間のうちに津谷弁

護士が一審被告Sに2度も刺突されたのである。

(9) 2分25秒間

原判決は、S警部補及びK巡查部長が現着してから一審被告Sを逮捕するまでの時間が2分25秒しかなかったことが、津谷弁護士が一審被告Sに致命傷となる刺突をされた、もう1つの原因としている(58頁)が、これも詭弁である。

原判決は、S警部補及びK巡查部長が本件被害者宅に立ち入るまでの経過を無視している。

すなわち、津谷弁護士及び一審原告Aは、一審被告Sが津谷弁護士宅内に侵入し津谷弁護士を脅し、S警部補及びK巡查部長が勝手口から入って来るまでの5分間前後、自力で一審被告Sに対峙して怪我さえしていなかった。

津谷弁護士は、就寝中に突然けん銃を手にした一審被告Sに起こされるという状況を突きつけられ(乙A8, 5~6頁)、即座に死の危険に晒されていることを知り、一審被告Sをなだめる言葉をかけて思いとどませようとした。一審原告Aは、隣室から聞こえる大声に起こされ(甲82写真2)、夫の身の危険を感じ、110番通報すると、どのような危険な状態かわからず、自分に何ができるかわからなかったが、部屋から廊下に出て(甲82写真4, 5)、津谷弁護士を助けに向かった。一審原告Aは、廊下に出たところで、津谷弁護士にけん銃を突きつけている一審被告Sを見た(甲82写真6~10)。一審原告Aが一審被告Sに腕を引っ張られ、応接室に入れられそうになったときには、津谷弁護士が台所の明かりを点けたことにより、一審原告Aは110番通報を受けた警察官が宅内に入って来られるように、入口が道路から近い台所の勝手口の鍵を開けるために、一審被告Sの手を振りほどいて、物で狭くなっている廊下から台所に走り込み、勝手口の鍵を開けた。一審被告Sは一審原告Aが鍵を開けるまで追い

つかなかった。腰辺りにけん銃の銃口を突きつけられた一審原告Aは、けん銃を持った一審被告Sの手を掴み振り上げると、すぐに津谷弁護士が加勢し、2人で一審被告Sの攻撃を防いでいた。

このように、津谷弁護士と一審原告Aの連携があったからこそ、S警部補及びK巡查部長は明かりの点いた台所から建物内に入ることができたのである。

津谷弁護士は、突然、生命の危険に晒される状況に陥りながら、建物内の構造を知り尽くした者として一審原告Aと連携して生命の危機を脱しようとしていた。事前の心の準備もなく、逮捕術も身につけていない50代の夫婦が、怪我をすることもなく、殺人犯と対峙できたのである。

そのような津谷弁護士にとって、廊下の狭さと、S警部補及びK巡查部長が現着して一審被告Sを逮捕するまでの時間が2分25秒だったことは、津谷弁護士が一審被告Sによる致命傷となる刺突行為を避けることを困難にする理由にはならない。

2分25秒間がどのような時間だったかは、別途、詳細に説明する。それによれば、津谷弁護士を保護するための時間として十分すぎるほどの時間だったことがわかるのである。

3 2分25秒間

(1) 原判決の説明は詭弁である

一概に2分25秒間というと、短い時間のように思える。原審は、一般の人のそのような思い込み乃至錯覚を利用して、S警部補及びK巡查部長は津谷弁護士の危険を回避できなかつたとする(58頁)が、これは詭弁である。

この問題については、原田宏二氏が意見書(甲199)で詳細に検討しており、

これによれば、原判決の指摘は、根拠のない全くの空論である。

(2) S警部補らの動きの概略

原田氏は、機捜6が現着してからS警部補らが一審被告Sを逮捕し通信指令室に連絡するまでの2分25秒間のS警部補らの動きがほぼ明らかになっていることから、S警部補らの動きの所要時間を試算することができ、これによって、時間の問題としては、S警部補及びK巡查部長は津谷弁護士を保護するために十分過ぎるほどの時間を持っていたことを明らかにした。

すなわち、一審被告側の主張をもとに、S警部補及びK巡查部長の動きを整理すると、以下のようになる。

- ① 機捜6が現着した。
- ② S警部補が機捜6から降り、歩いて津谷弁護士宅の敷地内に立ち入り、勝手口のドアを開けて建物内に立ち入った（甲33写真9）。
- ③ S警部補と津谷弁護士、一審被告Sとの間は5.36メートルだった（甲33写真9説明，別紙見取図2参照）。S警部補が勝手口で靴を脱ぎ、台所を通過して廊下に出て、津谷弁護士と一審被告Sの間に割って入った。
- ④ 一審被告Sがその場から立ち去り、S警部補の視野からいなくなる。
- ⑤ S警部補より10秒ほど遅れてK巡查部長が廊下に入って来て、津谷弁護士の手首を掴んでいるS警部補の掌の上に自分の両掌を包むように押さえる。
- ⑥ 津谷弁護士が「俺は被害者だ。あっちだ」と言い、女性の声で「あっちだ」という声が聞こえた。
- ⑦ S警部補とK巡查部長はすぐに手を離した。
- ⑧ S警部補は応接室方向に向かった。
- ⑨ S警部補が応接室に入ろうとした。
- ⑩ 瞬間、一審被告Sが凶器を突き出して飛び出して来た。台所入り口付

近の廊下に立って玄関方向を見ていたK巡查部長（甲83現場見取図5参照）は、一審被告Sが凶器を手にして飛び出してくるのを見た。

- ⑪ S警部補は自分の腹部を刺されたと思い、一瞬、腹部をみた。
- ⑫ S警部補が前を見ると、一審被告Sと津谷弁護士が一塊になっていた。K巡查部長は、津谷弁護士が後ずさりして来たので、自分も後ずさりした。
- ⑬ K巡查部長は、背中に本棚が当たり、一瞬、後ろを振り向いた。
- ⑭ 津谷弁護士と一審被告Sが一塊になって、津谷弁護士の寝室に入ってしまった。
- ⑮ S警部補とK巡查部長が津谷弁護士の寝室に次々に入り、一審被告Sを押さえ込んだ。
- ⑯ K巡查部長が機捜6に戻り、通信指令室に一審被告Sの逮捕を伝えた。

（3）時刻の当てはめ

原田氏は、これにおおよその所要時間を考慮した時刻を当てはめてみた。すると、以下のようになった。

- ① 午前4時10分32秒：現着時刻
- ② 午前4時10分47秒：S警部補が勝手口に立ち入った時刻
- ③ 午前4時10分54秒：S警部補が津谷弁護士と一審被告Sの間に割って入った時刻
- ④ 午前4時10分56秒：S警部補が一審被告Sの姿を見失った時刻
- ⑤ 午前4時11分04秒：K巡查部長が廊下に来た時刻
- ⑤から⑥までの時間は、不明
- ⑦は、3秒とする。
- ⑦と⑧は、ほぼ同時刻であろう。
- ⑨ S警部補が立っていた位置から応接室入り口まで2メートルもない距離である（甲33の見取図5.6）から、急げば1秒もかからず、ゆ

っくり近づいたとしても所要時間は3秒あれば十分であった。

⑨と⑩は、ほぼ同時であろう。

⑩から⑭について、応接室入口中央から津谷弁護士寝室入口中央まで約5メートルである。S警部補が走れば1秒足らずで辿り着ける。一審被告Sと津谷弁護士は廊下で揉み合いながら津谷弁護士の寝室の方へ移動していたというのであるから、一審被告Sが廊下にいる間に、S警部補が一審被告Sに追いつくことは極めて容易だった。しかし、実際には廊下にいる間に追いついていない（このこと自体、極めて不自然だが、ここではあえて一審被告側の主張を前提にしているので、不自然さは無視する）。そうだとすると、⑩から⑭の所要時間は、S警部補が一瞬腹部を見た時間を入れたとしても、2、3秒であるとして、1秒多くして3秒としている。そうすると、今度は、3秒以内に本件凶器で2回の刺突行為ができるのかという疑問が生じるが、S警部補が一審被告Sに追いついていないことからすると、長くて3秒としか説明のしようがない。

⑮は、S警部補及びK巡查部長が寝室に入ってすぐ一審被告Sを押さえているから2秒としている。

⑮から⑯で、S警部補及びK巡查部長が一審被告Sを押さえ込んでからK巡查部長が機捜6に戻り通信指令室に連絡するまでの所要時間を40秒とする。

⑯の時刻である午前4時12分57秒は確定している。

これを前提に、午前4時12分57秒から逆算すると、

⑮の時刻は、午前4時12分17秒、

⑭の時刻は、午前4時12分14秒、

⑩の時刻は、午前4時12分11秒、

⑧⑦の時刻は、午前4時12分08秒、

⑥の時刻は、午前4時12分05秒、となる。

このような経過だったことを前提にすると、S警部補とK巡查部長は、津谷弁護士宅の廊下で津谷弁護士を、④午前4時10分56秒から⑥午前4時12分05秒までの69秒間、拘束していたことになる。

また、S警部補が一審被告Sの姿を見失っていた時間も、これとほぼ同じ時間だったことになる。

(4) 69秒間は津谷弁護士を保護するには十分な時間だった

S警部補は、津谷弁護士宅に立ち入った直後に、「やめれ」と一言発しただけで、その後は一審被告Sを逮捕するまで、無言のままであった。

S警部補は、2人の男の間に割って入ったときに1人の男がけん銃を持っていることに気づいたという。津谷弁護士が禁制品のけん銃を持っているとは考えられず、侵入者が津谷弁護士を殺害する目的で持ち込んだとしか考えられない。そうだとすると、S警部補が手を掴んだ男が侵入者なのか津谷弁護士なのかは、極めて重要な事実である。

侵入者であれば、そのまま逮捕すればよいが、津谷弁護士であれば、津谷弁護士の命を狙っている侵入者がまだ近くに潜んでいて何らかの方法で津谷弁護士を殺害しようとしている可能性が高く、一刻も早く津谷弁護士を守るために、侵入者から遠ざける必要があるからである。

ところが、一審被告側の主張を前提にすると、前記のとおり、S警部補は、69秒間、津谷弁護士の手を押さえている間も、無言を続けていたことになる。

一審被告側の主張によれば、K巡查部長は、S警部補より10～12秒後に津谷弁護士宅に立ち入ったとのことであるが、S警部補はK巡查部長に対しても一言も発しておらず、言葉による具体的な指揮命令は何もしていない。

一瞬先がどうなるかわからない殺人事件に発展しかねない状況が進行している現場で、班長たる警察官が終始無言でいることは、部下にとって

は、班長が何を考え、自分に何をさせようとしているのかが明確にわからないということであり、部下としての的確迅速に班長の意図する対応が行えないことを意味する。

そのような立場に置かれたK巡查部長は、無言の班長のS警部補に事実確認や指揮命令を仰ぐことによって、S警部補の認識やK巡查部長が何をすべきなのかを明確に知ることができるのに、それをせず、終始無言のままだった。

69秒間も津谷弁護士の姿格好を間近で見ているとすれば、S警部補は、津谷弁護士の服装や素足、顔つきなどから直ぐに自分たちが押さえている者が津谷弁護士であることに気づいたはずである。

気づかなかったのであれば、S警部補が津谷弁護士に対して「警察だ」「あなたは誰だ」「離れて行った男はだれだ」と質問すれば、津谷弁護士は、私服の男が警察官であることをはっきり認識し、直前まで一緒に一審被告Sの手首を掴んでいた妻が手を離した理由を理解し、即座に「私は津谷だ」「あの男が侵入者だ」と即答し、けん銃をS警部補に直ぐに渡したはずである。

S警部補は、その時点で直ぐに、K巡查部長に手を離すよう指揮命令し（S警部補の説明（甲33）及びK巡查部長の説明（甲83）によれば、津谷弁護士の手を掴んでいるS警部補の手をK巡查部長がさらに包むように掴んでいることからすると、先にK巡查部長が手を離さないとS警部補は津谷弁護士の手から自分の手を離すことができない）、手を離させ、続いて、自分も津谷弁護士の手を離し、津谷弁護士からけん銃を受け取り、K巡查部長に津谷弁護士を安全な場所(台所)に移動させるよう指揮命令し、K巡查部長がこれを実行していれば、その後、S警部補が応接室に向かったときに、一審被告Sが応接室内から突進してきたとしても、既に津谷弁護士はK巡查部長に誘導されて台所に入っているため、廊下で刺突される

ことは避けられる。

津谷弁護士が台所に入ったところを一審被告Sが見ていなければ、一審被告Sは攻撃目標が見つからず一瞬戸惑うから、長身のS警部補が一審被告Sの背後から羽交い絞めにして逮捕すればよい。一審被告Sが津谷弁護士が台所に入るところを目撃していたとしても、津谷弁護士が台所に入り、ガラス引き戸（甲83写真6）を閉めてしまえば、一審被告Sの刺突行為は一時的に止めることができ、その間にS警部補が一審被告Sを背後から羽交い絞めにして逮捕すればよい。

いずれにしても、津谷弁護士は全くの無傷で助かったのである。

K巡查部長は、原審の証人尋問で、津谷弁護士からけん銃を取り上げることについて、S警部補と協議や指示はなかったのかという反対尋問に対して、「指示する時間はありませんでした。」（K巡查部長調書51頁）と証言している。

しかし、一体どれだけの時間があれば、S警部補は、指揮命令できたのか。

（5）69秒間より短い時間だったとしても

69秒間の沈黙（静寂）は、実際に計測した時間ではない。実際はもっと長い時間だったかもしれないし、もっと短い時間だったかもしれない。しかし、69秒間よりも短かったかもしれないと言っても、①から③までの時間、⑥から⑮までの時間が極めて短かったことからすると、試算した時間は実際とほとんど変わらないはずである。

比較的時間を要したと思われる⑮と⑯の間の時間を40秒ではなく、50秒、60秒と長く想定したとしても、沈黙しながら津谷弁護士を拘束していた時間は、59秒間、49秒間である。

けん銃を持って侵入して来て津谷弁護士を「殺す」と言っている者がすぐ近く、数メートルの場所にいるときに、警察官が2人がかりで無言で津

谷弁護士の手を掴み続ける時間としては、あまりにも長く、あまりにも危険であった。

これだけの時間があれば、S警部補が、津谷弁護士にけん銃を手渡させ、K巡查部長に津谷弁護士を安全な場所（台所）に移動させるよう指揮命令し、K巡查部長がこれを実行して津谷弁護士の安全を確保するのに十分過ぎる時間があったのである。

(6) K巡查部長の対応

ア 一審被告側の主張を前提にしたとしても、K巡查部長は、津谷弁護士宅に入ったあと、津谷弁護士が一審被告Sに刺突されるまでの間、一言も発していない。もしK巡查部長がS警部補より10秒から12秒遅く津谷弁護士宅に入ったのであれば、K巡查部長は、勝手口から台所を通過して廊下に出たときに、津谷弁護士ともみ合う一審被告Sの姿（甲33写真10～15）を見ていないことになる（甲83写真6）。K巡查部長が目撃したのは、S警部補がけん銃を持った1人の男の手を掴んでいる状態である（甲83写真7）。

S警部補は、廊下に入って来たK巡查部長に対して、無言だった。もう1人の男が居たものの見失ったことを告げず、その男を追うよう命令することもしなかった。K巡查部長としては、命令されなければ動きようがないが、上司が男の手を掴むという警察活動をしているのに、部下の自分が何もしないでいるわけにも行かない。K巡查部長がそのときとるべき行動で、班長のS警部補に非難されないものは、一つしかなかった。それが、S警部補と同じように津谷弁護士の手を掴むことであった（甲83写真8～12）。津谷弁護士の身体的自由は、2人の警察官によって奪われる状態になったのである。

イ もっとも、K巡查部長は、通信指令で津谷弁護士宅を「訪ねて来た者」がいることを知っていたのであるから、廊下に立ち上がったとき、もし一

審被告側の主張のとおり、S警部補と1人の男（津谷弁護士）の姿しか見ていないのであれば、S警部補が掴まえている男以外の者がすぐ近くにいることを直ちに推測したはずだ。

そうであれば、K巡查部長は、S警部補に「もう1人の者はどこですか」「私はそちらを追いかけましょうか」と言ってS警部補の指揮命令を仰げば、S警部補は「もう1人の男が応接室の方へ行ったから、そちらの対応をしてくれ」と指揮命令を出し、K巡查部長がこの指揮命令に従っていれば、廊下から応接室に入ったばかりの一番被告Sを直ぐに逮捕できたはずである。しかし、K巡查部長はそのようなことをせず、何も言わず、ただS警部補のしていることを真似ていた。

ウ また、K巡查部長は、S警部補が無言のままであれば、S警部補が掴まえている者がだれであるかを知るために、S警部補に「この人はだれですか」と質問するか、津谷弁護士に「私も警察官だ」と言い、「あなたはだれだ」と質問すれば、津谷弁護士はこの時点で2人の男が警察官であることをはっきり知り、「津谷です」と名乗り、S警部補らの指示に従う態度をはっきり示し、持っているけん銃を手渡すことで、S警部補及びK巡查部長の拘束から開放され、安全な場所に逃げることができたはずである。

K巡查部長は、上記のような質問をすべきだったにもかかわらず、それをせず、S警部補と同じく無言で津谷弁護士の手を掴む行為を続けていたことで、津谷弁護士を生命の危険に晒したのである。

エ この点、K巡查部長は、原審の証人尋問で、一番原告ら代理人から「津谷先生、けん銃、離してくださいと言えばいいじゃないですか。」と問われ、「津谷先生かどうか、その時点では分かりませんでした。」と証言し（K巡查部長調書50頁）、「だったら、それを確認すればいいじゃないですか。」と問われると、沈黙（「……。」）してしまった（K巡查部長

調書同頁)。被害者を助けるために来た警察官が真っ先にやるべきことをやっていないから、確認しなかったことの弁解ができないのである。また、「裁判長の質問でも、犯人かどうか分からなかったとおっしゃるんでしょう。分からないんだったら、現場で確認するのが警察の仕事でしょう。なぜ確認しないんですか。」と問われると、「私、つかんでいた時間は短かったので、そういう時間はありませんでした。」と証言した(K 巡査部長調書同頁)。

これは、明らかな虚偽である。すなわち、K 巡査部長が S 警部補より 10 秒から 12 秒遅く入ったという説明を前提にしても、K 巡査部長が津谷弁護士の手を掴んでいた時間は、S 警部補の 69 秒間とほぼ変わらず、10 秒から 12 秒短いだけの間、津谷弁護士の手を掴んでいたことになる。これで「時間が短かった」とはどういうことか。

S 警部補及び K 巡査部長が手を掴んでいる男が津谷弁護士か否かは、津谷弁護士の生命の安全に係る極めて重大な問題である。時間が足りないという問題ではなく、事件進行が流動的で危険な現場に立ち入った警察官とは思えない、状況把握に対する無関心ぶりが、あまりにも異常で非常識なのである。

オ このようにみてくると、K 巡査部長が、S 警部補が手を掴んでいる者の身元やそれ以外の者の行方という極めて重要な基本的な事実を S 警部補に確認しなかった理由は、1 つしかない。それは、K 巡査部長は、S 警部補と同じ時に、一審被告 S の姿を見ていたから確認する必要がなかったのである。それでも、一審被告 S の姿を見ている S 警部補が無言で津谷弁護士の手を掴むだけで、K 巡査部長に対して特に何の指揮命令をしないので、K 巡査部長としては、S 警部補を真似していればいいと即断して、同じ行動をとっただけなのである。

カ S 警部補が無言のまま津谷弁護士の手を掴まえていた行動の真意は、

当時現場に居たK巡查部長にさえはっきりわからなかった。秋田県議会教育公安委員会における県警の説明内容が、最初の、犯人と間違えたというものから（甲12，8頁），その後，けん銃の暴発を防ぐためだった（甲14，27頁）に変わったのは，県警本部でさえ，S警部補の真意を把握しかねていたからである。

本件当時，S警部補の真意が津谷弁護士にわからなかっただけでなく，K巡查部長にさえ伝わっていなかったことからすれば，津谷弁護士がS警部補に手を離してもらえるタイミングは，S警部補にしかわからなかったということである。

（7）一審被告県の主張を前提にしても保護は可能であった

このように，S警部補及びK巡查部長が沈黙し続けることで，津谷弁護士はS警部補にもK巡查部長にも守ってもらえない状態，生命の危険に曝された状態が続いていた。

逆にいえば，一審被告県の主張を前提にしたとしても，前記のとおり，S警部補らが，津谷弁護士を生命の危険に曝さず，保護することは，明らかに，容易にできたのである。

（8）一審原告Aの説明に基づいた場合

また，一審原告Aの説明に基づくとしても，前記①から③までの所要時間，⑩から⑯までの所要時間は，S警部補らの説明とほぼ一致する。S警部補らの説明と異なる点は，津谷弁護士が「俺じゃない，あっちだ」と言い，一審原告Aが「あっちだ」と言って台所に戻った数秒後に一審被告Sが廊下を走り出しているか，再び長い静寂が続いた後に一審被告Sが廊下を走り出したかである。

この点の違いがあつたとしても，一審被告Sと廊下にいた3人（S警部補，K巡查部長，津谷弁護士）が一斉に走ったことは1度しかなく，その直後に一審原告Aは津谷弁護士の寝室の様子を見に行ったという部分は，

一審被告側の説明とほぼ同じである。そうだとすると、一審原告Aの体験としても、津谷弁護士が一審被告Sに刺突された時期は、69秒間の終わりの頃であるという点ではほぼ同じである。

この間に、S警部補が、津谷弁護士に本人確認をし、寝室か台所に移動して戸を閉めておくように指示し、警察官だけで侵入者（一審被告S）に対峙するようにすれば、津谷弁護士を受傷させることなく保護することができた。S警部補がK巡査部長に津谷弁護士の保護を指示しても、津谷弁護士は助かった。69秒間が59秒間、49秒間であったとしても、S警部補がなすべき対応は同じであり、容易に実行できたのである。

4 押田鑑定に対する裁判所の評価

(1) 原判決の判断回避

原判決は、カ（58～59頁）において、押田茂實日本大学名誉教授の鑑定書（甲105）及び証言（説明）については、鑑定内容を具体的に検討せずに、「しかし」として、「同鑑定書によっても、原告らの主張の態様以外で生じ得ないものであるとまでは認められない。」として、鑑定の結論を採用しなかった。

この検討拒否の態度も、不合理である。

(2) 総合的な検討の必要

押田鑑定書（甲105）は、それだけで津谷弁護士が刺突されたときのS警部補及びK巡査部長の行為態様を決め付けようというものではない。押田氏が鑑定書（甲105）を作成する前に、美作宗太郎教授の鑑定書（甲47）があり、これを前提に行われた秋田県警によるモデル実験に関する写真撮影報告書（甲48）があり、美作教授の証言（甲63の1, 2, 3）がある。これらを総合して検討する必要があるのである。

(3) 写真撮影報告書（甲48）で示した型についての検討

美作証言によると、津谷弁護士の左胸下の傷（以下「本件傷1」という。）

は最初の刺突ででき、その際に津谷弁護士が本件凶器の刃を左手で握ったことから左手の傷（以下「本件傷3」という。）ができ、次に左胸部上の傷（以下「本件傷2」という）ができたと考えるのが合理的だとしている。

そして、本件傷2ができたときの津谷弁護士の身体は、跪いた状態だったと考えるのが合理的だとしている。写真撮影報告書（甲48）でみると、写真6，7，8（以下「写真6の場合」という。）である。

S警部補及びK巡查部長の説明によると、津谷弁護士が一審被告Sに2度刺突されたのは廊下であり、S警部補とK巡查部長が向き合っていたときに、同人らの間に一審被告Sと津谷弁護士が向き合っており、そこで津谷弁護士は2度刺突されたことになる。

本件で、津谷弁護士が2度刺突された際のS警部補及びK巡查部長の詳細な動きは、同人らの過失を検討する前提となる重要な事実であり、同人らの動きを検討する上で、津谷弁護士が2度にわたって刺突された態様を認定することは不可欠である。

したがって、原判決が、「原告らの主張の態様以外で生じ得ないものであるとまでは認められない」というのであれば、刺突状況として考えられる態様をまとめた写真撮影報告書（甲48）で示されている行為態様の中からいずれの可能性が高いかを、刺突行為があった場所とともに、具体例を示すべきである。

原審がそれ以外の行為態様を考えているとすれば、それは証拠に基づかない憶測に過ぎないから、そのような判断をすべきではない。

そうだとすると、原判決が「原告らの主張する態様以外」の行為態様は、写真撮影報告書（甲48）で示されている行為態様の中にあると考えて、検討してみる。

そうすると、写真4，5，6の場合（以下「写真4の場合」という。）、写真9，10，11の場合（以下「写真9の場合」という。）、写真12，

13, 14の場合（以下「写真12の場合」という。）、写真15, 16, 17の場合（以下「写真15の場合」という。）、写真18, 19, 20の場合（以下「写真18の場合」という。）、写真21, 22, 23の場合（以下「写真21の場合」という。）、写真24, 25, 26の場合（以下「写真24の場合」という。）がある。

そして、これらの刺突があったとき、一審被告Sは廊下を津谷弁護士の方へ突進し、津谷弁護士は後ずさりしながら後方に下がっていたということであるから、写真9の場合以外は、どれも当てはまらない。

ところが、写真9にある姿勢だったとすると、見て分かるとおり、津谷弁護士の身体は前のめりになっていて、重心は腰より前の位置にあるので、前進はしやすいが、後ずさりはしにくい。逃げにくい姿勢で逃げるのはまるで掴まりたいかのような行動選択であり、不可解である。後ずさりや写真9の姿勢は存在しなかった可能性が高い。

そうだとすると、県警が美作教授から説明を受けた、致命傷となった前胸左側部の創から一審被告Sが本件凶器を使って津谷弁護士を刺した状況で考えられる体勢は、どれも津谷弁護士が廊下を後退している状態ではできないことが明らかである。

県警は、この写真撮影報告書（甲48）を作成する過程でこのことに気づいたはずである。

仮に、写真9のような姿勢で津谷弁護士が後ずさりすることができたとしても、その動きは極めて遅いものにならざるを得ない。そうだとすると、一審被告Sはすぐに津谷弁護士に追いつくことができ、1度目を刺し、本件凶器を引いて、津谷弁護士の身体から刃を抜いて、前屈みになっている津谷弁護士の左胸部上から刺したことになるが、津谷弁護士と一審被告Sがこのような動作をしていれば、一瞬腹部を見ていただだけのS警部補はすぐに、目の前の情景を見て一審被告Sを追いかけて、同人を背後から容易か

つ確実に掴まえることができたはずである。S警部補がこのような行動をとっていないのは、そもそも津谷弁護士が刺突された状況がこのようなものではなかったからである。

残る態様は、写真6の場合しかない。この点、美作証言52頁は、本調書別紙68〔写真⑥〕を示され、「これは多分一番考えやすいんじゃないかと思います」と証言するが、同写真は津谷弁護士が跪いた状態で上方から刺突されている体勢であること、及び、美作証言は刺突痕の状態のみから考えられる体勢を指摘しただけであることからして、本件のように、S警部補及びK巡查部長が説明するような、廊下を早足で津谷寝室になだれ込む状態の本件の事案で、津谷弁護士が廊下に跪き、静止するが如き体勢は、絶対にありえない行為態様である。

したがって、刺突状況に関するS警部補及びK巡查部長の説明は、見間違いではない。明らかに虚偽である。見ていないという嘘をついているのである。

(4) 押田鑑定書（甲105）の検討

美作鑑定書（甲47）では、本件傷2ができたときの津谷弁護士の身体の姿勢について検討したもので、本件傷1については検討していない。

本件では、津谷弁護士がS警部補及びK巡查部長と廊下にいるときに70秒間近い静寂の時間があった。だれも言葉を発せず、物音もせず、目だつた動きもしなかったことからすると、この間、S警部補はK巡查部長にも津谷弁護士にも何の指示もせず、そのためにK巡查部長も津谷弁護士もどうしたらよいかわからず、3人ともほとんど動かず、同じ動作を続ける状態があった可能性がある。一審原告Aが廊下に出たときにみた3人の姿はずっと続いていた状態だった可能性があるのである。同じ様子を一審被告Sも応接室内から見ていた。そして、一審原告Aが廊下から台所に戻った後も、S警部補からK巡查部長に何の指揮命令もせず沈黙し続いていた

ことからすれば、K 巡査部長はそれまでの動作を変えるわけに行かず、そのままの状態を続けていたことが伺われるのである。

また、一審原告らが主張するように、一審原告 A が目撃したような磔状態で津谷弁護士の両手首を S 警部補及び K 巡査部長が津谷弁護士の両脇からそれぞれ掴んでいて、一審被告 S が津谷弁護士の左胸下部分を刺したときに、S 警部補が掴んでいた津谷弁護士の左手を無言のまま離し、津谷弁護士が左手で本件凶器の刃を握ったのだとすれば、S 警部補から何の指示もされていない K 巡査部長は、刺された津谷弁護士が跪いても、それまでどおり津谷弁護士の右手首を掴み続けていたという状況があり得る。K 巡査部長は、S 警部補が津谷弁護士の手を掴み続けているときの数十秒間、S 警部補に対しても津谷弁護士に対しても何も質問せず、一審被告 S の動きに注意する様子もなかったことからすると、文字どおり、S 警部補の明示乃至黙示による指揮命令がなければ、津谷弁護士の手を離すつもりはなかったものと考えられる。

このような状況だったとすれば、津谷弁護士の身体は、1 度目の刺突のときも 2 度目の刺突のときも、ほとんど動いていなかった可能性が高い。ほとんど動いていなかったとすれば、押田鑑定書（甲 105）で検討している、津谷弁護士の身体の傷の位置と、スウェットの破損位置のずれは、1 度目の刺突のときには両腕を上げている体勢、2 度目の刺突のときには左腕だけを上げている体勢に合致する。

さらに、押田氏は、原判決の指摘に対応すべく、写真 4 の場合、写真 9 の場合、写真 12 の場合、写真 15 の場合、写真 18 の場合、写真 21 の場合、写真 24 の場合について、身体の傷の位置とスウェットの破損位置が整合するかを実験し、いずれも整合しないことを確認した（甲 105）。

（５）一審原告 A の目撃状況

押田鑑定書の結論は、一審原告 A が、本件当時、廊下に出て玄関方向を

見たときの3人の男の並んでいる情景（甲11の1，6頁，甲82写真42，43）に酷似している。

原判決は、「台所にいた原告Aが応接室から本件凶器の刃先が出ているのを目撃していたとしても、津谷弁護士の腕を掴んでいたS警部補らがこれを認識することができる状況にあったと認めるに足りる証拠はない」（66頁）と認定する。

しかし、そもそも一審原告Aは、「台所にいて応接室から本件凶器の刃先が出ているのを目撃していた」などという説明などしていない（甲82写真42，43参照）。

台所にいた一審原告Aは、廊下に出るまで、廊下で何が起きているかわからなかったから、廊下に出て、玄関方向を見たのである。そして、そのとき、一審原告Aは、本件凶器の刃先が応接室の中から廊下に向けて突き出されているのを目撃したのである。

廊下に出て玄関方向を見たときに、応接室入口前の廊下に、応接室入口方向を向いて、自分に近い方からK巡查部長、津谷弁護士、S警部補が横に並び、津谷弁護士が両側から手を掴まれ、L字のように腕を上へ上げられ、身動きできないようにされており（甲11の1，6頁，甲82写真42，43），同時に、応接室から本件凶器の刃先が出ているのが見えたのである（甲82写真45）。

一審原告Aが本件凶器の刃先を目撃するのは、津谷弁護士とS警部補、K巡查部長の立っている位置や3人がとっている格好を目撃するのと同同時である（甲11の1，7頁）。

台所から廊下に出てこなければ、一審原告Aは、本件凶器を目撃することとはなかったし、「あっちだ」と指示できたのも、指示の相手である警察官らの姿が見えているからである。

一審被告Sも、山形刑務所の出張尋問で、応接室前廊下に3人が横に並

んでいたのを見たような気がする」と述べている（被告S調書3頁）。

原判決は、一審原告AがS警部補らに対して一審被告Sが本件凶器を持っていることを告げたり、注意を促した事実もないとする（66頁）が、一審原告Aが廊下に出てみた位置からすれば、S警部補及びK巡查部長は、応接室入口方向を向いて立っており（甲82写真42）、当然、一審被告Sの姿も本件凶器も正面から見えているから、言わなかつただけのことである。このような指示代名詞による言葉のやりとりは、同じものが見えている者同士の間ではよくあることである。津谷弁護士が「あっちだ」という言い方をしているのも、「あっち」である一審被告Sの姿と本件凶器が津谷弁護士に見えているだけでなく、S警部補やK巡查部長にも見えているからである。

原判決は、一審原告Aが述べていない事実を一審原告らの主張として作り上げ、それを前提に一審原告らの主張を論難するが、あり得ない暴論である。原判決は、一審原告Aの目撃状況と押田鑑定書の結論が一致することを、意図的に認めないようにしている。

5 「あっちだ」で手を離れたか

（1）原判決の認定

原判決は、「無線指令で家人が弁護士であることを認識しており、『あっちだ』との津谷弁護士や原告Aの指摘を受けて、腕を掴んでいる者が津谷弁護士であり、弁護士であればけん銃を使用することがないものと考えたとしても特に不自然、不合理なことではない」（59頁）という。

これは、津谷弁護士が「俺は被害者だ」「あっちだ」と言い、一審原告Aが「あっちだ」と言った直後に、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の手を離していたかどうかに関わる問題である（甲11の1、7頁参照）。

この点に関して、原判決では、津谷弁護士の上記言葉及び一審原告Aの上記言葉については当事者間に争いがないと認定した上で、「S警部補らが

その後も必要以上に津谷弁護士の手を掴み続けたことを認めるに足りる的確な証拠はない。」(73頁)としている。

「必要以上に」というが、この場合の「必要」とは何だったのかがそもそも曖昧なのである。S警部補は、当時なぜ、津谷弁護士の手を掴んでいたのかを、K巡查部長にすら述べていない。

そうであるにもかかわらず、裁判所が「必要」の中身を具体的に特定できないまま、「必要以上に」と決め付けるのは、恣意的である。しかも、「認めるに足りる証拠」ではなく、「認めるに足りる的確な証拠」という制約を設けることで、一審原告らの主張立証を一蹴した。先に結論ありきの決め付けの事実認定である。

(2) S警部補の無言

ア 最初にけん銃を持っている津谷弁護士の手を掴んだのは、S警部補である。S警部補が無言で津谷弁護士の手を掴んだから、津谷弁護士には、S警部補が自分の手を掴んだ目的はわからない。けん銃を渡してほしいのであれば、津谷弁護士に「けん銃を渡しなさい」と言えばよく、暴発を防ぐ目的であれば、「危険だから銃口を人に向けないようにして渡しなさい」と言えばいい。

ところが、S警部補の行動は無言で行われ、その後も無言を通してあるので、津谷弁護士には、S警部補が手を掴み続けている目的がわからない。S警部補の部下であるK巡查部長にしても、同様である。

イ 事件現場の警察官は、現場の指揮官である警察官の指揮命令で動くのであるから(警察法63条)、本件の場合で言えば、S警部補が指揮命令しないかぎり、K巡查部長はそれまでの動作を取り続けなければならない。

現場にいる人が何を言おうが無視して上司の命令のみに従う。なぜなら、現場に居る人の言葉に警察官各自がそれぞれの判断で応じてしまう

と、立ち入ったばかりの現場で複数の人がそれぞれ勝手なことを言っているような場合、各警察官は誰の言葉に従えばいいかわからなくなり、現場の指揮命令系統が崩壊し、事態は却って混乱しかねないからである。警察官は上司の警察官の指揮命令だけに従うべきであり、それ以外の現場に居合わせた一般の人の言葉に従うようなことをしてはいけないのである。

津谷弁護士も一審原告Aも一市民に過ぎず、S警部補及びK巡查部長にとって現場の指揮官ではないから、何を言われようと、従うべき言葉ではない。本件現場における警察官の指揮官は、S警部補である。S警部補が津谷弁護士の手を離すことを決め、K巡查部長に指揮命令しなければ、K巡查部長が津谷弁護士の手を離すことはないのである。

S警部補は、津谷弁護士の手を掴んだとき、そばにいるK巡查部長に何をすべきか指揮命令していない。S警部補から何の指揮命令もない状態で、K巡查部長は何もしないで立っているわけにもいかず、S警部補の動作から自分も同じように津谷弁護士の手首を掴まなければいいのだと理解し、これを実行した。

S警部補から何ら否定されなかったK巡查部長としては、S警部補から「この男の手首を掴んでいる」と命令されている状態になっているのであるから、S警部補に「手を離せ」と指揮命令するか、K巡查部長によく見える位置で津谷弁護士の手を離されない限り、K巡查部長が津谷弁護士の手を離すことはない。

しかも、S警部補及びK巡查部長の説明のとおりだとすれば、K巡查部長の手は津谷弁護士の手を掴んでいるS警部補の手を掴んでいる格好、関係にあって、S警部補が無言で先に手を離すことができないから、S警部補が「手を離せ」と言葉に出して言わないと、K巡查部長は手を離さない。

本件の場合、S警部補は、津谷弁護士が「俺は被害者だ」「あっちだ」と言い、一審原告Aが「あっちだ」と言った後も、無言だったのであるから、K巡査部長が津谷弁護士の手を掴んでいるS警部補の手の上にある自分の手を離すはずがないのである。

ウ S警部補が、無言であったにせよ、津谷弁護士の手にはけん銃があることに注目して手を掴んだことは明らかである。そうであれば、自分が手を掴んでいる相手が津谷弁護士であることがわかったとしても、手を離す理由にはならない。

津谷弁護士が「俺は被害者だ」と言って自分が侵入者でないことを説明し、「あっちだ」と言うことで「あっち」こそが侵入者だと訴えたとしても、もし、S警部補が、どちらの男が犯人かということを考えて、津谷弁護士を犯人だと思い、手を掴んだのであれば、津谷弁護士のこの言葉に、「津谷さんですか」と相手確認をして、「そうです」と言われれば、直ちに反応して手を離したはずであるが、そのときには、殺されようとしている被害者である津谷弁護士を侵入者と間違えるという、とんでもなく危険で失礼なことをしたわけであるから、公務員（警察官）の常識として、「大変失礼しました」くらいのことを言うはずである。そして、「危険ですから、けん銃を渡してください」と言って、津谷弁護士からけん銃を受け取り、津谷弁護士を被害者としてみて侵入者の不意の攻撃から守るために、一審被告Sが潜んでいる可能性の高い応接室から遠ざけるべく、「危ないですから台所に入ってください」と言い、津谷弁護士を台所に移動させたはずである。

しかし、S警部補は、津谷弁護士が被害者だとわかって手を離したはずであるのに、当然出るはずの、「けん銃を渡してください」も「台所に入ってください」も言わず、何も言わずに、応接室の入口に向かったというのである。

けん銃に執着して手を掴んでいたはずなのに、津谷弁護士に「けん銃を渡してください」と言わないS警部補の態度は、如何にも奇異である。被害者を助けに来たはずなのに、津谷弁護士を保護するための言動を何もしないのも奇異である。

S警部補がこういった言葉を発していないのは、実際には、津谷弁護士の「俺は被害者だ」、「あっちだ」という声、女性の「あっちだ」という声に影響を受けてそれまでの動作を止めたという事実がないからである。

そして、S警部補が津谷弁護士の手を離さない以上、S警部補の指揮命令なく、K巡查部長が津谷弁護士の手を離すことはないのである。

一審原告Aが陳述書（甲106）で述べているとおり、津谷弁護士の「俺は被害者だ」、「あっちだ」という声、女性の「あっちだ」という声の後も、S警部補及びK巡查部長は、それまでの同じ動作を続けていたから、沈黙が続いたのである。

（3）津谷弁護士の手を掴んでいたときの状況と手を離す順番

ア S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の「手を掴んでいた」という事実レベルでは、S警部補及びK巡查部長の言い分と一審原告Aの目撃事実とは一致する。しかし、「手を掴んでいた」状態をさらに詳しくみると、両者は、行為としても、視覚的にも、全く異なる。

S警部補及びK巡查部長が、津谷弁護士がけん銃を持っている手を2人で握っていたと述べている（甲33写真23～25，甲83写真10～12）のに対して、一審原告Aは、S警部補及びK巡查部長は津谷弁護士の両手首を別々に掴んでいたと述べている（甲11の1，6頁，甲82写真42，43）。

もっとも、一審原告Aが廊下に出て3人の様子を見たのは、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の手を掴んでいる状態が続いた全体の時

間ではないから、一審原告Aが見ていないときにS警部補らが言うような場面があったかどうかはわからないが、S警部補及びK巡查部長は2人で津谷弁護士の片手を掴み続けていたということであるから、一審原告Aが目撃したような状態はなかったということになる。

イ どちらが真相なのか。この点を解く鍵が、手を離した順番にある。

S警部補は終始無言だったから、K巡查部長はS警部補の真似をして行為するしかなかった。そうだとすると、手を離す順番も、先にS警部補が手を離さなければ、K巡查部長が手を離すことはないということになる。

K巡查部長は、刑事裁判の証言（甲65の1）で、「まず最初に、S警部補及びK巡查部長班長が手を放し（た）」（4頁）と説明している。原審でも同様の証言をしている（K巡查部長調書46頁）。実際に手を離すときもS警部補は無言だった（K巡查部長調書43～46頁）。

そうだとすると、K巡查部長は、S警部補が手を離したことを現認するか、手を離すS警部補の意思が明確であることに気づかないと、自分も津谷弁護士の手を離すという動作をとらないことになる。

ウ ここで、S警部補らが言うように、2人が手を重ねるように津谷弁護士の片方の手を掴んでいたのだとすると、先に掴んだS警部補の手が下に、後から掴んだK巡查部長の手が上になって重なる（甲83写真10～12参照）。

このような状態で、S警部補が手を離そうとすれば、K巡查部長に「手を離せ」と言って、K巡查部長に手を離させなければ、自分の手を津谷弁護士から離すことができない。

つまり、この場合、S警部補の「手を離せ」という指揮命令があつて、K巡查部長がこれに従ったときに初めて、S警部補は手を離すことができるのである。

手を離す順番は、K 巡査部長が先で、S 警部補は後になる。動作の順番が逆になる。

しかも、S 警部補が「手を離せ」と言わなければ、K 巡査部長が手を離すことはないのに、本件当時、S 警部補は現場で「手を離せ」と言っていない。

そうであれば、K 巡査部長が手を離すはずがなく、S 警部補は手を離すことができなかつたことになる。

エ この点に関して、原審の証人尋問で詳しく問い質すと、K 巡査部長は、「中から抜けますよ」（K 巡査部長調書 5 3 頁）と答え、「中から抜けますというのは、あなたが手を緩めたということなんですか。」と質問すると、「もともとそんな握り潰すように強くはやっておりません。横とか人に向かないようにということでやっております。」と答えた（K 巡査部長調書同頁）。

しかし、実況見分調書（甲 8 3）の写真 1 0～1 2 からは、緩く掴んでいたようには見えないし、実際にも事件の現場でけん銃の暴発を防ごうとしていたのであれば、緩く掴むような無意味なことをするはずがない。

K 巡査部長がこのような不合理なことを法廷で証言せざるを得なくなつたのは、S 警部補の部下として S 警部補の指揮命令があるまでそれまでの行動を維持しなければならない立場にあつて、津谷弁護士の手を掴んでいたことを認める以上、無言の S 警部補が先に手を離すことがなければ、自分が手を離すことはないという状態を説明しなければならなくなつたからである。

オ しかし、一審原告 A が目撃した状態（甲 1 1 の 1，6 頁，甲 8 2 写真 4 2，4 3）であるならば、S 警部補と K 巡査部長は津谷弁護士の左右の手をそれぞれ掴んでいたのであるから、S 警部補が津谷弁護士の手を

離すために、K 巡査部長が津谷弁護士の手を緩く掴んでいる必要はない。

そして、S 警部補及びK 巡査部長が津谷弁護士の異なる手を掴んでいたとすれば、S 警部補が無言で手を離した場合、K 巡査部長は、そのことに気づかないかぎり、自分も津谷弁護士の手を離すという動作をすることはない。

この点、一審原告Aが目撃した並び方（津谷弁護士を真ん中に、左側にS 警部補、右側にK 巡査部長が立ち、3人が同じ方向を向いている）を3人がしていたとすれば、応接室入口の方向を向いていたK 巡査部長には、左隣の津谷弁護士の更に左側に立っているS 警部補が手を離したことは見えないから、S 警部補が手を離した後も、それに気づくまでの間、津谷弁護士の手を掴み続けることになる。

カ S 警部補が津谷弁護士の手を掴んだ理由の説明は現場でなされず、S 警部補の真意はK 巡査部長にとってもはっきりしなかったが、けん銃の暴発を防ぐつもりだったとすれば、津谷弁護士に「俺じゃない」「あっちだ」と言われ、一審原告Aに「あっちだ」と言われたとしても、S 警部補がけん銃を持っている津谷弁護士の手を離す理由にはならない。

そのようなS 警部補が掴んでいた津谷弁護士の手を離すきっかけがあるとすれば、けん銃の暴発のおそれよりももっと重大なことが現実起こった場合だけである。

それが、一審被告Sによる津谷弁護士の刺突である。

現職警察官の目の前での殺人の実行行為がなされているのであるから、けん銃の暴発を懸念して腕を掴み続けるどころではない。S 警部補は1回目の刺突があったときに、またしても無言で、手を離したのである。

しかし、手を離しただけで、それ以外のことは何もしなかった。S 警部補がK 巡査部長に津谷弁護士の手を離すよう指揮命令をしなかった

ので、S警部補が手を離したことに気づいていないK巡查部長は、津谷弁護士が1度刺されて跪いても手を離さず、そのときに一審被告Sは2度目の刺突を行ったのである。

K巡查部長が津谷弁護士の手を離さない状態で一審被告Sの2度目の刺突行為が行われたときに、S警部補がK巡查部長に対して大声で「何で手を離さないんだ」などと怒鳴っていないのは、S警部補がK巡查部長に津谷弁護士の手を離すように指揮命令していないからである。

(4) 押田鑑定書との整合性

押田鑑定書（甲105）によれば、津谷弁護士の身体の2つの傷の位置と、当時津谷弁護士が着ていたスウェットの2つの破損位置とを比較すると、津谷弁護士が1度目の刺突をされたときは、一審原告Aが目撃したのと同じ態勢の、津谷弁護士は両手を両側からL字のように持ち上げられていた状態だったこと、2度目の刺突をされたときは、右手だけが持ち上げられている状態だったことが伺われる。

前記（3）により明らかになった事実は、押田鑑定書で明らかにした事実に合致するのである。

6 「他の的確な証拠」

(1) 原判決

原判決は、「他にこれ（一審原告らの主張）を認めるに足りる的確な証拠もない」という（59頁）が、そのようなことはない。

(2) 津谷弁護士が本件凶器から身をおかわそうとした形跡がない

津谷弁護士の身体が正面から2回刺されているということは、津谷弁護士は、刺される前から、一審被告Sが自分を本件凶器で刺そうとしていることを目の当たりにして知っていたことになる。そうであれば、逃げようとしたり、心臓部や顔面などを刺されないよう本件凶器の刃先をおかわそう

としたりしたはずである。

一審被告側の主張によれば、一審被告Sが応接室から廊下に走り出して来たときに、津谷弁護士は、廊下の台所入口辺りにいたのであるから（甲64の1別紙2，甲65の1別紙2参照）、台所に走り込めばよかつたはずであるが、そうしていない。

台所内で津谷弁護士が入って来るのを待っていた一審原告Aは、台所入口の引き戸前で廊下へ向いて立っていたのであり（甲106写真26）、津谷弁護士が台所入口近くに立っていれば、同人の姿が見えたはずであるが、一審原告Aは津谷弁護士の姿を見ていない。津谷弁護士が廊下の台所入口辺りにいたというS警部補及びK巡查部長の説明（甲64の1別紙2，甲65の1別紙2参照）がそもそも疑わしい。

その点を置くとしても、津谷弁護士は、正面から本件凶器により刺されているにもかかわらず、身体をかわして、受傷を免れたり少なくしようとしたりしていない。一審被告Sに正面から向き合い、2回も刺されるというのは、如何にも不自然である。

ただ一箇所だけ、左手の親指と掌を切っているが、これは左胸下を刺されたときに咄嗟に刃先を掴んだときに、一審被告Sが本件凶器を引いたときにできた傷と考えられる。

7 廊下の明るさ

(1) 原判決

S警部補及びK巡查部長は、廊下に立ってお互いに向き合っているときに、同人らの間で一審被告Sが津谷弁護士に突進して行くところを見たが、刺突する場面は2度とも見ていないという。そこで、一審原告らは、原審において、そのことの不合理さを指摘したが、原判決は、この点について全く言及していない。

この場面こそ、津谷弁護士の刺突場面として極めて重要な事実に関する

ことであり、裁判所としては、S警部補及びK巡查部長が説明する状況が本当にあったのか否かを検討すべきであったのに、検討をしていない。

(2) 廊下などの明るさ

本件当時、11月4日午前4時過ぎだったことからして、明かりがなければ廊下は暗い。明かりが点いていなかったのであれば、S警部補もK巡查部長も一審被告Sや津谷弁護士の動きが暗くて見えなかったという弁解があり得なくはない。

しかし、本件当時、廊下の明かりは点いていた。応接室ドア中央前から津谷弁護士寝室ドア中央前までの廊下の長さは約5.18メートルである(原判決別紙3参照)。津谷弁護士が立っていたとされる位置から同人の寝室入口までは約3メートルである(甲83現場見取図4)。K巡查部長のすぐ目の前に津谷弁護士は立っていた。本件事件当時、廊下には明かりが点いていた。玄関を入った位置から廊下突き当り方向をみても、逆に廊下突き当たりの位置から玄関方向をみても、廊下全体の様子が見え、161センチメートルの身長男性、166.6センチメートルの男性(津谷弁護士)が応接室入口前から津谷弁護士の寝室入り口前までの廊下に立っていたとき、暗くて姿が見えないという状況はなかった。

(3) 一瞬見ていない場面があったとしても、どちらかは見ていた

S警部補らの説明によれば、S警部補は玄関を上った位置(津谷弁護士寝室前まで約6.6メートル)、K巡查部長は津谷弁護士の寝室の前の位置で、向き合った格好で立っていた。その間に、応接室から廊下に突進してきた一審被告Sとこれに向き合う格好で津谷弁護士がいたという。

S警部補及びK巡查部長にとって、応接室から出て来た一審被告Sの動きは、途切れることなく見えていたことになる。

見ていないときがあったとすれば、それはS警部補またはK巡查部長が一審被告Sから視線を外したときだけである。

S警部補は、応接室から突然、飛び出してきた一審被告Sに刺されそうになって飛び退いたときに、刺されたと思い、一瞬、自分の腹部を見たという（甲33写真36）。

K巡查部長は、廊下に出てきた一審被告Sが津谷弁護士の方に突進して来て、両者がもみ合いになりながら後退してきたときに、自分も後ずさりし、背後の障害物に背中が当たり一瞬振り向いたという（甲83写真21）。

S警部補及びK巡查部長のいた位置及び一瞬目を離したことがあったという動きが仮にあったとしても、S警部補とK巡查部長が一審被告Sの動きを見ていない瞬間は、異なる。

すなわち、S警部補が腹部に目を落としたときは、K巡查部長が一審被告Sの動きを見ており、また、K巡查部長が一審被告Sから視線を外したときは、S警部補が一審被告Sの動きを見ているのである。

一審被告Sの動きは、S警部補及びK巡查部長が補い合う関係になって、すべて見られていたことになる。一審被告Sがこのときに津谷弁護士を刺突したとすれば、S警部補及びK巡查部長の双方がみていたか、少なくともどちらかは見ていたことになる。

しかも、津谷弁護士は柄の長い本件凶器で腹部及び胸部を2回にわたって深く刺突されており、腹部や胸部を深く刺された際やその直後に津谷弁護士が跪く場面があったとすれば、そこで津谷弁護士の後方移動は止まっていたのであるから、S警部補及びK巡查部長がともに印象的な場面として見ていたことになる。

8 津谷弁護士が刺突された場所

（1）津谷弁護士が後ずさりしているときの刺突ではなかった

S警部補によれば、一審被告Sが飛び出してきたとき、腹部を刺されたと思い、一瞬、腹部を見たとのことであるが、直ぐに前をみれば、目の前に一審被告Sがいるはずである。

S警部補の走る速さが50メートル、10秒だと仮定すると（小学6年生の男子の平均が8.47秒、女子の平均が9.01秒であるから、身長183センチメートル、1歩の歩幅が大きい現職警察官について10秒はかなり遅い）、1秒足らずで、津谷弁護士寝室前に到達してしまう。

廊下で一審被告Sが津谷弁護士を刺す行動をとろうとしたとき、津谷弁護士とK巡查部長が後ずさりしたのであれば、一審被告Sは直ぐに追いついて、津谷弁護士を刺突できる。しかし、S警部補が一審被告Sのすぐ背後に追いつくから、S警部補は一審被告Sを後ろから羽交い絞めにするなどして、津谷弁護士が2回にわたって刺突されることを未然に防いではずである。

一審被告Sが本件凶器で津谷弁護士を刺突しようとしたとき、津谷弁護士が後ずさりしていたのであれば、一審被告Sは、本件凶器が長いことから、津谷弁護士を追いながら、両手で本件凶器を持って前へ突き出し、その後引くという動作をしなければならない。

あるいは、津谷弁護士が後ずさりしているのであれば（甲48写真9の姿勢では後ずさりできないことはすでに説明した）、一審被告Sが止まれば、引き抜く動作はいらなくなる。

しかし、一審原告Aの供述によると、4人が廊下を走り去っていくとき、だれも止まっていない。一審被告Sが立ち止まれば、S警部補が後方から羽交い絞めにする。それをしていないのは、そのような状況がなかったからである。

K巡查部長は、自分の目の前に立っている津谷弁護士が2回、刺されていれば、津谷弁護士の肩越しに、一審被告Sの動きが見えたはずである。

S警部補もK巡查部長も、一審被告Sが津谷弁護士を刺突した場面を全く見ていないのは、S警部補及びK巡查部長が説明するような場面がなかったからである。

(2) 消去法による刺突場所の特定

消去法で刺突場所を絞り込んで行くと、津谷弁護士の寝室でもなく、廊下を走っているときでもないから、残るのは、走り出す前にいた場所である。一審原告Aが目撃した場所（応接室入口前の廊下）は、津谷弁護士が刺突された場所として考えられる唯一残った場所である。

9 機捜6が津谷弁護士宅に到着するまで無言だったS警部補

(1) S警部補の沈黙の重大性

原判決は、争点2（59頁以下）において、(1)津谷弁護士宅に到着するまで、(2)本件被害者宅に立ち入るまで、を論じているが、その位置づけが曖昧であり、班長であるS警部補が行っていたことをあえて曖昧にしている。

前記したとおり、津谷弁護士宅に立ち入った後のS警部補は「やめれ」の一言以外一言も発せず、津谷弁護士、一審原告Aにとって何を考えているかわからなかっただけでなく、K巡查部長にとってもはっきりせず、K巡查部長はS警部補の考えを推測して行動するしかなかった。

そのことは、通信指令室の無線指令を受けたときからのことにもそのまま当てはまる。本来、機捜6の助手席に座っていて、無線指令との受け答えをし、K巡查部長に指揮命令するはずのS警部補は、助手席に座っておらず、無線指令の受け答えをせず、K巡查部長に指揮命令をしていなかった。通信指令室との受け答えをしていたのは、前日から経験入隊していたS巡查であった。この点について、K巡查部長は、自分も通信指令室とのやりとりをしていた旨証言しているが、機捜6を運転しているK巡查部長が通信指令室の無線指令との受け答えをしていたかは、かなり疑問である。S警部補が関与していなかったことは、原審におけるS警部補自身の証人尋問から明らかである。

津谷弁護士宅に到着するまで、S警部補は、後部座席に座ったままで、

通信指令室と連絡を取り合うことをしていなかった。また、K 巡查部長及び S 巡查に対して、津谷弁護士宅に到着した後の役割分担を説明することもなく、装備品の着装の要否を K 巡查部長や S 巡查に言ったことはなく、装備品を着装を指揮命令し、点検することもなかった。

津谷弁護士宅前に到着したときも、S 警部補は、本来、通信指令室に現場到着の報告をしなければならないにもかかわらず、これをせず、K 巡查部長及び S 巡查に何の指揮命令もしないで、無言で機捜 6 を降りてしまった。このような S 警部補の様子をみていた K 巡查部長は、S 巡查に通信指令室への連絡を指揮命令した。S 巡查の現着報告が実際の現着時刻から 1 分近く遅くなっているのは、現着後、直ちに通信指令室に現着を報告すべきことを、S 警部補からも K 巡查部長からも教えられていなかったからである。S 警部補及び K 巡查部長にとって、現着時刻の報告はその程度のものであったのである。

また、S 警部補が自ら通信指令室に現着報告をしていなかったのは、その際に通信指令室の指揮命令を仰ぐつもりもなければ、指揮命令に従って行動するつもりもなかったからである。S 警部補は、K 巡查部長や S 巡查と津谷弁護士宅に立ち入る前の段取りをせず、特段何の準備もしないで、黙って 1 人で津谷弁護士宅に向かっていたほどであるから、慎重を期する必要もなければ、通信指令室の指揮命令を受けるような事案ではないという認識でいたということである。

S 警部補が K 巡查部長に何の指揮命令もしていないのであれば、津谷弁護士宅に入った後の K 巡查部長の動き方からすれば、津谷弁護士宅に立ち入るまでの K 巡查部長も、S 警部補のすぐ後ろを黙ってついていったはずである。それが、S 警部補と K 巡查部長の、指揮命令をする側と受ける側の関係である。

K 巡查部長が、中途半端に玄関方向に少し歩いてから自分の後について

くるようにという，S警部補に指揮命令されていないことを独断で行うはずがない。上司と事件現場に乗り込もうとしている部下には，そのような裁量権限はない。S警部補が無言であっただけに，K巡查部長としては，S警部補の後をついて行くことしかやるべきことがなかったのである。

K巡查部長から，S警部補に対して「周囲を見てきましょうか」と提案し，S警部補がこれを指揮命令することはあり得たかもしれないが，K巡查部長はS警部補にそのような提案をしていない。2人とも黙って津谷弁護士宅の勝手口に向かって歩き，何の緊張感も何の防御の必要性も意識することなく，建物内に立ち入った。S警部補とK巡查部長はそういうコンビなのである。

ここのS警部補及びK巡查部長には，津谷弁護士宅で殺人事件が起ころうとしていることへの緊張感も緊急性の認識もない。

一審原告らが，①機捜6が泉北三丁目地内を機動中だったのにすぐ近くの津谷弁護士宅への到着が異常に遅かったことや，②S警部補が機捜6の助手席に座っていなかったこと，S警部補が通信指令室との受け答えをしていなかったこと，③S警部補が助手席に座りなおして以後の指揮命令をしなかったことなどを問題にしたのに対して，原判決は，①だけを取り上げて，「現場到着が違法と評するのが相当なほどに遅すぎたものとはまでは認められない。」（61頁）としているだけで，①②③がS警部補の指揮官としての対応の問題であることを全く論じていない。

「緊急性」の認識の問題（原判決62頁以下）にしても，S警部補に緊急性の認識，言い換えれば，津谷弁護士宅で重大な事件が起ころうとしていることの予測認識があったかどうかということが問題になっているのであるから，無線指令を受けた後，S警部補がK巡查部長及びS巡查に対してどのような指揮命令をしたかが，具体的に問題になる。

（2）遅すぎた現場到着

原判決は、無線指令を受けた場所は、「秋田市泉北三丁目地内」と認定した(60頁)。これは、機捜6が被害者宅から遠ざかっていることを判決が認めたものである。機捜6は、一旦、津谷弁護士宅から遠ざかった後にUターンして津谷弁護士宅に向かったということである。

「秋田市泉北三丁目地内」であれば、津谷弁護士宅まで約200メートルの距離だったが、原判決は、S警部補及びK巡查部長が「現場付近の地理に精通していたとは認めることはできない。」(61頁)、「現場到着が違法と評するのが相当なほどに遅すぎたものとまでは認められない。」(同頁)とした。

一審原告らの主張は、現着が遅かったこと自体を違法と主張したのではない。無線指令を受けたときに、「秋田市泉北三丁目地内」にいたにもかかわらず、S警部補はK巡查部長に津谷弁護士宅へ向かうよう指揮命令しておらず、K巡查部長がそのまま走ったことにより、津谷弁護士宅への到着が遅れたという指摘をしたもので、S警部補のやる気のなさを指摘したのである。

機捜6で無線指令を受けたとき、S警部補は無言だった。原審において、無線指令を受けたとき、S警部補が積極的に指揮命令をした旨の証言はなかった。S警部補から何の指揮命令がなかったため、K巡查部長はそのまま運転を続け、津谷弁護士宅から遠ざかったのである。無線指令を受けた地点でS警部補がK巡查部長に車を止めてさせて、無線指令で被害者宅を確認すれば、1分内外で被害者宅に到着した。そのようなごく初歩的なことさえS警部補はしていなかった。このような行動自体、S警部補の仕事のやる気の無さを示している。

やる気のない姿勢で危険な事件の現場に突然、臨場すれば、現場の状況に驚いてしまい、的確な対応ができない可能性が高くなるのである。

(3) 追加情報を求めなかったこと

原判決は、追加情報を求めても通信指令室にはなかった、通信指令室が一審原告Aに求めるために電話をすれば同人に危害が及ぶおそれがあった、連絡が取れたとしても通信指令室から機捜6に知らせる前に機捜6は現地に到着していたことが予想される、として、追加情報を求めなかったことは違法ではないとする（61～62頁）。

しかし、一審原告らの主張はこの点だけを取り上げて違法かどうかを問題にしたのではない。緊張感を欠いていたことを示す事実として指摘したものである。

現在進行中の事件について110番通報があった場合、現場に向かう警察官としては、刻々と変化するどうなっているかわからない現場の状況をいくらかでも知って、具体的な対応策を考え準備しておきたいと考える。通信指令室に追加情報を求めるのは、そのためである。最初の無線指令の後、通信指令室が通報者と会話をしているかどうか、どのような会話をしているかは、現場に向かう警察官にはわからない。だから問い合わせるのである。

そして本件では、一審原告Aの通報でわかっていた一審被告Sが既に家の中に入っていることについて指令者が指令で伝えていなかったのだから、S警部補が通信指令室に「犯人は家の中に入っているのか」という質問をすれば、「既に入っている」という回答があったのである。

通信指令室にとっては新たな情報ではないが、指令を受ける側にとっては極めて重要な新たな情報である。このような情報があれば、S警部補及びK巡査部長の緊張感は一気に高まったに違いないし、津谷弁護士宅の周囲の確認や、家の中にだれがどのようなタイミングで立ち入るか、装備はどのようにすればよいかなど、検討し準備すべきことが多くあった。立ち入り方如何によっては、家人のみならず警察官さえもが大怪我をしたり人質になったりしかねないから、極めて慎重に対応する必要があったのであ

る。

無線指令を受けたときに走行していた場所から被害者宅まで約200メートルの距離だったことからすれば、追加情報を求めている間に被害者宅に到着してしまったかもしれないが、問題は、S警部補が事件現場の状況に関する新たな情報を得ようとする緊張感のある対応を行っていたかどうかであり、無言のまま、追加情報を求めなかったのは、緊張感のある対応がなかったことを示しているということである。

(4) S警部補が助手席に座らなかったこと

原判決は、S警部補が班長に地位にあったことから助手席に座るべきであったとしつつ、しかし、「移動しなければ適切な通信指令室との交信ができなかったと認めるに足りる証拠はない」(62頁)とし、緊張感を欠いていたとは言えないという。

しかし、被害者宅のすぐ近くである秋田市泉北三丁目地内で無線指令を受けていながら、K巡查部長がその場から遠ざかる運転をしているのを止めさせようとせず、通信指令室とのやりとりを前日から体験乗車しているS巡查にやらせていること自体、被害者宅への到着を遅らせる対応である。

また、助手席に座ることは、通信指令室との連絡のためだけではなく、犯人やその車両が被害者宅方向から現れる可能性があるから、被害者宅に到着するまで、運転者と助手席の班長が、緊張感を持って周囲を見張っている必要があるものであり、前日から体験入隊したばかりのS巡查には、S警部補の替わりはととてもつとまらない。この点について、原判決は、全く言及していない。

(5) 靴を脱いだこと

原判決は、靴を脱いだから緊張感がないとか、靴を脱ぐのに時間がかかったわけではないから、緊張感を欠いていたとは言えないという(63頁)。

しかし、ここで問題にしている「緊張感」は、靴を脱ぐ時間の問題では

ない。S警部補が、予測しがたい様々な場面展開が起こることを考えて対応していたかということである。

午前4時頃に弁護士宅に来て「殺す」と言っているような不法侵入者は、津谷弁護士宅内に入っても靴を履いたままでいる可能性が高い。靴を履いていることによって、警察官が来たことがわかれば、すぐに走って外へ出て逃亡することができる。侵入者がS警部補の目の前で逃走した場合、靴を脱いでいるS警部補としては、どうするつもりだったのか。靴を履かずに靴下のままで追いかけるのか。靴を履いていないK巡查部長に追跡させるのか。機捜6に置いてきたS巡查に追跡させるのか。どれも現実味が無い。

S警部補には、家の外に逃げた侵入者を追跡する考えがなかったのである。どのような展開になっても犯人を捕まえるという気概、緊張感がS警部補には全くなかったということである。

K巡查部長は、S警部補が言葉で何も指揮命令しないことから、S警部補の真似をして靴を脱いだけで、特段の考えがあつてしたことではない。

(6) 警棒の携帯，耐刃防護衣の着装

原判決は、「本件当時は、警棒の携帯の要否等は臨場する警察官の判断に委ねられていたのである。そして、S警部補は、現場到着後、速やかに降車して勝手口に回り、台所に立ち入っている。」(63頁)と認定していることからして、S警部補は、一刻も早く津谷弁護士宅内に立ち入ることを優先して警棒の携帯等を行わないという判断をしたのだと、読める。

しかし、110番通報の緊急性は、単に急いで現場に入ればいいというものではない。通報者や臨場警察官の生命身体に危害が及ぶ可能性があるものであるから、拙速な行動は許されない。慎重に対応しなければならないのである。

原判決が言うように、本件において、S警部補が警棒の携帯等について

携帯等をしないという判断したのであれば、そのように判断することにした理由をK巡查部長やS巡查に説明したり、少なくとも、「現場立ち入りを急ぐから警棒の携帯等はしなくていい」とK巡查部長やS巡查に言うはずだが、そのような説明をしたり言ったりした形跡はない。津谷弁護士宅前に着いたところで、黙って1人で車を降り、そのまま津谷弁護士宅の勝手口に向かっただけである。K巡查部長やS巡查には、警棒の携帯等をしなくていい理由はわからない。このような行動は裁量判断によるものとは言えない。

S警部補が「臨場することを優先し」たのであれば、被害者宅から約200メートルの場所で無線指令を傍受したときに、直ちに車を停めて、行き先を確認して直ちに津谷弁護士宅に向かったはずである。そのような対応をしていなかったS警部補が津谷弁護士宅前に着いた途端、臨場を優先したというのは、整合性を欠く。

しかも、本件では、S警部補及びK巡查部長が現場到着したとき、すでに一審被告Sは家の中に立ち入っていたのであるから、S警部補らが立ち入ることは慎重を期する必要があった。

しかるに、S警部補には、慎重さがまるでない。S警部補は、家の中にいる侵入者の人数も武器の有無種類も何もわからないまま、単独で立ち入った（甲33写真4～11）というのであるから、無謀としか言いようがない。これでは、立ち入った後、沈着冷静に対応できるはずがない。そのような状態を作ったのはS警部補だったのである。

（7）S警部補は本件凶器の刃先をかわすことができたか

原判決は、「S警部補の供述によれば」として、「S警部補は、被告Sが本件凶器を持って応接室から出てきた際、体をかまし、自らが刺されたかと思い、腹部を確認し、その間に、被告Sは津谷弁護士の方に向かっていった（証人S警部補）ということになる。」（65頁）という事実を認定し

ている。

ここでは、警棒を所持し、耐刃防護衣を着装していれば、津谷弁護士が身体の正面から2回にわたって刺突されることは防げたのではないかということが問題になっているのであるが、そもそもS警部補が言うような上記のような状況があったのかを一審原告らは争っているにもかかわらず、原判決は、何ら検討していない（65頁）。

しかし、S警部補の説明内容が非現実的であることは、容易にわかる。S警部補は、津谷弁護士の手を離した後、目の前の応接室入口に向かって2、3歩歩き、応接室の中に入ろうとしたときに、応接室の中から本件凶器を構えた一審被告Sが飛び出してきて、S警部補の腹部と本件凶器の刃先の間が2センチメートルまで接近したので（甲33写真32とその説明文）、慌てて後方に飛び退いたというのである（甲33写真34）。

S警部補が応接室内に歩いて入ろうとしたときに、一審被告Sが飛び出して来たのだとすれば、S警部補が本件凶器の刃先を回避することは不可能である。S警部補の腹部と本件凶器の刃先の間が2センチメートルまで接近するまで、S警部補は前進していたということであるから、本件凶器の刃先に気づいたときに、後方に飛び退くための動作を開始することになる。その動作は、直前まで前方に進んでいた身体を瞬間にして後方に移動させようとするのであるから、一瞬にせよ、一旦、膝を曲げ、重心を低くしてから、膝を伸ばす勢いで身体を後方に移動させることになる。これ以外に後方に飛び退く方法はない。これと全く同じ時期に、一審被告Sは前進方向に突進しているのであるから、S警部補の腹部と本件凶器の刃先の間が2センチメートルは、互いにあつと言う間に接近し、0センチメートルからマイナスになり、本件凶器の刃先は確実にS警部補の腹部に突き刺さる。

S警部補は、検面調書（甲147）で、「そのとき、私は、ワーッと声

を上げて、両手を上に振り上げるような恰好になりました。」(5頁)と説明している。このようなことをしていたら、確実に腹部に刺されている。この点について、原審でS警部補に問い質したが、「刺さらずに、かわしました。」(64頁)と言うのみで、合理的な説明は何もしていない(S警部補調書63～65頁)。

原判決は、警棒の携帯や耐刃防護衣の着装の要否の説明の中で、S警部補の行動の説明を論証抜きで事実として認定してしまった。証拠に基づかない事実認定である。

(8) 現場での役割分担

原判決は、「事後的に見れば」不十分だったというだけで、「当時、本件被害者宅の玄関は施錠されていたのであるから、K巡查部長に玄関から立ち入る義務があったと解することはできないし、K巡查部長が本件被害者宅の外周を確認すれば、応接室の窓が割れて、侵入した痕跡を発見できたとしても、この侵入態様に照らすと、K巡查部長に応接室の窓から立ち入るべき義務があったとも認められないから、K巡查部長がS警部補と同様に台所の勝手口から立ち入ったことは違法ではない。」(67～68頁)という。

この部分だけを切り取って、「事後的に見れば」などという論じ方をすることが、本件事案に即しておらず、誤りである。

既に繰り返し述べているとおり、S警部補は、通信指令室の無線指令を受けた後、機捜6の中でも、機捜6が津谷弁護士宅前に到着したときも、その後、機捜6から降りるときも、終始、無言だったのであり、K巡查部長やS巡查に何の指揮命令もしていない。役割分担もしないで、殺人事件が起こる危険がある現場に臨場すること自体が、無謀であり、到底、組織的な警察活動とは言えない。

S警部補が、不法侵入事件としてふつうに役割分担をして、自分とS巡

査が勝手口から入ることにし、K 巡査部長を玄関側に回らせ、侵入口を探させ、そこから被害者宅内に入らせていけば、一審被告 S が S 警部補、S 巡査の姿を見て、応接室に駆け込んでくれば、そこで K 巡査部長が一審被告 S に本件凶器を持たせないよう妨害したはずであるから、一審被告 S の犯行の妨害と津谷弁護士の身の安全の確保と双方を容易に実現できたのである。

これはオーソドックスな対応であり、本件においては、S 警部補が原則通りの指揮命令をしていけば、重大な結果は生じなかったのである。

(9) S 警部補が予測すべき事態

原判決は、「S 警部補らの現場到着から被告 S を現行犯逮捕するまでの時間は降車してから本件被害者宅に立ち入るまでの時間を含めておよそ 2 分 25 秒であって、S 警部補らが現場の状況を把握することができるだけの時間があったわけではないこと、S 警部補らにおいて、被告 S がけん銃以外に本件凶器を持参していることを具体的に予見できたとは認められないこと、K 巡査部長は S 警部補に遅れて立ち入っていることなどを考慮すると」、S 警部補と K 巡査部長の役割分担や連携が必ずしも十分なものでなかったとしても、不法行為の成立まで認めることはできないとする（68 頁）。

これも詭弁である。時間の問題は既に説明したとおり、津谷弁護士を保護するには、十分過ぎるほどの時間があったのである。

津谷弁護士及び一審原告 A も、一審被告 S がけん銃以外に本件凶器を持ち込んでいたことを事前には知らなかったし、予見もしていなかった。そのことで、津谷弁護士が本件の場合のように本件凶器で 2 回、刺突されて死亡したことは避け得なかったと言えるだろうか。

侵入者（一審被告 S）は、禁制品であるけん銃を津谷弁護士宅に持ち込んで津谷弁護士を殺害しようとしたほどの人物である。殺意は確定的であ

り、けん銃での殺害がうまく行かなかつたら潔く殺害を諦めるなどということとは考えられない。けん銃以外にも凶器を持ち込んでいるかもしれないし、津谷弁護士宅にある物を凶器にして津谷弁護士を殺害しようとしているはずだと考えるべきである。

S警部補が本件のおときよりも被害者宅内に立ち入る時刻が遅ければ、どうなっていたか。津谷弁護士と一審原告Aは、一審被告Sにけん銃で撃たれないよう一審被告Sが持っているけん銃の銃口が天井に向くよう一審被告Sの手首や腕を押し上げ続け、どこかの時点で一審被告Sを押しえつける行動に出ていたに違いない。どのような行動をとっていたにしても、津谷弁護士が本件凶器によって本件の場合と同じような刺され方(本件傷2)をして死亡したとは到底考えられない。

本件凶器の存在を予想できなかつたとしても、本件凶器による本件犯行を回避することは、現行犯人逮捕の素人である津谷弁護士及び一審原告Aにとって可能だったのである。

それが、犯人逮捕を業務とする機動捜査隊員であるS警部補及びK巡査部長にとって、本件凶器の存在を予見できなかつたから対処できなかつたと言うのは、詭弁以外の何ものでもない。

S警部補及びK巡査部長は、一審被告Sがどのような凶器を使用するとしても、津谷弁護士の安全を守らなければならなかつたのである。それが現場での臨機応変の対応が求められる、警察官の被害者保護活動である。

10 津谷弁護士宅に立ち入った後の問題点

(1) S警部補が「警察だ」と言わなかつたことの問題性

原判決は、一審被告Sは、私服姿のS警部補及びK巡査部長をみて警察官だと気づいていながら、なおも犯行に及んだのだから、「警察だ」と言つたとしても津谷弁護士の死亡という結果を回避できたとはまでは認められない、とする(69頁)。

ここで、原判決が津谷弁護士の認識について言及していないのは、意図的である。

私服姿のS警部補及びK巡査部長が勝手口から入って来たとき、一審原告A及び一審被告Sは、直ちに警察官であることに気づいている。しかし、津谷弁護士には、直ちに判断できない。そのためらいが、けん銃を直ぐに警察官に手渡す行動をとっていない原因になっている可能性が高い。けん銃のような危険物を簡単に手放すわけにはいかない。

S警部補が「警察だ」といえば、津谷弁護士は即座に警察官であることを認識し、これで助けてもらえると安心し、「けん銃を渡しなさい」と言われれば、すぐに渡したはずであるし（所持し続けている必要がない）、そのように言われなかったとしても、警察官にけん銃を渡すべきだという判断をしたはずである。

「警察だ」と言うことにより津谷弁護士がけん銃を警察官に渡すことになれば、後は、S警部補及びK巡査部長が一審被告Sを逮捕するだけであるから、津谷弁護士は廊下にとどまっている必要がなく、一審原告Aと台所に避難していればよかった。そうすれば、津谷弁護士は、全くの無傷で済んだのである。

「警察だ」という一言は、その後の展開を決定的に変える重要な一言だったのであり、これがなかったことが、津谷弁護士を取り返しのつかない重大な被害に巻き込む決定的な原因になったことは明らかである。

(2) 一審被告Sが侵入者であることの識別

1月4日は季節的に晩秋であり、日が上る前の午前4時頃は1日のうちで最も気温が低くなる時間帯であるから、戸外を行動する者の外着は、当然、厚着になる。外着のまま被害者宅に立ち入る一審被告Sと、家の中で就寝している津谷弁護士とでは、防寒の服装が全く異なるから、外観を一目見ただけで、どちらが外部からの侵入者か家の中で就寝していた者か

の区別はつく。

足元が視野に入れば、午前4時頃に他人宅に侵入する者が履物を脱いでいない可能性が高いのに対して、自宅で就寝している津谷弁護士が履物を脱いでいることは明らかであるから、外履きの履物を履いているか否かでも、直ちに区別はつく。

侵入者がだれかという問題は、視覚的に一目瞭然だった。

仮に、S警部補及びK巡查部長が侵入者である一審被告Sと少し前まで就寝していた津谷弁護士の区別がつかなかったのだとすれば、「警察だ」と言えば、被害者と侵入者とではとる態度や表情が全く異なるから、即座に侵入者の区別をすることができた。

被害者は警察官に助けてもらえると安心し喜び、侵入者は犯行を遂げることができなくなることを恨めしく思う。だれがけん銃を持っていたかは問題ではない。「警察だ」という一言があれば、津谷弁護士は安心した表情になり、警察官にけん銃を渡すことをためらわなかったはずである。そして、その後の展開は、S警部補及びK巡查部長が一審被告Sを逮捕するだけで済んだのである。

原判決は、「S警部補がけん銃を手に行している者が侵入者であると考えたとしても、当時の状況に照らすと、不合理なことではなく、これを非難することはできない。」(70頁)という。

しかし、S警部補らが「警察だ」と言えば、津谷弁護士は勝手口から入って来た2人が私服警察官であることに気づき、安心した表情になり、S警部補らが「けん銃を渡しなさい」と言えば、直ぐに従ったのであり、侵入者がだれかを識別することも容易だったのであるから、原判決のような弁解が通用する余地はない。

また、原判決は、「S警部補らは本件被害者宅に立ち入った時点で被告Sが侵入者であると識別できなかった」とするが、「警察だ」の一言で識別

できるようになったのであるから、仮に「識別できなかった」としても、それはS警部補の責任を軽減する事情にはならない。

続けて、原判決は、「関係者から事情を聞く時間もなかった」というが、すでに指摘したとおり、S警部補が津谷弁護士の手を掴んでいた時間は70秒間近くあった可能性がある。それ以上だったかもしれない。70秒間まではなかったとしても、50秒、40秒という時間はあった。それでも、津谷弁護士という「関係者」から事情を聞く時間はなかったというのか。余りにも非現実的である。

しかも、その長時間の無言と津谷弁護士の手をS警部補及びK巡查部長が掴んでいる動作の継続は、一審被告Sに津谷弁護士を刺突する準備の時間とチャンスを与えてしまったのであり、極めて問題のある時間だったのである。

(3) S警部補らは一審被告Sの津谷弁護士への攻撃を防げなかったか

原判決は、「被告Sが応接室に入ったことによりS警部補らは被告Sの動静を見失うことになったことや、S警部補らの現場到着から被告Sの現行犯逮捕までの時間に照らすと、被告Sが応接室に入った後において、被告Sを制圧、制止できる客観的な状況があったとは認められない。」(71頁)という。

しかし、既に説明したとおり、S警部補が津谷弁護士に「警察だ」「けん銃を渡しなさい」と言うだけで、津谷弁護士と一審被告Sの区別はつき、津谷弁護士はけん銃を警察官に渡したはずであるから、その後、S警部補及びK巡查部長は一審被告Sに対峙するだけでよかった。

一審被告Sの姿を見失うとか、時間が短かったという問題は生じる余地がなかった。

S警部補が「警察だ」「けん銃を渡しなさい」と言うことには、何の障碍のなかったのであるから、これを言わずに重大な事態を招いたS警部補

の責任は、重大である。

S警部補が、けん銃を手に持っている津谷弁護士の手を掴む必要が一時的にあったとしても、津谷弁護士との年齢差、身長差、体力差からして、1人で対応すればよく、K巡查部長にはもう1人（一審被告S）を追跡するよう指揮命令していれば、逮捕術を身につけているK巡查部長は、年齢差、身長差、体力差でも一審被告Sに遥かに勝っているから、簡単に一審被告Sを逮捕したに違いない。

S警部補がK巡查部長にそのような指揮命令をすることは容易だったにもかかわらず、していない。一審被告Sの自由な行動を可能にしたのは、S警部補の職務怠慢によるものである。

「被告Sが本件凶器を携帯していることを具体的に予見できなかったこと」は、津谷弁護士、一審原告Aにとっても同じである。原判決の考え方によれば、S警部補及びK巡查部長が来なくても、本件凶器の存在を予測できなかった津谷弁護士は、一審被告Sに同じように本件凶器で2回、刺突され死亡していたことは避けられなかったというのだろうか。そのような主張立証は、一審被告側でさえしていない。

進行中の事件の現場の推移は一様ではない。犯罪者は何をするかわからないという緊迫感をもって対峙する必要がある。そのことの危険性の認識が、S警部補には欠けていた。K巡查部長はただS警部補につき従っているだけで、何も考えていなかった。S警部補が現場臨場した私服警察官として当然行うべき、「警察だ」という一言を発し、けん銃を持っている者（津谷弁護士）に「けん銃を渡しなさい」と言って、けん銃を受け取っていれば、それ以上、津谷弁護士の身体を拘束している必要はなく、津谷弁護士は安全な場所（台所）に逃げることができたのである。

2分25秒の間に起こったことだからという裁判所の説明の仕方は、説明をしているようで、実は、事実経過の検討を放棄したもので、裁判所に

あるまじき対応である。

(4) 一連の対応についての評価

原判決は、「一連の行為と捉え、違法性を判断することには一応の合理性があるともいえる。」(75頁)とした上で、「事後的に見ると、現場でのS警部補及びK巡查部長の対応の当否については検討の余地があるものといわざるを得ない。」としながら、「しかし」として、「これはS警部補ら個々の警察官に起因するものではなく、本件検証結果が指摘するとおり、秋田県においては凶悪事件の発生が少なく、日頃から、本件のような突発的な事案に対応することができるだけの訓練や意識の涵養が十分でなかったことから、現場で適切に対応することができなかつたことによるものと考えるのが相当である。」(75頁)という。

この考え方によれば、秋田県警の警察官であれば、だれが現場に駆けつけたとしても津谷弁護士を守ることはできなかつたことになる。秋田県警の警察官全員が全国の警察官と比べて著しく能力が劣るから仕方がないということになる。驚くべき暴論である。

凶悪事件が著しく減少している我が国においては、秋田県以外の警察においても、凶悪事件の犯行中の場面に出会う警察官はほとんどいないし、テレビドラマのように繰り返し遭遇する警察官は尚更のことではない。それでも、本件のように現職警察官2名のすぐ目の前で津谷弁護士のような刺され方をして死亡する事件がほかにないのは、初めて遭遇する場面であっても、通信指令室と現場に臨場する警察官の間で連携し、現場の警察官相互でも上司が部下に臨機応変に的確な指揮命令を出し実行させることによって最悪の事態を回避しているのである。

(5) 争点についての結論

原判決では、津谷弁護士が2回、刺突された場面の検討がなされていない。

原判決は、S警部補及びK巡查部長の言い分をそのまま採用し、一審原告Aの目撃事実を無視し、押田鑑定書を無視するなど意図的な事実認定を行った。

これでは、S警部補及びK巡查部長の過失を認定できるはずがない。

第4 争点4（県警の捜査の違法性）について

1 捜査の違法を理由とする不法行為の成否について

一審原告らは、原審において、本件捜査において県警は県警の警察官の大失態（2人のベテラン警察官が被害者である津谷弁護士の身体を奪っている状態で加害者が2回の刺突行為ができるようにして津谷弁護士を死に至らしめた）の社会的に非難を免れるために、一審原告Aの体験事実乃至目撃事実のうち警察官の不祥事を認識乃至推知させる事実を意図的に隠ぺいする捜査に終始し、刑事裁判の法廷でも本件事案に関わったS警部補及びK巡查部長に重要な事実を偽証させ、さらに、地検にも県警の方針に沿うよう協力させ、重要な事実を隠ぺいしたことを問題にした。

これに対して、原判決は、「犯罪の被害者等の特定の私人が受ける利益は、基本的には公益を図る過程で実現される事実上の利益である。」（86頁）と原則論を展開した上で、「捜査機関が自らへの責任追及を免れるために意図的に本来行うべき捜査をしなかったという事情が認められるときには、不法行為が成立することもあり得る」（同頁）とした。一審原告らの主張は、まさしく、後者の場合についてのものである。

2 ①臨場したときの状況について

（1）どちらが本当かは最初から決まり切ったことではない

ここで一審原告らが問題にしているのは、S警部補及びK巡查部長が、県警に対して、津谷弁護士宅の勝手口から台所に立ち入ったときに台所にいる一審原告Aの姿を見たと言っているかどうかではない。捜査段階において、県警として、一審原告Aが台所にいたという事実をどのように位置

づけていたかということである。

S警部補及びK巡查部長が勝手口から津谷弁護士宅に立ち入ったのは、不法侵入者（一審被告S）が台所乃至廊下にいたときのことだったのであるから、事件現場の状況としてできるだけ正確に把握する必要がある。

S警部補及びK巡查部長の言い分と一審原告Aの言い分が異なることは、捜査当初からわかっていたはずである。そうであれば、県警としては、どちらが事実であるか、なぜ異なるのかを捜査によって明らかにしなければならない。それをしているのかということである。一方当事者が警察官であるときは、警察官ではない他方当事者が何を言おうが無視してよいという真理は犯罪捜査には存在しないはずだ。どちらにも間違いはあり得るのであるから、常に、双方について慎重に検討する必要がある。

（2）一審原告Aの台所での存在を明らかにしなかった県警捜査

この点に関連して、原判決は、「原告Aは台所にいたものと認められ、これを覆すに足りる証拠はない。」（86頁）と結論づけているが、県警は捜査によってどのような認識に至ったのだろうか。県警が捜査段階でこの点を明らかにしようとしていなかったことは、県警の一審原告Aに対する取調べの仕方に端的に表れている。

平成22年11月4日朝、事件発生直後、夫の津谷弁護士の死亡が確認された直後、県警は、一審原告Aの取調べを行っている（甲149）が、これが最初で最後、たった1度の取調べである。県警は、その前後に、S警部補及びK巡查部長からの報告を受け、津谷弁護士宅への立ち入り時の状況について、一審原告Aの言い分と、S警部補及びK巡查部長の言い分が明らかに異なることを把握した。そうであれば、通常、一審原告Aは、S警部補らの言い分と食い違う点について、改めて県警の取調べを受けるはずであるのに、本件ではそれが全く行われていない。これは、県警が捜査においてこの点に関する事実を明らかにする意思がなかったことを端的

に示している。

(3) 一審原告Aが台所にいたことの意味

この点の事実が事件にとって無意味ならば、事実確認を省略することがあるかもしれないが、無意味どころではない。S警部補が勝手口から立ち入ったとき、一審原告Aが台所におらず、どこかに隠れていたのであれば、津谷弁護士がずっと1人で一審被告Sと対峙していたとしても、一審原告Aは2人の対峙状況を全く知らないということになる。

しかし、一審原告Aが言うとおりに、津谷弁護士と助け合って、けん銃を持つ一審被告Sの手を振り上げ暴発を防いでいたのだとすれば、一審原告Aは、S警部補及びK巡查部長が勝手口から入って来るまでの経緯をほとんど知っている目撃者である。

したがって、S警部補及びK巡查部長が勝手口から立ち入ったときに、一審原告Aが台所にいたか否か、いたとすれば、そこで何をしていたかは、極めて重要な事実である。

(4) だれが勝手口の鍵を開けたのか

原判決は、「県警が、原告Aが台所にいたときの状況を明らかにしないことをもって、自己の責任を回避するために真相を隠ぺいしたとまでは認めることができない。」(87頁)としているが、そうではない。一審原告Aは台所で何をしていたのかをみると、とてもそのような認定はできない。

午前4時という時間帯からして、通常の家では戸締りをして人は寝静まっている。したがって、S警部補が勝手口から台所に入ろうとしても、通常であれば、入ることができない。入ることができたのは、一審被告Sが侵入した後に勝手口の鍵を開けた者がいたからである。だれが開けたのか。津谷弁護士が一審被告Sと対峙し続けていたとすれば、津谷弁護士が勝手口の鍵を開けることを、一審被告Sが許すはずがない。それ以前に、津谷弁護士は110番通報していないから、通報を受けた警察官が来ることを

知らなかった可能性が高い。そうだとすると、勝手口の鍵を開けたのは、110番通報した津谷弁護士の妻である一審原告A以外には考えられない。

事件発生からの事実経過を辿れば、必然的に、勝手口の鍵を開けた者はだれかという問題が出て来る。そして、一審原告Aが鍵を開けたことがわかれば、そのとき一審被告Sに見つからなかったか、見つかったとすれば一審被告Sは一審原告Aにどのようなことをしたか、そのとき一審原告Aはどうか、津谷弁護士はどうかという事実経過の確認が必要になる。

このときの事実経過は、一審原告Aと一審被告Sに確認するしかない。一審被告Sの実況見分調書（乙A10）によれば、一審被告Sは「奥さんはどこにいたかわかりません。」と説明している(写真81の説明文)から、一審原告Aの説明を丁寧に聞く以外に確認しようがない。しかるに、県警は、この点について一審原告Aにこの点の事実関係を確認していない。

(5) 刺突状況の目撃者としての証言

特に重要なのは、刺突状況の目撃者としての証言である。

S警部補の説明によれば、同人が津谷弁護士の手を離し、応接室に向かい、入ろうとしたときに、応接室内から本件凶器を構えた一審被告Sが飛び出してきて、S警部補は咄嗟に後方に飛び退き、腹部を刺されたと思いつ瞬腹部を見ていた間に、一審被告Sが廊下を津谷弁護士のいる方向へ走って行ったとのことである。

他方、K巡查部長は、津谷弁護士よりも廊下奥におり、一審被告Sが応接室から飛び出して来て、津谷弁護士の方に走ってきたのを見たと言っている。

津谷弁護士が寝室で刺突されたのでないとすると、刺突場所は廊下しかない。そうだとすると、S警部補及びK巡查部長の説明を前提にするかぎり、両者の間に、一審被告Sと津谷弁護士がいるときに、津谷弁護士は一

審被告Sに2回、刺突されたことになる。

K巡查部長の実況見分調書（甲83）の現場見取図4によれば、応接室入口から飛び出して来た一審被告Sと津谷弁護士の間は2メートルくらいしかない（甲115現場見取図4，5参照）。K巡查部長が立っていた位置（甲83現場見取図4）から後ずさりをし、S警部補は実況見分調書（甲33）の見取図7のAの位置に飛び退き、一瞬腹部を見てから廊下奥の方をみたとのことであり、K巡查部長の身長が185センチメートル、S警部補の身長が183センチメートルだったことからすると、間にいる一審被告Sが津谷弁護士を刺突した場面をはっきり目撃していたはずだ。

ところが、2人とも全く目撃していなかったという。県警は、S警部補及びK巡查部長から最初からこのような報告（説明）を受けていたはずである。

そうだとすると、一審原告Aがそのときの状況を目撃していなかったかということが、捜査上の重大関心事になる。一審原告Aがいた場所如何によっては、一審原告Aは一審被告Sが津谷弁護士を刺突した場面の全部または一部を目撃していたかもしれないのであるから、一審原告AにS警部補らが廊下にいたときどこにいたかを確認し、さらに目撃状況を確認することが、捜査にとって必要不可欠である。

そして、実際にこの点について一審原告Aに確認したなら、同人は、「台所内の開いた引き戸付近から廊下を見ていた」と答えたはずである（甲82写真46，47参照）。そうであれば、一審原告Aの位置から、まずK巡查部長の後ろ姿が見え（甲83現場見取図4）、後ずさりして行き、K巡查部長にはぼくつつくほどの位置関係で津谷弁護士が廊下奥方向に後ずさりしていき、続けて直ぐに一審被告Sが本件凶器を持って津谷弁護士に突っ込んでゆく、あるいは津谷弁護士と「揉み合っている」場面を目撃していた可能性がある。県警としては一審原告Aに、「一審被告Sが本件凶器で津

谷弁護士を追ってきて刺突しているところを目撃したか」と問うことになる。そうすると一審原告Aは、「見ていない」と答える。この限りでは目撃情報として役に立たない。次に、K巡査部長が説明している状況を前提に、「警察官（K巡査部長）と津谷弁護士が後ずさりして廊下奥方向へ下がるところを見たか」と問えばよい。そうすれば、一審原告Aは、「後ずさりしていた人は1人もいなかった」と答える。さらに、県警が「どのような走り方をみたか」と問えば、「廊下面を見ていたときに、3人が一塊になって、少し遅れて1人が左方向から右方向へ走った。4人の人の区別ははっきりわからなかったが、全員が前進する方向に走っていたことははっきりわかる」と答える。K巡査部長が述べるような、K巡査部長及び津谷弁護士が後ずさりした状況はなく（甲48写真9の姿勢だと後ずさりしにくい）、したがって、そのときに津谷弁護士が刺突されたという状況はなかったという目撃状況が確認できる。

これが確認できると、津谷弁護士の刺突場所は、台所内から一審原告Aが見ていた廊下面よりさらに玄関寄りの廊下だったという絞り込みができる。

県警が、殺害状況に関する真相を明らかにする捜査を行っていたのだとすれば、一審原告Aのこの点の説明は、極めて重要な目撃証言であった。

しかるに、県警は、一審原告Aにこれらの事実を確認していない。これは、県警が津谷弁護士の殺害時の状況を明らかにしようとしていなかったことを示している。一審原告Aの目撃内容によって殺人の実行行為が行われた場所の絞り込みができるのに、それは刺突時の状況を具体化するきっかけになるにもかかわらず、絞り込みを行わないというのは、捜査として明らかに異常である。

県警は、一審原告Aが台所にいたときの状況を明らかにしないことによって、一審原告Aの目撃状況が証拠として顕在化しないようにし、現場の

警察官らの大失態という真相を隠ぺいし、自己の責任を回避したのである。

これは、原判決がいう、「捜査機関が自らへの責任追及を免れるために意図的に本来行うべき捜査をしなかったという事情が認められるとき」に該当する。

3 ②刺突の状況について

(1) 原判決

原判決は、津谷弁護士がS警部補及びK巡査部長に手を掴まれた状態で刺突されたという、一審原告らの主張について、「このような態様を認めるに足りる証拠がないことは前述のとおりである。」(87頁)とする。

(2) 一審原告らが主張する態様を認めるに足りる証拠の存在

しかし、そもそも、原判決は、この点に関して最も重要な、押田鑑定書(甲105)及び押田証言を検討していないのであるから、「このような態様を認めるに足りる証拠がない」と断定することなどできるはずがない。

しかも、刑事裁判のために実施されていた美作鑑定書(甲47)及びこれに基づく捜査報告書(甲48)、美作証言(甲63の1, 2, 3), によれば、左胸部上から斜め下方向への刺突は、津谷弁護士が跪いた姿勢のときになされた可能性が高いと説明されており、これだけでは断定できないとしても、客観性の高い「証拠」はあるというべきである。

(3) S警部補及びK巡査部長のあまりにも不自然な説明

これら以外の証拠で特に重要なのは、S警部補及びK巡査部長が揃って、一審被告Sが津谷弁護士を刺突した場面、特に左胸部上から斜め下方向への刺突がなされた場面を見ていないと説明している供述証拠である。この説明が著しく不合理であることは、上記(2)の証拠と合わせて、一審原告らの主張が事実であることを裏付ける有力な証拠である。

美作鑑定書(甲47)に基づいて作成された写真撮影報告書(甲48)では、左胸部上から斜め下方向への刺突がなされたときの一審被告Sと津

谷弁護士の態勢について、考えられるパターンをいくつも解説しているが、津谷弁護士が前屈みになって一審被告Sと向き合っているパターン（写真9～11）以外は、2人が移動しながらできる動作ではなく、S警部補らの説明と全く異なってしまふ。また、前屈みの姿勢は重心が上半身に来るので前進することは容易であっても、後ずさりには極めて不向きである。津谷弁護士が後ずさりの姿勢で逃げようとしていたのであれば、前屈みの姿勢をとることは考えられない。したがって、これらの証拠は、S警部補及びK巡査部長の説明の真実性の証明には役に立たない。

その上、上半身に重心を置いた前屈みの姿勢で後ずさりしている人がいれば、前進方向で走るのと異なり、動きが極めて遅くなるので、台所から廊下面を見ていた一審原告A（甲82写真46、47参照）がこれに気づき、目撃したはずだ。一審原告Aが全く見ていない、後ずさりしていた人を見ていないことと整合しない。

S警部補が一瞬、自分の腹部を見て、一審被告Sを走って追ったとすれば、身長183センチメートルのS警部補は、後ずさりする津谷弁護士と「揉み合い」（甲83写真20）になっている。（なお、「揉み合い」の状態についてはそもそもあったのかという疑問がある。すなわち、一審被告Sは両手で本件凶器を構えているので、津谷弁護士の身体に手をかける可能性がない。他方、津谷弁護士は、一審被告Sが本件凶器を刺そうとしているときに、これを払い除けて避けようとするのではなく、一審被告Sが刺突しやすくなるような接近行為をするだろうかという疑問がある。）

S警部補は、一審被告Sを背後から追いかける形になるので、ほんの2メートルほど先にいる一審被告Sにあつという間に追いつき、一審被告Sを後ろから羽交い絞めにできてしまうので、同人が向き合う態勢で津谷弁護士の左胸部分を斜め上方向から斜め下方向に刺突し、その後抜くという動作をすることは、時間的にも不可能である。

(4) 不合理極まりないS警部補らの説明を追及しない県警

S警部補及びK巡查部長が揃って、一審被告Sが津谷弁護士を刺突する場面を1回も見えていないというのは、あまりにも不自然、不合理なのである。

特に、左胸部上から斜め下方向への刺突という刺突を全く目撃していないということはある得ないことである。

ところが、県警は、この点の可能性について再現実験を行っていない。S警部補及びK巡查部長のあり得ない説明の虚偽性を県警の捜査では見破ることができず、そのまま通用してしまったなどということはある得ない。県警が、S警部補及びK巡查部長が真相を知った上で、それが捜査記録になることを意図的に止めたからこそ、S警部補及びK巡查部長の虚偽説明は秋田県警の捜査でそのまま通用したのである。

(5) 不合理極まりないS警部補らの説明を追及しない地検

そのことは、地検の捜査、起訴、公判活動を見れば、より一層明らかである。S警部補及びK巡查部長の虚偽説明は、検察捜査でも通用し、刑事裁判の証言でも検察官に追及されないで済んだ。

これは、地検の検察官が無能だからではない。2人の警察官の目の前で本件凶器で2回も刺突行為が行われながら、2人が揃って1回も見えていないということが、常識では考えられない不合理なことであることはわかったはずだ。普通の検察捜査であれば、県警が、S警部補及びK巡查部長の目撃状況として刺突場面を見ていないという報告書を作ってきたとしても、地検は、S警部補及びK巡查部長の取調べの時点で、説明の不合理さを追及し、真相を明らかにし、法廷で真相を語らせたはずである。

それが全くそのようになっていないのは、第1に、県警が、S警部補及びK巡查部長が真相を語ることを止めさせているからであり、第2に、県警から地検に対してこのことを告げ、了解を得ているからこそ実現したのである。平野検事が、一審原告Aに対して、同人が目撃事実（津谷弁護士

が応接室入口前の廊下で応接室入口方向を向いて、両側から警察官に手を掴まれてL字のように上げていた)を語ると一審被告Sに有利になるが、それでもいいのか、と迫ったのも、地検が県警から真相を明らかにしないことについて依頼を受け、これを了解していたからである。

(6) 一審原告Aが刺突場面を目撃していないことの重要性

原判決は、「原告Aは津谷弁護士が刺突された場面を目撃しておらず、S警部補らが刺突された場面を目撃していたと認めるに足りる証拠もない。」(87頁)と結論づけている。

ここで重要なのは、S警部補、K巡查部長、津谷弁護士の姿が見えないときに、廊下面を見ていた一審原告Aの体験として、「津谷弁護士が刺突された場面を目撃しておらず」いう事実である。一審原告Aが台所内の引き戸前から廊下面をずっと見ていたことからすると、津谷弁護士が刺突された場面は、応接室入口前廊下辺りから台所の引き戸が開いていて見える廊下の部分よりも玄関寄りに限られる。この点こそが、刺突現場を絞り込む上で極めて重要な目撃事実なのである。

一審原告Aのこの目撃状況を確認し供述調書にまとめない県警の態度は、真相を隠ぺいするもの以外の何ものでもない。

4 S警部補らの不処分について

(1) 原判決

原判決は、「当時の状況に照らし、S警部補らを懲戒処分に付すのが相当というべき事由があったことを認めるに足りる証拠はない。」(88頁)と認定しているが、明らかに誤りである。

(2) S警部補の不処分

現場指揮官たるS警部補は、無線指令を受けながら、自分の本来の職務を行うことなく、K巡查部長及びS巡查に何の指揮命令もしないで、無言のまま後部座席に座り続け、津谷弁護士宅前に到着すると、通信指令室に

現着報告をせず，K 巡査部長及び S 巡査に何の指揮命令もしないまま機捜 6 を降りて，津谷弁護士宅の勝手口から立ち入り，無言で上がり込み（一審原告 A は「大丈夫ですか」と言って上がり込んできたと説明しているが，ここでは S 警部補の説明による），廊下に出たところで，だれに対してか曖昧なまま，「やめれ」と一言だけ言って，その後，K 巡査部長が廊下に来たときも，無言を続け，何の指揮命令もせず，津谷弁護士の手を 60 秒前後にわたって無言で掴み続け，K 巡査部長にも同じ動作をさせ，その直後に無防備な状態で津谷弁護士が廊下で 2 回にわたって本件凶器で刺突される状態に置いたものであり，どう考えても，S 警部補の対応は終始，問題だらけである。

S 警部補が事件現場でほとんど無言を通したことこそが，K 巡査部長，津谷弁護士，一審原告 A を困惑させ，取り返しのつかない重大な結果を招いた，初歩的，かつ極めて重大な原因であることは明らかである。

秋田県警がそのような S 警部補を懲戒処分にしないことが秋田県警にとって正しいとすれば，それは秋田県警では，どのような事件現場の場合であっても，現場に向かう警察官は全員無言で，現場についてからも，班長が一言だれに対してかわからない意味が不明なことを言って，後は全員が無言のまま行動するという対応が，初動活動の基本的な方法として是認されているということである。

緊急事態で組織的に臨機応変に対応しなければならない事件進行中の現場で，警察官全員が無言のまま組織的な活動ができるはずがない。

秋田県警が，S 警部補を懲戒処分にしないのは，懲戒処分をすることによって，S 警部補の現場活動の問題が社会的に注目され，同時に，県警幹部に対する激しい非難に直結するから，これを回避したいという，警察幹部の手前勝手な都合でしかない。

（3）K 巡査部長の不処分

機捜6の運転を担当していたK巡查部長は、勤務中、S警部補の指揮命令に従って活動すべき立場であった。したがって、S警部補が必要に応じて具体的な指揮命令を出しているかぎり、それに従って活動すればよい。しかし、S警部補が必要に応じて具体的な指揮命令を出さない場合、K巡查部長が自分の判断で勝手に活動することはできない。

K巡查部長としては、自分の側からS警部補に質問する形で状況確認をして（S警部補が掴まえている男について、S警部補に「この男が侵入者ですか」とか「この人はだれですか」と質問し、S警部補が「わからない」と言えば、K巡查部長が男に「だれだ」と聞けばいいし、その質問があれば、津谷弁護士は自分で「津谷です」と言ったであろう。）、津谷弁護士であることがわかれば、S警部補は津谷弁護士の手を離し、「けん銃を渡してください」と言えば、津谷弁護士はすぐにけん銃を渡したはずである。また、S警部補はK巡查部長に応接室に入った男（一審被告S）を追うよう指揮命令を出したかもしれない。

しかるに、K巡查部長は、無言で津谷弁護士宅に立ち入り、廊下で津谷弁護士の手を掴んでいるS警部補の姿を見たときも、S警部補に自分が何をすればいいかを問わず、無言のまま、ただS警部補のしていることを真似して、黙って津谷弁護士の手を掴んでいた。これでは、K巡查部長は、S警部補が掴まえている男をだれだと認識し、何の目的で手を掴んでいるかわからないから、手を離すタイミングを自分では判断できなくしてしまい、S警部補が津谷弁護士の手を離した後でなければ津谷弁護士の手を離すことができなくなった。

K巡查部長のこのような無言の動作が、S警部補の動作と合わせて津谷弁護士の行動の自由を奪い、一審被告Sが津谷弁護士を2回までも刺突する機会を与えたのであり、どう考えても、K巡查部長の無言の行動は、津谷弁護士が刺突される機会を作ったとしか評価のしようがない。

K 巡査部長が S 警部補に何も質問せず、ただ S 警部補がしていることを真似たことこそが、取り返しのつかない結果を招いたことは明らかである。

秋田県警が、K 巡査部長を懲戒処分にしなないのは、懲戒処分をすることによって、K 巡査部長の現場活動の問題が社会的に注目され、同時に、県警幹部に対する激しい非難に直結するから、これを回避したいという、警察幹部の手前勝手な都合でしかない。

5 一審原告 A の供述調書の差し替え

(1) 原判決

原判決は、「供述調書には『被告 S は、警察官が夫の方に行っている間に応接室の方に行き、刃物を持って廊下に出てきたのです。』などと原告 A が目撃していない事実が記載されていると主張するが、本件訴訟において、原告 A は、津谷弁護士は警察官に両腕を捕まれていた、応接室から本件凶器の刃先が出ていたのを台所から確認できたなどと供述していることに照らすと、上記の記載内容は必ずしも原告 A の認識内容と齟齬するものとはまではないから、上記の記載をもって供述調書の一部が差し替えられたと認めることはできない。」(91頁)という。

(2) 差し替え箇所

裁判所にあるまじき、驚くべきごまかしである。

原審において、一審原告らは、一審原告 A の員面調書(甲 149)の 6 項には、一審原告 A には供述ができるはずのない、目撃していない内容が記載されていると、3 点について指摘した。

1 つは、「入って来た警察官は最初、ピストルを奪っていた夫を押さえたのです」と書いてある部分で、これは廊下で起こっていたことなので、台所にいた一審原告 A には見えないのである。見えないものは、「見えない」としか言いようがない。見えたものとして書かれているのであるから、虚偽記載である。原判決はこの点について指摘していない。

2つ目は、「夫が違う犯人はこっちだというようなことを言ったのを聞いています。」とある部分で、一審原告Aは記憶したままに説明しているはずで、津谷弁護士の「俺は犯人じゃない。あっちだ」をそのまま説明したはずである。特に重要な点は、「こっちだ」と言ったという点である。「こっち」と「あっち」では、指図している場所乃至方向が全く違う。県警側が勝手に書いたものである。原判決は、この点についても指摘していない。

原判決が指摘している、「被告Sは、警察官が夫の方に行っている間に応接室の方に行き、刃物を持って廊下に出てきたのです」と書いてある部分について、「上記の記載内容は必ずしも原告Aの認識内容と齟齬するものとはまではいえない」としているのは、とんでもない評価判断である。一審原告Aが、本件凶器を持った一審被告Sが廊下に飛び出して来たところを目撃していれば、大声で悲鳴をあげ、同時に、津谷弁護士が致命的な刺突を受けないよう、一審被告Sに体ごと突進して行って、一審被告Sを突き飛ばし、自身も一緒に倒れ込むほどの行動をとったはずである。供述調書の書き方によれば、一審原告Aは、津谷弁護士が刺突されそうになったときに黙ってみていて、直後に台所に逃げ込んだかのようなようである。津谷弁護士が隣室で殺されそうになっているときに、110番通報し、その後、津谷弁護士を助けるべく、自室から廊下に出て一審被告Sに腕を掴まれ、それでも津谷弁護士とともに助かろうとして、必死に台所に駆け込んで勝手口の鍵を開け、一審被告Sのけん銃が暴発しないよう津谷弁護士と助け合っていたのに、その直後、一審被告Sに刺突されそうになっている津谷弁護士をそのままにして自分だけ台所に戻るなど、それまでの一審原告Aの行動や振る舞いからしてあり得ない。そのようなことを一審原告Aが言うはずがない。警察官によるねつ造文を差し替えたことは明らかである。

これを原判決が「上記の記載内容は必ずしも原告Aの認識内容と齟齬するものとはまではいえない」とするのは理解不能である。

(3) 県警による指揮命令

H 巡查部長が、一審原告 A が体験していないことを独断で勝手に書くはずがない。前記指摘部分の不整合に捜査本部の警察官がだれも気づかないということもあり得ない。H 巡查部長が一審原告 A の供述調書(甲 1 4 9)を作成した後、県警の判断で差し替えがなされなければ、このような供述調書は存在できない。

6 S 警部補らに偽証をさせたこと

(1) 原判決

廊下で起こったことについて、一審原告 A が目撃していないことに乗じて、県警は、遺族、県民の非難を避けるために、S 警部補及び K 巡查部長に偽証させたという、一審原告らの主張に対して、原判決は、「上記の証言が事実と反するものであるとは認められない。」(9 5 頁) という。

(2) 横から見っていた一審原告 A と正面から見っていた S 警部補ら

原判決が、「原告 A が応接室から出ていた刃先を認識していたとしても、S 警部補らがこれを認識していたとは認められない」(9 5 頁) と事実認定していることは、支離滅裂である。

一審原告 A が応接室から刃先が出ているのを見るためには、廊下に出なければできない(甲 8 2 写真 4 5, 甲 1 0 8 写真 2 9)。原判決は、この点を「台所で」と、証拠なしに決め付けている。

一審原告 A は、廊下に出たとき、応接室から刃先が出ているのをみただけでなく、応接室入口前で津谷弁護士が 2 人の警察官に捕まえられている状態(甲 8 2 写真 4 2, 4 3, 甲 1 0 8 写真 2 8)を目撃したのである。

それを、津谷弁護士ら 3 人が立っている位置から見直すと、一審原告 A には刃先しか見えなかったものが、正面に本件凶器を構えた一審被告 S が見えている。津谷弁護士、S 警部補、K 巡查部長が正面に本件凶器を構えた一審被告 S の姿を見ていたことは明らかである。

一審原告Aに刃先が見えて、S警部補及びK巡查部長には全く見えなかったという原判決は、あまりにも非現実的な暴論である。

(3) 県警の指揮命令による偽証

一審原告Aには刃先しか見えなかったものでも、応接室入口の正面に立っている津谷弁護士、S警部補、K巡查部長には、応接室入口付近で本件凶器を構えた一審被告Sの姿がはっきり見えていたことは明らかであり、仮にS警部補及びK巡查部長が県警をごまかそうとしてもできるはずがない。S警部補及びK巡查部長がこのような出鱈目なことを証言できるのは、県警こそが偽証させているからである。

現職警察官らの重大ミスで市民が殺害されたということが、当の警察官らの証言によって明らかになれば、それまで真相を隠ぺいしてきたことが無意味になるどころか、県警に対する非難は一層強まる。これを避けるには、S警部補らに偽証させるしかない。S警部補及びK巡查部長の偽証は、県警の指揮命令によるものである。

第5 争点5（県警による虚偽説明の有無及び違法性）について

1 県警の対外的な説明等について不法行為が成立する場合

原判決は、県警の対外的な説明等について不法行為が成立する場合について、「犯罪被害者が警察等の捜査機関に対し犯罪捜査の内容、結果を知る権利を当然有するものとはいえないとしても、捜査機関である警察による直接的な説明、情報提供のみならず、犯罪被害者等が間接的に知ることができる県議会等での説明、情報提供が、自らの責任を免れるために意図的に虚偽の内容を含むものであるといった事情が認められるときには、犯罪被害者の心情を害するものとして、不法行為が成立することもあり得るというべきである。」(98頁)としている。

一審原告らも、同様の判断に立つものである。

2 県警による意図的な真相隠し

機捜6が現着してから通信指令室に津谷弁護士が刺突されたことを報告するまでの2分25秒間のうち、60秒以上もの間、一審被告Sがすぐ近くにいる廊下で、S警部補及びK巡查部長が無言で津谷弁護士の手を掴まえ続けていた。

県警は、事件直後からこの事実を知っている。しかるに、この事実、このようなことをしていた理由を一審原告らにも、県議会にも、マスコミにも説明していない。この事実は、機捜6の現着が1、2分遅かったというレベルとは全く異なる、極めて重要な事実である。事実を公にすれば、当然に、60秒以上もの間、一審被告Sがすぐ近くにいる廊下で、S警部補とK巡查部長が無言で津谷弁護士の手を掴まえ続けていたのは極めて危険であるという非難が広く社会に巻き起こり、県警の責任が問われることになりかねない。

このような重要な事実を一審原告ら、県議会、マスコミに説明しないことこそが、意図的な真相隠しであり、「捜査機関である警察による直接的な説明、情報提供のみならず、犯罪被害者等が間接的に知ることができる県議会等での説明、情報提供が、自らの責任を免れるために意図的に虚偽の内容を含む」ものと言える。

第2部 被告県の責任について

第1 現場警察官の過失についての原判決の誤り

1 原判決の認定

原判決は、一審被告Sが津谷弁護士を本件凶器で突き刺した態様について、応接室前の廊下でS警部補及びK巡查部長に両腕を掴まれていた状態の津谷弁護士を突き刺し、K巡查部長に右腕を掴まれた状態の津谷弁護士を再度突き刺したという一審原告らの主張は認められないと述べた（59頁）。

また、原判決は、津谷弁護士宅に臨場したS警部補らの不法行為の成否について、緊急性の認識を欠いていたとの一審原告らの主張を排斥したうえで、

本件110番通報を受けて現場臨場した警察官が採るべき行動として一審原告らが主張した、「警察だ」と発しなかったことや、一審被告Sを侵入者と識別すべきであったこと、識別できないのであれば一審被告Sと津谷弁護士をともに制止すべきであったこと、本件凶器を持って突き進んできた一審被告Sと津谷弁護士が正対することを回避すべきであったこと等について、それぞれ、S警部補らに不法行為は成立しないとした。

さらに、S警部補らの現場臨場後の行動を一連の行為と捉えたとしても、「S警部補らの不法行為を認めることは相当ではない」（76頁）とした。

2 原判決の認定の問題点

（1）不法行為が成立しないという結論ありきの判断

原判決は、「被告Sは靴を履いており、津谷弁護士はスウェットというくつろいだ服装であったことに照らすと、被告Sが侵入者であると識別できたものといえる」（69頁）、「S警部補が津谷弁護士を侵入者と認識したものと認めるのが相当である」（72頁）、さらに、津谷弁護士宅臨場後のS警部補らの行動を一連として評価した場合に、「事後的に見ると、現場でのS警部補及びK巡查部長の対応の当否については検討の余地があるものといわざるを得ない」（75頁）と述べつつも、理由を述べることなく、「個々の警察官であるS警部補らの不法行為を認めることは相当では無いというべきである」（76頁）とした。

このような原判決の判断は、S警部補らについて、まず先に、不法行為は成立しないという結論があったとしか考えられない。

（2）予見可能性について

原判決は、「S警部補らにおいて、被告Sがけん銃以外に本件凶器を持参していることを具体的に予見できたとは認められないこと」（68頁）も挙げて、S警部補らに不法行為は成立しないとす。

これはS警部補らの予見可能性を否定した記述と思われるが、加害者が

具体的にいかなる凶器で加害行為に出るかまで予見可能性の基礎事情に含めることは、事件現場で実際に何が起きているかわからないのが通常である110番通報事案への警察業務のあり方の理解を根本的に誤っている。

具体的に予見できないからこそ、悪い方向での様々な事態を想定予見し、なるべく深刻な結果が起らないように対処するのが初動警察活動である。原審において、元北海道警釧路方面本部長だった原田宏二氏が、初動警察活動について、「大きく構えて小さく収める」ことを強調していたのに、原判決は、これを全く無視している。

本件における予見可能性としては、①11月4日午前4時という時間帯の110番通報であったこと、②弁護士宅が襲われていること、③侵入者が「殺す」と言っていること、④弁護士自身が電話をかけて来ず、妻がかけてきていること（対峙している相手との関係で弁護士自ら電話をかけることができない状況であることが伺える）という前提事実だけで、津谷弁護士の生命及び身体に対する危険が生じていることを予見できたのであり、具体的にいかなる凶器で殺害されるかを予見することまでは必要ない。

原判決の考え方によれば、110番通報で現場臨場した警察官は、加害者が持参している凶器を具体的に予見できなかった場合は、かかる凶器による加害行為を漫然と放置して被害者を避難させなかった場合でも、常に過失がないことになってしまい、明らかに不当である。

S警部補らは、津谷弁護士宅に入る前から、通信指令室からの指令で、指令者が冒頭「喧嘩口論の110番通報です」と言っているが、上記①②③④の事情からして、加害者に津谷弁護士を殺害する意図があり、津谷弁護士の身体に対する加害行為に出る可能性が高いことを認識できたし、加害行為の結果、津谷弁護士が死亡する危険があることも予見することができた。

その後、S警部補は、津谷弁護士宅に入った後、実際に現場でけん銃を

見たことで、加害者が津谷弁護士を本気で殺害しようとしていることを認識できたことは、当事者間で争わないというべきである。

原審において、一審被告Sは、津谷弁護士が加害行為により死亡することの予見可能性がS警部補になかったとは全く主張しておらず、当事者間において、予見可能性の有無は、そもそも争いになっていない。

(3) 原判決が措定した本件の結果回避の方法について

原判決は、本件における結果（＝津谷弁護士の死）を回避する方法として、「被告Sを刺突に先んじて取り押さえること」や「被告Sが加害行為を中止すること」といった、達成のより難しい方法に固執している。現に、原判決は、「S警部補が警棒を携帯していれば、被告Sを取り押さえることができた客観的な状況にあったとまでは認められない。」（66頁）としたり、「S警部補が『警察だ』と大声で発していたとしても、被告Sが加害行為を中止したとは認められない。」（69頁）、としたり、「S警部補らが被告Sから本件凶器を取り上げることができなかつたことについて、S警部補らの不法行為の成立を認めることはできない。」などとしている。

しかしながら、本件結果を回避するためには、津谷弁護士を突き飛ばすなどの有形力を行使して退避させる、津谷弁護士に警察官であることを告げ協力を求め退避させる、警察官らが一審被告Sと津谷弁護士の間に入るなど、一審被告Sと津谷弁護士が直接対峙することを避けさえすれば、本件結果は十分に回避することができる。

原判決は、ことさら達成のより難しい方法を措定して警察官の義務違反を判断しており、相当でない。

(4) 2分25秒だから仕方が無いという原判決の判断姿勢

本件は、一審原告Aが110番通報した午前4時05分25秒から、機捜6が津谷弁護士宅前に到着した午前4時10分32秒までの5分余りの間、一審原告Aと津谷弁護士が一審被告Sに対応し、無傷のまま、一審被

告Sがけん銃を持っていた腕を上挙げて一審被告Sを取り押さえるに至っていた事案である。

ところが、S警部補らが津谷弁護士宅に入り、S警部補が無言で津谷弁護士の手を掴み、続けてK巡查部長が無言で津谷弁護士の手を掴んで、津谷弁護士の身体を自由を奪い、他方で、けん銃を持って津谷弁護士を本気で殺害に来た一審被告Sを自由にしていたために、一審被告SはS警部補及びK巡查部長が作ってくれた動かない標的となった津谷弁護士を刺突できるようになり、これを実行したというものであり、S警部補及びK巡查部長が、同人らの臨場後、2分余りの間に津谷弁護士が刺突される状況を作ってしまったのである。S警部補らの臨場後の行動が、一審被告Sに津谷弁護士が刺突されて死亡するという結果を生んだのである。

このように、2分余りで一審被告Sが津谷弁護士を刺突したことは、S警部補及びK巡查部長が無言で一審被告Sの目の前に立ち尽くしていたという重大な過失行為があったことの結果であり、S警部補らを免責する事情ではない。

(5) 秋田県だから仕方がないという原判決の判断姿勢

さらに、原判決は、S警部補らの対応には問題があるとしながら、「秋田県においては凶悪事件の発生が少なく、日頃から、本件のような突発的な事案に対応することができるだけの訓練や意識の涵養が十分でなかったことから、現場で適切に対応することができなかつたことによるものと考えるのが相当である。」(75頁)と述べる。

しかし、警察法も警察官職務執行法も、全国共通であり、警察官の職務上の注意義務違反の内容が都道府県によって異なることはない。

そもそも、秋田県警の警察官に限らず、全国の警察官は、頻繁に突発的な凶悪事件に対応しているわけではなく、警察庁の統計資料からも、そのことは裏付けられる。すなわち、平成22年度の都道府県警察における地

地方警察官の定員は約25万人だが、同年1月から12月の刑法犯のうち、殺人や強盗などの凶悪犯の認知件数は7,624件、暴行や傷害などの粗暴犯は63,813件であり、統計上も、地方警察官が頻繁に凶悪犯や粗暴犯に対応しているわけではないことがわかる。

発生件数が少なくとも、いつ、重大事案あるいは重大事案に発展するおそれがある事案に直面するかわからないからこそ、地方警察官は日々訓練すべきなのであって、このことは都市部も秋田県も同様である。警察官に限らず、事故・災害などの突発的な事態に現場で人命救助の活動を行う立場にある消防職員も、秋田県か都市部かを問わず、同様に訓練を積んでいるはずである。

一般的な警察官であれば身につけておくべき知見や技術は、法律のほか、重要事件の初動措置を定めた内規（甲191）や逮捕術教範（甲193）等で定められており、また、警察学校で逮捕術等も習得する。警察官としてのこれらの教養や訓練に基づく判断が、他の都道府県の警察官に要求されて、秋田県警には要求されないということはない。

3 警察官の注意義務違反について

現場に臨場したS警部補及びK巡查部長は、たまたま近くを通りかかった一般人ではなく、秋田県警機動捜査隊所属の警察官であり、勤務中に、一審原告Aの110番通報を契機とする通信指令室の指示により、津谷弁護士と一審原告Aを保護し、犯罪行為を制止等するために津谷弁護士宅に臨場した警察官である。

警察法第2条1項が「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧……をもつてその責務とする。」と規定して、個人の生命、身体及び財産の保護に任じることなどを警察の責務としていることや、警察官職務執行法3条が、保護すべき者を発見したときは警察官がこれを保護し、危険から避難させるべきことを定め、同法5条は犯罪がまさに行われようと

するのを認めたときに関係者に必要な警告を発したり、急を要する場合は、その行為を制止することができるなどからすれば、機動捜査隊員として職務を行う警察官が、110番通報に基づき現場に臨場して、保護すべき者や犯罪がまさに行われようとすることを認めたときは、保護すべき者と犯罪を行おうとする者を識別し、保護すべき者を保護し、犯罪を行おうとする者を制止しなければならない職務上の義務を負うというべきである。

また、当時、警部補の階級にあったS警部補は、S警部補を班長と呼んでS警部補の下で職務執行する巡查部長たるK巡查部長を指揮監督すべき立場にあり（警察法63条参照）、K巡查部長が警察官として職務執行するにあたっては、基本的には上司であるS警部補の指揮命令に従わなければならない。

以上を踏まえて、S警部補及びK巡查部長の義務違反行為を検討する。

第2 一審原告ら主張に基づくS警部補及びK巡查部長の過失

1 はじめに

本件においては、S警部補及びK巡查部長は、津谷弁護士宅に立ち入った場面から一審被告Sを津谷弁護士の寝室で逮捕するまでの事実経過について、様々な虚偽を述べているので、S警部補及びK巡查部長の過失を論じる前に、実際にあった事実経過を説明する。

2 無言で行動するS警部補及びK巡查部長

S警部補は、津谷弁護士宅に勝手口から台所の土間に立ち入ったとき、私服であったが警察官であることを告げず、110番通報した一審原告Aに対して、「大丈夫ですか」と声をかけたただだった。間をおかず、S警部補の背後にいたK巡查部長も私服であったが、土間に立ち入ったとき警察官であることを告げず、黙って靴を脱いで上がり込んだ。

S警部補及びK巡查部長は、土間に立ったとき、廊下に近い台所内で、津

谷弁護士と一審原告Aがけん銃を持つ一審被告Sの手を上を上げて押さえている状態を目撃した（甲104写真2）。

S警部補及びK巡查部長は警察であることを名乗らなかったが、一審原告Aは、数分前に110番通報していたことから、私服の2人の男が警察官だと判断し、これで不法侵入者である一審被告Sを警察官らすぐに逮捕してくれると信じ、警察官らが一審被告Sを逮捕する邪魔にならないよう、一審被告Sの手を離して、一審被告Sおよび津谷弁護士の前を横切って、勝手口から見て、台所右奥に移動した（甲104写真4参照）。一審原告Aの動きは、S警部補及びK巡查部長の目の前で行ったことであり、S警部補及びK巡查部長には一審原告Aの動きがすべて見えていた。K巡查部長は一審原告Aの横を通過して廊下に出るとき、一審原告Aの顔を見て行った（甲104写真7参照）。

一審被告Sは津谷弁護士に手を掴まれたまま廊下に移動し、津谷弁護士も一審被告Sと一緒に廊下に出た。

S警部補及びK巡查部長は、無言で、一審被告S及び津谷弁護士を追いかけ、台所を通過して、廊下に出て行った。

廊下に出たS警部補は、無言で、津谷弁護士の手を掴み、K巡查部長も無言で津谷弁護士の手を掴んだ。このとき、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の同じ手を掴んだか別々の手を掴んだかは不明である。このとき、津谷弁護士は、一審被告Sが持ち込んだけん銃を手を持っていた。

S警部補は、津谷弁護士の手を掴んだときも、自分が警察官であることを名乗らなかった。自分が手を掴んでいる相手がだれであるかの確認もしなかった。何のために津谷弁護士の手を掴むのかについての説明もしなかった。S警部補は、K巡查部長に対しても、何のために津谷弁護士の手を掴むのかについての説明をしていなかった。K巡查部長の何をすべきかという指揮命令もしなかった。K巡查部長は、S警部補に手を掴んでいる男がだれである

かの確認をしなかった。無言で津谷弁護士の手を掴むS警部補の真似をして津谷弁護士の手を掴んだ。K巡查部長も津谷弁護士に何のために津谷弁護士の手を掴むのかについての説明をしなかった。

S警部補及びK巡查部長は、台所から廊下に出た位置から徐々に玄関寄りの位置に移動しながら、無言で、津谷弁護士の手を掴み続けていた。時間にして2、30秒間だった。

2人の警察官が助けに来てくれたことで、一審被告Sと一緒に廊下に出て行った夫（津谷弁護士）はすぐに台所に戻って来て、後は2人の警察官が一審被告Sを捕まえるだけだと思っていた一審原告Aは、津谷弁護士がなかなか台所に入って来ないことを不思議に思い、廊下に出た。

廊下に出て玄関方向を見た一審原告Aは、その光景に驚いた。津谷弁護士と2人の警察官が横一列になって応接室入口の方向を向いて立っていた（甲82写真42）のだが、2人の警察官は津谷弁護士の両側に立ち、津谷弁護士の左右の手首付近を両手で掴んで持ち上げており、津谷弁護士は身動きできない状態になっていた（甲82写真43）。S警部補が掴んでいた津谷弁護士の左手にはけん銃があった（甲82写真42、43）。

一審原告Aが津谷弁護士の顔を見ると、津谷弁護士は、「何で俺が？」という顔をして、搾り出すような大声で、「俺は被害者だ。あっちだ」と、体をねじるようにして肩で応接室入口の方を指した。一審原告Aが応接室入口を見ると、応接室入口から尖った刃物の刃先が見えていた（甲82写真44、45）ので、一審原告Aは津谷弁護士に続いて、「あっちだ」と言った。2人の警察官も、津谷弁護士と同じように、一審被告Sが本件凶器を構えて刃先を応接室入口から廊下に突き出している姿を見ていたが、S警部補及びK巡查部長は無言のままだった。

一審原告Aは、津谷弁護士の「俺は被害者だ。あっちだ」という言葉と、一審原告Aの「あっちだ」という言葉に、2人の警察官は自分たちが掴まえ

ている男が加害者ではなく被害者の津谷弁護士であることを理解し、津谷弁護士の手をすぐに離してくれ、津谷弁護士は台所に入って来ると思い、台所に戻って待っていた。

ところが、津谷弁護士はすぐには台所に戻って来なかった。再び、静寂が続いた。一審原告Aは、津谷弁護士が廊下から台所に入って来るであろうと考え、台所内から見える廊下面を見ていた（甲82写真46～48）。最初の静寂より長いと感じた。3,40秒、静寂が続いた（証拠保全手続の際に作成した陳述書（甲11の1）では、静寂だった正確な時間がわからず、「2分以上たったような気がします。」（7頁）と書いたが、とにかく異常に長い時間だったという感覚だったのである）。

応接室から本件凶器を構えている一審被告Sの姿を見たS警部補及びK巡查部長は、自分達が両手を掴んでいる男が津谷弁護士であることをはっきり認識した。

それでも、S警部補は、無言のまま、それまでの動作を維持した。津谷弁護士が刺突されようとしていることははっきりわかった。そうであるだけに、軽々に動くことはできない。S警部補は、真っ先に津谷弁護士の手を離すとともに、一審被告Sに対して攻撃を断念するよう説得し、なだめるような言葉をかけるべきであったのに、保護すべき津谷弁護士の手を離さず、K巡查部長にも津谷弁護士の手を離すよう指揮命令せず、無言のままだった。

S警部補が無言でそれまでの動作を維持しているのので、K巡查部長も、S警部補の動作を真似てそのままの動作を維持した。

そこへ、一審被告Sが津谷弁護士を目掛けて本件凶器を突き刺してきた。最初の刺突は、津谷弁護士の左胸下を水平に行ったもので（イの傷、第1刺突）、致命傷にはならなかった。

S警部補は驚いて、咄嗟に、無言で、それまで掴んでいた津谷弁護士の左手を離し、無言のまま立ち続け、一審被告Sに体当たりするなどして津谷弁

護士を守る行動を何もとらなかった。

津谷弁護士は、より深く刺されないよう、咄嗟に、S警部補が離した左手で本件凶器の刃先を掴んだ。一審被告Sが本件凶器を引き抜いたため、津谷弁護士は左手に怪我（いわゆる防御創）（甲63の1別紙1.2ウ、甲63の2別紙4参照）をし、跪いた。

しかし、S警部補が無言で手を離したことから、応接室方向を向いていたK巡查部長は、S警部補が手を離したことに気づかず、なおも津谷弁護士の右手を掴み続けた。

津谷弁護士が跪き、少し前のめりの姿勢になったところを、一審被告Sが本件凶器を津谷弁護士の左胸上から身体内に突き刺し、引き抜いた（アの傷、第2刺突）。この間、S警部補、K巡查部長、津谷弁護士、3人とも無言のまま動かなかった。

第2刺突が致命傷となって津谷弁護士は死亡するに至った。

これが、一審原告らが真実と考え、本訴訟において主張する事実関係である。

3 S警部補の過失①

（1）S警部補の立場

S警部補は、秋田県警の機動捜査隊員であり、機捜6の班長としてK巡查部長及びS巡查に指揮命令を発して、組織的に警察活動をすべき責任者の立場にあった。警察法2条1項に基づき、110番通報の無線指令を受け、事件現場に臨場する警察官として、加害者から被害者の生命・身体・財産などを守る義務を負っているものである。具体的には、臨場したとき以降に被害者の被害が深刻化しないよう対応する義務である。警察官が臨場したときに被害者が受傷していないのであれば、警察官は被害者が受傷しないよう対応する義務があり、すでに受傷しているのであれば、それ以上に受傷しないよう対応する義務がある。そのためには、加害者が被害者

に危害を加えることができないよう被害者を加害者から遠ざけなければならぬ。近くにいたままにしておくと、仮にその場に警察官が居合わせたとしても、加害者が警察官の隙をついて被害者に危害を加える危険があるからである。

(2) 事件現場に警察官が臨場する意義

110番通報の内容が私人間で身体に危害を加えるような危険な状態が生じかねない事案では、警察官が臨場することで、加害者は加害行為を止めたり、逃走したり、加害行為がなかったかのように装ったりするなどの態度をとり、被害者への加害行為が終了するか、少なくとも一時的に中断することが期待される。警察官が事件現場に臨場することの犯罪抑制効果は極めて大きい。

(3) 警察官であることを明示する義務

警察官の臨場が(2)のような効果を上げるには、事件現場に居る者全員に、臨場した者が警察官であることがはっきりわかる必要がある。警察官であることがわかる者とわからない者が居る状態では、警察官の指揮命令に従うか否かにも違いが生じ、警察活動が効率的に行えず、事件現場に居る者の間に却って混乱をもたらすからである。

制服警察官の場合、制服を見るだけで警察官であることがわかるので、警察官であることを名乗らなくても、「警察だ」と言っているのと同じ効果がある。

これに対して、私服で警察活動をしている機動捜査隊員の場合は、警察官であることを明示しないと、一般の人には警察官であることがわからない。警察官であることがわからなければ、上記のような効果は期待できない。機動捜査隊員には臨場した事件現場で警察官であることを告げる義務があるというべきである。

(4) 本件の場合

S警部補は、私服で津谷弁護士宅に臨場したにもかかわらず、津谷弁護士宅の勝手口から台所に立ち入ったとき、無言で、警察官であることを告げなかった。上り込んでからも無言で、警察官であることを告げなかった。告げなくても、現場に居た者全員（津谷弁護士、一審原告A、一審被告S）が、私服の男（S警部補）が警察官であることがはっきりわかれば問題はないが、本件事件現場にいた3人の認識はどうだったか。

一審被告Sについてみると、臨場した私服警察官が警察官であることを名乗らなくても、加害者は、自分が犯罪を実行しようとしている現場に平然と乗り込んでくる者がいれば、その者が私服であっても警察官であることがわかる。ましてや、午前4時過ぎの個人宅であれば、一般市民が立ち寄るはずがない。

一審被告Sの被告尋問によれば、「姿、見た途端というか、その前に原告Aが電話してるということを、隣の部屋で電話してるということを分かっていたので、ああ、警察だなとは思いました。来た時点でね、入ってきた時点で、ああ、警察が来たんだとは思いました。」（被告S調書22頁）と述べており、私服の男（S警部補）が勝手口から入って来たときに警察官であることに気づいたのである。最初にどこで警察官を見たかという質問には、「やっぱり、廊下付近で、私どご、止めようとしてあれしたときだったと思います。」と答えている（同頁）。だからこそ、一審被告Sは、S警部補が一審被告Sと津谷弁護士の間に割って入って来たときに、すぐに津谷弁護士の手を振り切って、その場から離れ、応接室に入り込んだのである。

一審原告Aについてみると、110番通報した者も、数分後には警察官が助けに来てくれるだろうという予測があるから、その通りに見知らぬ私服の男（たち）が臨場すれば、警察官であることをほぼ確実に理解できる。午前4時過ぎに110番通報して、警察官が入って来られるように台所の

勝手口を開けていた一審原告Aも、それから数分後に私服のS警部補及びK巡查部長が勝手口から入って来たときに、すぐに警察官であることに気づいている。だからこそ、それまで夫と一緒に必死に掴んでいた一審被告Sの手を離し、後を私服の男たち（警察官）に委ねたのである。

これに対して、侵入者で加害者である一審被告Sに命を狙われていた被害者の津谷弁護士が、私服の2人の男性（S警部補及びK巡查部長）を見て警察官だと直ぐに気づいたかは不明である。はっきりわかっていたとは言えない。はっきりわからなかった可能性が高い。津谷弁護士は弁護士としてベテランであり、一般の人と比べると、警察官を相手に話をすることには慣れており、警察官に怯えたり遠慮したりせず、必要なことはためらうことなく話すことができる。したがって、津谷弁護士がS警部補を警察官だとはっきり認識していれば、手を掴まれた時点で、すぐに、「警察官でしょう」と確認の質問をし、警察官であることがわかれば、「私は津谷です」と自分の立場を明らかにし、「被告Sが持ってきたけん銃です」と言って、手にしているけん銃をS警部補にすぐに手渡したはずである。秋田弁護士会の会長を務め、日弁連の消費者問題対策委員会の現職の委員長を務めていたベテランの津谷弁護士が、相手が警察官であることがわかっていながら、一審被告Sが持ち込んだけん銃を引き渡すことを拒むことは考えられない。所持が違法な禁制品であることが十分にわかっているだけに、すぐに引き渡していたことは間違いない。私服の男が突然、家に上がり込んで来て、無言で自分の腕を掴む男が1人ならず2人も現れたとなると、津谷弁護士としてはどう理解してよいかわからない状態に陥っていた可能性が高いのである。

本来、S警部補が守らなければならない被害者である津谷弁護士が、S警部補を警察官として明確に認識できるようにしなかったこと、それどころか、無言で津谷弁護士の手を掴まえ、無言で捕まえ続けたことは、津谷

弁護士をしてS警部補が何者で何をしに来たかをわからなくさせてしまったのであり、警察官であることを告知しなかったことは、極めて重大な義務違反である。

(5) 被害者を確認し、加害者から引き離す義務

警察官が臨場しても、加害者はなおも被害者に加害行為を継続しようとすることがある。警察官に逮捕されてしまえば、その後、被害者を攻撃する機会がなくなると考えれば、無理をしてでも被害者を攻撃しようとすることがあり得る。

このような事態を避けるため、警察官は、被害者を保護するために、だれが被害者であるかを臨場してすぐに確認し、加害者から引き離し加害者から遠ざけ、加害者が被害者を攻撃できないようにする義務がある。

(6) 本件の場合

津谷弁護士宅に臨場したS警部補は、被害者と加害者を区別するための言葉を発していない。無言だった。S警部補の後から津谷弁護士宅内に立ち入ったK巡查部長も、無言だった。

本件は、早朝、弁護士宅に侵入し弁護士を殺害しようしているという事案であるから、自宅で就寝していた津谷弁護士と外部から不法侵入した一審被告Sは、服装の外観と足元（靴を履いているか裸足か）を見る（というより、目に入ってしまう外観）だけで、被害者と加害者の違いは一目瞭然である。ベテランの警察官に区別ができないはずがない。

S警部補にとっても一目瞭然だったはずである。それで被害者と加害者を区別するための言葉を発しなかったのだとすると、廊下に立ち入ったS警部補の行った行動は、極めて奇異である。不法侵入者（一審被告S）が移動して視界から見えなくなるのを放置し、その場に残った被害者（津谷弁護士）の手を黙って掴んだのである。この対応は、被害者を捕まえ、犯罪者の逃走を放置している状態である。

津谷弁護士がけん銃を持っていることに危険性を感じての行動であれば、「津谷さんですか」と声を掛けて、津谷弁護士が即座に「そうです」と答えるはずであるから、そこで、すぐに津谷弁護士に「けん銃を渡してください」と言えば、S警部補のことを警察官と認識している津谷弁護士であれば、ためらうことなくけん銃をS警部補に手渡したのである。

一審被告SがS警部補の視野から見えなくなったとしても、狭い家の中の廊下と応接室という極めて近い位置に津谷弁護士と一審被告Sがいる関係になっていることからして、一審被告Sはどのタイミングで津谷弁護士を襲おうとするかわからない。

したがって、S警部補が真っ先にすべきことは、津谷弁護士を一審被告Sから遠ざけることである。そのために、津谷弁護士に「台所に入ってください」と言って、台所に行かせて、自分とK巡查部長が廊下を塞ぐようにして立ち、一審被告Sが台所に入って津谷弁護士に危害を加えることができないようにすべきであった。

本件では、S警部補が廊下に入って来た直後に、一審被告Sはその場から離れ、応接室に入って行ったから、その時点だけをみれば津谷弁護士から離れている。一審被告Sがこの時点で犯行を断念しているのであれば、一審被告Sは廊下にそのまま立ち尽くしているはずである。そうしていないということは、逃亡するか、逃亡しないで応接室に入り込んだのだとすると、犯行を断念していないと考えるべきである。

応接室内はS警部補が津谷弁護士の手をはじめに掴んでいた位置からは見えないだけに、応接室内で一審被告Sが何をしているのかわからない。わからない以上、S警部補としては、まだ危険性が高いと考えるべきであって、何らかの凶器（必ずしも一審被告Sが持ち込んだ物に限らず、津谷弁護士宅にある物も凶器になり得る）を持って津谷弁護士に襲い掛かってくる可能性が高いと考えるべきである。

津谷弁護士生命及び身体安全が確実にない以上、S警部補としては、津谷弁護士を一審被告Sから遠ざけるべく、台所に入らせておくべきだった。

しかるに、S警部補は、2人のうちのどちらが侵入者（一審被告S）に命を狙われている津谷弁護士か否かを確認せず、廊下で津谷弁護士の手を掴み続けていた。S警部補の上記対応は、被害者と加害者を区別し被害者を安全な場所に移動させる義務に反する。

S警部補及びK巡查部長は、通信指令の内容だけでなく、津谷弁護士宅に臨場した際に、けん銃を手にした者がいて、その手を押さえている男女がいる情景を見たこと（甲82写真36～39）により、被害者たる津谷弁護士の生命及び身体が本当に危険にさらされていることを明確に知ることができた。

これにより、S警部補及びK巡查部長が被害者たる津谷弁護士の動きを制圧し自由に動けないようにする一方で、侵入者（一審被告S）の動きを制圧せず自由に動くことが出来る状態にしておくことは、けん銃を持ち込むほどに津谷弁護士に対する確定的な殺意を有している一審被告Sにとって、津谷弁護士に対する殺人の実行行為を容易にすることであった。

しかも、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の手を掴み続けていた場所が、一審原告Aが廊下に出たときに見たS警部補、K巡查部長、津谷弁護士のいた応接室入口前の廊下であること（甲82現場見取図9）からすると、これは応接室の中から津谷弁護士の命を狙っていた一審被告Sに、津谷弁護士の姿を見えやすくし、攻撃しやすくする行為であり、明らかに保護義務違反である。

職務として被害者を保護する義務を負う警察官が、保護すべき被害者であるか否かを確認しないまま、その者の手を掴み続け、被害者を加害者に近づけ、加害者が被害者を攻撃しやすくするという対応は、極めて危険で

あり，重大な保護義務違反である。

(7) 数十秒間の沈黙と固定した動作

一審被告Sが応接室から何らかの凶器を持って飛び出して来る危険性は，同人が応接室に入った以降，常にあった。現に，本件凶器で応接室前にいる津谷弁護士を刺突しようと，両手で持って本件凶器を腰の高さに構えるに至った（甲33写真31，甲82写真44，45）。

S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士宅に立ち入ったことをきっかけに，一審被告Sは身体を回復し，逆に，津谷弁護士はS警部補及びK巡查部長によって身体を奪われ，生命の危険は高まる展開になった。

S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士宅内に立ち入った後こそ，一審被告Sが自由に動ける状態が続いていたことにより，津谷弁護士は殺害される危険にずっと晒されていたことになったのである。

そのような状況を作ってしまったS警部補としては，当初，状況を正確に把握せずに，津谷弁護士の手を掴んでしまったとしても，5秒後，10秒後でも，なるべく早く，津谷弁護士に対して「警察です」と自分の身分を明らかにし，「津谷さんですか」と本人確認をし，津谷弁護士であることを確認したところで，津谷弁護士からけん銃を預かり，台所に入っているように指示すべきであった。

これだけのことをするのにかかる時間は，せいぜい数秒である。S警部補がこれを実行することは，時間的に十分に可能だった。

しかるに，S警部補は，廊下で応接室入口方向を向いて立っている津谷弁護士に対して一審被告Sが応接室内から本件凶器を構えるようになるまでの間，無言を通し，警察であることを告げず，S警部補及びK巡查部長が手を掴んでいる相手が被害者である津谷弁護士であることを確認せず，被害者を安全な場所に移動させないどころか，被害者である津谷弁護士の

手を掴んだまま加害者のいる応接室に近づけ、応接室内にいる一審被告 S にとって見えやすく刺突しやすい場所まで被害者の津谷弁護士を移動させた。

このようなことをしなければ、津谷弁護士が一審被告 S に 2 回の刺突攻撃を受け、2 回目の刺突により死亡することはなかったものであり、これは被害者保護義務違反である。

S 警部補が津谷弁護士の身体を自由を奪い、津谷弁護士を一審被告 S に接近させたことは、S 警部補の行為と津谷弁護士が一審被告 S に刺突されたこととの間には相当因果関係がある。

4 K 巡査部長の過失①

(1) 警察官であることを明示する義務

一審原告 A が目撃したように、K 巡査部長が S 警部補とほぼ同時に勝手口から台所に入ったのであれば、K 巡査部長は、S 警部補が無言で立ち入ったことを承知しているのであるから、S 警部補を補助するために、S 警部補に変わって、自分たちが警察官であることを告げるべきであった。

そうすれば、津谷弁護士は安心して 2 人の私服の男に全面的に協力し従うことができた。けん銃も、当然、S 警部補または K 巡査部長にすぐに手渡した。

しかるに、K 巡査部長も警察官であることを告げなかった。そのため、津谷弁護士は勝手口から次々に入って来た 2 人目の私服の男が警察官かどうかの区別がはっきりつかなかった。そのため、一審被告 S が持ち込んだ、このときはたまたま自分の手にあるけん銃を、2 人の男に渡していいかがすぐに判断できなかった。そして考える間もなく長身の屈強な男 2 人に無言で両手を掴まれてしまったため、どのように対応したらよいかわからなくなった。

K 巡査部長が津谷弁護士に警察官であることを告知しなかったことは、

極めて重大な義務違反である。

(2) 被害者を確認し、加害者から引き離す義務

K 巡査部長には、S 警部補の指揮命令に従って、被害者を確認し、加害者から引き離す義務があった。

S 警部補は、津谷弁護士の手を掴むとき、また掴み続けているとき、その理由（目的）を津谷弁護士にも K 巡査部長にも告げていない。無言で掴み、掴み続けたのである。

K 巡査部長には、S 警部補が津谷弁護士の手を掴む理由、掴み続ける理由がはっきりわからなかった。手を掴んでいる男が津谷弁護士であるか否かの判断をしているのかもわからなかった。K 巡査部長としては、自分が何をすべきかを S 警部補に指揮命令してもらおう前提として、S 警部補に対して、「この男が侵入者ですか、それとも津谷さんですか」と質問し、津谷弁護士であることがわかれば、警察官であることを告げ、「津谷さん、けん銃を渡してください」と言って、けん銃を S 警部補に渡すよう促せば、津谷弁護士は従ったはずである。侵入者をどうするかを S 警部補に問い、追うよう指揮命令されれば、一審被告 S を追えばいいし、津谷弁護士を台所に誘導するよう指揮命令されれば、津谷弁護士を台所に誘導すればよかった。

S 警部補にせよ K 巡査部長にせよ、津谷弁護士を一審被告 S が隠れている応接室から遠ざけることにより、津谷弁護士の生命身体の安全を確保することができた。

しかるに、K 巡査部長も、S 警部補と同じように、無言で、津谷弁護士の手を掴み、S 警部補と同じように掴み続けた。

津谷弁護士の命を狙って侵入した一審被告 S がすぐ近くに隠れている位置関係で、S 警部補がしていることの意味を確認せず、K 巡査部長が S 警部補と同じ動作を無言で続けていたことは、津谷弁護士にとって極めて

危険であった。

K 巡査部長についても、被害者を確認し、加害者から引き離す保護義務の違反があった。

5 S 警部補の過失②

(1) 津谷弁護士であることの認識

S 警部補及びK 巡査部長に両手を掴まれたまま応接室入口前まで移動させられた津谷弁護士が、応接室の中から本件凶器を構えた一審被告Sの姿を見て大声で「俺は被害者だ、あっちだ」と言い（見た瞬間に言ったか少し遅れて言ったかは不明）、応接室から本件凶器の刃先が出ているのを見た一審原告Aが続けて「あっちだ」と言ったとき、津谷弁護士の両脇に立っていたS 警部補及びK 巡査部長は、津谷弁護士と同じ光景を目にしていた。

もはや、だれが被害者かは問うまでもなかった。当日午前4時頃まで自宅で寝ていた津谷弁護士が、自宅内で剪定ばさみを解体した凶器を構えて、廊下に立っている侵入者を刺し殺そうとするはずがない。

「あっちだ」という女性の声は、110番通報した津谷弁護士の妻（一審原告A）以外には考えられない。一審原告Aが廊下で夫（津谷弁護士）の姿を見ながら「あっちだ」と言うのであるから、侵入者は「あっち」、応接室内から本件凶器の刃先を突き出している男である。

無言で津谷弁護士の手を掴み、そのまま応接室入口前まで移動して来た結果がこのようなものであった。

このような事態であればこそ、S 警部補は、警察官として津谷弁護士を保護する義務がある。津谷弁護士を生命の危険に晒してしまった警察官であれば、尚更のこと、津谷弁護士を保護するために尽力する義務があるというべきである。

応接室内から本件凶器を構えて津谷弁護士を正面に見ている一審被告

Sが、いつどのようなタイミングで刺突して来るかわからないことからすると、津谷弁護士が自由に動けるようにして、自分で自分を守るための行動をとれるようにする必要がある。

S警部補は、真っ先に、津谷弁護士の手を離し、K巡查部長にも手を離すよう指揮命令すべきである。その上で、一審被告Sに話しかけ、なだめ、犯行を思いとどまるよう説得すべきである。どのような説得の仕方をすれば一審被告Sが犯行を思いとどまってくれるかは、説得しながら考えるしかない。そして、説得しながら、津谷弁護士の命を守るためにどのような対応ができるかを考えるしかない。

説得して時間稼ぎをすることで、S警部補及びK巡查部長は徐々に冷静になれ、様々な対応の仕方について考えることができる。また、多数の応援警察官が駆けつけることで、一審被告Sに犯行を断念させる可能性が生まれる。説得している最中に、津谷弁護士を台所に避難させるチャンスができれば、津谷弁護士に台所に避難するよう指示し、移動させればよい。津谷弁護士が台所に行こうとしたときに、一審被告Sが津谷弁護士を刺突しようとしたら、刃先から逃れているS警部補が一審被告Sに体当たりするか、K巡查部長に体当たりさせて、一審被告Sを倒せば、そこで一審被告Sを逮捕でき、津谷弁護士は刺突されずに済むか、少なくとも致命傷となるような刺突を受けるおそれはなくなる。

津谷弁護士が台所に移動する前に一審被告Sに刺突されたら、1回目の刺突で津谷弁護士の急所を外した一審被告Sが再度、本件凶器で刺突する前に、逮捕術で一審被告Sの攻撃を止め、逮捕することもできた。

本件当時、S警部補はベテランの警察官であり、かつ、現行犯人を逮捕することを主たる業務とする機動捜査隊員としてもベテランだったのであるから、冷静に考える時間を作ることは可能だったのであり、冷静に対応していれば、上記のような対応だけでなく様々な対応法について考え十分

に実行できた。

本件結果は、十分回避できたのである。

しかし、S警部補は、一審被告Sが応接室内から廊下に向けて本件凶器を向けている事態になっても、無言のまま、それまでの動作を続け、K巡查部長にも津谷弁護士の手を離すよう指揮命令せず、津谷弁護士が身動きできない状態を維持し続け、一審被告Sを説得する努力は何もしなかった。一審被告Sはこの状態があったからこそ、津谷弁護士を2回も刺突することができたのである。

S警部補は、一審被告Sが津谷弁護士に対して1回目の刺突をした直後、無言で、津谷弁護士の手を離したが、K巡查部長には手を離すよう指揮命令しなかったため、K巡查部長には、S警部補が津谷弁護士の手を離したことがわからず、津谷弁護士の手を掴み続け、津谷弁護士が跪いた状態になったところを、一審被告Sは2回目の刺突を行なうことができたのである。

一審被告Sによる2回の刺突のうちの1回目は、S警部補が無言で津谷弁護士の手を掴み続け、K巡查部長もこれに倣って津谷弁護士の手を無言で掴み続けていた状態だったため、津谷弁護士は逃げるができずに受傷した。

1回目の刺突が行われている最中にS警部補は手を離したのであるから、すぐにK巡查部長にも手を離すよう指揮命令すべきであった。そして傷つきながらも津谷弁護士がその場から逃げられるようにすべきであった。また、一審被告Sに体当たりや逮捕術などで一審被告Sに反撃し、以後の攻撃を食い止めるべきであった。

しかるに、S警部補は、K巡查部長に津谷弁護士の手を離すよう指揮命令せず、無言のまま立っていたため、S警部補が津谷弁護士の手を離したことが見えないK巡查部長は、津谷弁護士の手を掴み続けた。津谷弁護士

が跪き、そこを一審被告Sが本件凶器で津谷弁護士の左胸上部から心臓方向に刺突し致命傷を負わせたときも、S警部補は無言のまま立っていた。

一審被告Sによる1回目、2回目の刺突について、S警部補の過失は重大というべきである。

6 K 巡査部長の過失②

K巡査部長も、津谷弁護士が「俺は被害者だ、あっちだ」と、一審原告Aが「あっちだ」と言ったとき、津谷弁護士と同じ、一審被告Sが本件凶器を構えて津谷弁護士の方を見ている光景を目にしていた。もはや、だれが被害者かは問うまでもなかった。無言で津谷弁護士の手を掴み、S警部補とともにそのまま津谷弁護士を応接室入口前まで移動して来た結果がこのようなものであった。

このような事態であればこそ、K巡査部長は、警察官として津谷弁護士を保護する義務がある。上司の警察官（S警部補）と一緒に津谷弁護士を生命の危険に晒してしまった警察官であれば、尚更のこと、津谷弁護士を保護するために尽力する義務があるというべきである。

応接室内から本件凶器を構えて津谷弁護士を正面に見ている一審被告Sが、いつどのようなタイミングで刺突して来るかわからないことからすると、津谷弁護士が自由に動けるようにして、自分で自分を守るための行動をとれるようにする必要がある。

そのような状況にもかかわらずS警部補から何の指揮命令もなければ、K巡査部長としては、真っ先に、津谷弁護士の手を離してよいかをS警部補に確認すべきであった。

そうすれば、S警部補は津谷弁護士の手を離す必要性を改めて実感し、自ら手を離すだけでなく、K巡査部長にも津谷弁護士の手を離すよう指揮命令したはずである。

その上で、S警部補の指揮命令の下で、S警部補自らかK巡査部長が一審

被告Sに話しかけ、なだめ、犯行を思いとどまるよう説得すべきであった。説得している最中に、津谷弁護士を台所に避難させるチャンスができれば、S警部補の指揮命令に従って、津谷弁護士が台所に避難するのを手伝えばよい。

津谷弁護士が台所に行こうとしたときに、一審被告Sが津谷弁護士を刺突しようとしたら、刃先から逃れているK巡查部長は、一審被告Sに体当たりして、一審被告Sを倒せば、そこで一審被告Sを逮捕でき、津谷弁護士は刺突されずに済むか、少なくとも致命傷となるような刺突を受けるおそれはなくなる。

津谷弁護士が台所に移動する前に一審被告Sに刺突されたら、1回目の刺突で津谷弁護士の急所を外した一審被告Sが再度、本件凶器で刺突しようとする前に、逮捕術で一審被告Sの攻撃を止め、逮捕することもできた。S警部補及びK巡查部長は、本件当時、ベテランの警察官であり、かつ、現行犯人を逮捕することを主たる業務とする機動捜査隊員としてもベテランだったのであるから、冷静に考える時間を作ることは可能だったのであり、冷静に対応していれば上記のような対応だけでなく様々な対応法について考え十分に実行できた。本件結果は、十分回避できたのである。

しかし、一審被告Sが応接室内から廊下に向けて本件凶器を向けている事態になっても、S警部補は無言のままそれまでの動作を続け、K巡查部長にも津谷弁護士の手を離すよう指揮命令せず、津谷弁護士が身動きできない状態を維持し続けた。一審被告Sはこの状態があったからこそ、津谷弁護士を2回も刺突することができたのである。

一審被告Sによる2回の刺突のうちの1回目は、S警部補がK巡查部長に津谷弁護士の手を離すよう言わず、K巡查部長はS警部補とともに津谷弁護士の手を無言で掴み続けていた状態だったため、津谷弁護士は逃げるができずに刺突され受傷した。

K 巡查部長は、1 回目の刺突が行われた時点で、S 警部補が無言であっても、自分（たち）が手を掴んでいる男が再度刺突されることは極めて危険だと判断し、自らの判断で津谷弁護士の手を離すべきであった。

そうすれば、津谷弁護士は1 回の刺突は受けたものの、それ以上の受傷をしないで助かった可能性がある。

しかるに、K 巡查部長は津谷弁護士の手を離さなかった。

そのため、津谷弁護士はその場から逃げることができず、跪いたところを、一審被告 S に左胸上部から心臓方向に刺突され致命傷を負った。

一審被告 S による1 回目、2 回目の刺突について、K 巡查部長の過失は、重大というべきである。2 回の刺突については、K 巡查部長の過失が、特に重大である。

7 S 警部補の過失③

S 警部補は、現場に立ち入った際、犯罪の予防、鎮圧を図り、被害者を保護するため、どちらが訪問者（侵入者）であるかを認識していない段階では、複数の対象者を常に自分の視野に入れるように位置し、その動静を把握する義務があった（逮捕術教範第3 条6 号）。

この動静の把握は、警察官2 名で現場に立ち入ったのであるから、S 警部補がK 巡查部長に指揮して、2 人の男への対応を役割分担して、S 警部補がけん銃を持っている男（津谷弁護士）に対応し、K 巡查部長に応接室に入って行った男（一審被告 S）への対応をさせ、津谷弁護士と一審被告 S が接近して加害者が被害者に加害行為ができないようにすべきであった。

そうすれば、S 警部補が自分の対応した男に誰であるかを問えば、津谷弁護士が「津谷です」と答え、けん銃をS 警部補に手渡し、S 警部補が津谷弁護士に台所に入っているように指示すれば、津谷弁護士の生命の安全は守られた。

他方、S 警部補がK 巡查部長に一審被告 S を追わせたことで、K 巡查部長

が応接室内にいる一審被告Sを逮捕術で逮捕したであろうから、津谷弁護士の生命の安全は守られた。

ところが、S警部補は、けん銃を持っている男（津谷弁護士）の手を掴むことに夢中で、一審被告Sの行方を目で追うことをしなかった。

そして、K巡查部長にも、廊下から立ち去ったもう1人の男を追うように指示命令しなかった。

そのため、2人の警察官にとって一審被告Sの動静がわからなくなった時点で、一審被告Sは自由に動けるようになり、一審被告Sは津谷弁護士を攻撃するための本件凶器を手にして津谷弁護士を刺突する機会を持つことができることになった。

その結果、一審被告Sによる新たな攻撃を可能にして、本件凶器による刺突を可能にした。

S警部補の上記行為が、津谷弁護士の生命、身体に対する現実化した危険を高めたことは明らかであり、相当因果関係がある。

したがって、S警部補の上記行為は、不法行為となる。

8 K巡查部長の過失③

K巡查部長も、現場に立ち入った際、犯罪の予防、鎮圧を図り、被害者を保護するため、どちらが訪問者（侵入者）であるかを認識していない段階では、複数の対象者を常に自分の視野に入れるように位置し、その動静を把握する義務があった（逮捕術教範第3条6号）。

K巡查部長は、S警部補の指揮命令に従う義務があるが、S警部補からの具体的指揮命令がなくても、K巡查部長自身、現場の状況を正しく認識しなければ適切な行動が取れないのであり、上記義務があった。

本件の場合、1人の男（津谷弁護士）は廊下に立っており、もう1人（一審被告S）がその場から去って応接室に入って行ったというものであるから、2人の男の動静の把握は、S警部補にとってもK巡查部長にとっても、容易

であった。

そして、S警部補がけん銃を持っている津谷弁護士の手を掴んだとき、K巡查部長は、S警部補と津谷弁護士の年齢や体力差からして、K巡查部長がS警部補に加勢する必要はないことはわかったはずであるから、無言のS警部補に対して、「もう1人の男を追っていいですか」と言えば、S警部補が「追うな」と言うはずはない。S警部補がK巡查部長に「追え」と言えば、S警部補及びK巡查部長は、一審被告Sの姿を見失った時間をごくわずかにし、一審被告Sが応接室内で、津谷弁護士を攻撃するための準備をする時間を与えず、逮捕術によって容易に一審被告Sを逮捕できたはずである。

ところが、K巡查部長は、無言のS警部補に指揮命令を仰ぐことをせず、必要もないのに、S警部補の真似をして、S警部補が掴んでいない津谷弁護士の右手を掴んで、S警部補とともに津谷弁護士の身体を奪い、一審被告S動静把握をしなかった。

その結果、一審被告Sによる新たな攻撃を可能にして、本件凶器による刺突を許した。

K巡查部長の上記行為が、津谷弁護士の生命、身体に対する現実化した危険を高めたことは明らかであり、相当因果関係がある。

したがって、K巡查部長の上記行為は、不法行為となる。

第3 一審被告側の主張を前提としてもS警部補らに過失があること

1 はじめに

津谷弁護士宅内における事実経過について、一審原告らの主張と、一審被告側の主張は大きく食い違う部分があるが、一審被告側の主張を前提としても、S警部補らの責任（過失及び結果との因果関係）が認められるべきである。

2 一審被告側の主張について

一審原告らの主張と一審被告側の主張が大きく食い違う部分は、主に、①

S警部補及びK巡查部長がほぼ同時に勝手口から入って来たか、10秒から12秒遅れてK巡查部長が入って来たか、②そのとき、台所に一審原告AがいたことをS警部補及びK巡查部長が認識していたか、③「あっちだ」等と言われてすぐに手を離れたか、離さなかったか、④津谷弁護士が廊下のどの位置でどのような姿勢のときに一審被告Sに刺突され、そのときS警部補及びK巡查部長はどこで何をしていたかである。

これらの点について、一審被告県が主張するように、①S警部補及びK巡查部長は同時に津谷弁護士宅内に立ち入っておらず、K巡查部長がS警部補より10秒から12秒遅れて立ち入ったとしても、②そのとき、台所に一審原告AがいたことをS警部補及びK巡查部長が認識していなかったとしても、③「あっちだ」等と言われて手を離れたとしても、④津谷弁護士が台所入口付近の廊下で後ずさりしながら一審被告Sに2回刺突されたとしても、以下で述べるように、S警部補及びK巡查部長の過失は明らかであり、同人らの過失行為と津谷弁護士が2回刺突され死亡したこととの間には相当因果関係がある。

3 「あっちだ」の声で手を離すまでの過失

(1) 問題の所在

一審被告県の主張を前提にすると、問題の局面が2つある。1つは、S警部補及びK巡查部長が廊下で津谷弁護士の右手を掴み続けていたことの危険性、もう1つは、「俺じゃない、あっちだ」の声と女性の声で「あっちだ」があった直後に、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の手を離れた後、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士を保護することができたのにこれをしなかったことの問題性である。

(2) S警部補が津谷弁護士の右手を掴み続けていたことの危険性

S警部補の実況見分調書（甲33）によれば、S警部補とK巡查部長が津谷弁護士の手を掴んでいた場所は、台所から廊下に出てすぐ左側（玄関

方向) の位置である (見取図 5 参照)。

それを写真 2 5 でみると、津谷弁護士は右手を 2 人の警察官に掴まれ (写真 2 3 ~ 2 5)、応接室側から見ると、津谷弁護士の身体の正面側がガラ空きの状態になっている (写真 2 5)。

このとき、2メートルほど先の応接室入口近くに、けん銃を持ち込むほどに津谷弁護士に対する強い殺意を有する一審被告 S がいて、津谷弁護士を殺害しようとしていたのであるから (確定的に認識できなくても、十分予測はできた)、いつ一審被告 S が突然、応接室から出て来て津谷弁護士に襲いかかったとしても不思議ではない。

S 警部補らが上記の位置で津谷弁護士の手を掴んでいたことは、津谷弁護士にとって極めて危険だったのである。

S 警部補がけん銃を持っている津谷弁護士の手を一旦は掴んだとしても、直ぐに津谷弁護士に対して、「警察だ」、「津谷さんですか」と言えば、津谷弁護士は私服の 2 人の男が警察官であることを知り、妻である一審原告 A が一審被告 S の手を離したことも理解できた。そうなれば、津谷弁護士は進んで S 警部補及び K 巡査部長に協力する姿勢を示し、S 警部補が「けん銃を渡してください」と言え、すぐに「侵入者が持って来たけん銃です」と言って、S 警部補にけん銃を渡したはずである。

津谷弁護士を保護すべき S 警部補は、津谷弁護士に「台所に入って引き戸を閉めていてください」と言えば、津谷弁護士はすぐにこれに従って行動し、自身の生命を守ることができた。

ところが、実際は全く違った。S 警部補は、津谷弁護士に対して警察官であることを名乗らず、被害者と加害者をはっきり分けて被害者を保護する行動もとらず、S 警部補が K 巡査部長と津谷弁護士の手を掴んでいた状態は、前述のとおり、6 9 秒間も続いた。実際はもう少し長かったかもしれないし、逆にもう少し短かったかもしれない。短かったとしても、5 0

秒，60秒という時間である。これは津谷弁護士にとって極めて危険な時間帯であった。

このようなS警部補の対応は極めて危険であり，津谷弁護士に対する保護義務違反である。S警部補には重大な過失があり，その過失の結果として津谷弁護士は2回の刺突被害を受けたのである。

(3) K 巡査部長が津谷弁護士の右手を掴み続けていたことの危険性

S警部補から10秒から12秒遅れて津谷弁護士宅内に立ち入ったK巡査部長は，S警部補が廊下で1人の男の手を掴んでいるところを目にしたが，S警部補がその男に対して警察官である旨を告げたか，S警部補がその男がだれであるかを確認したかを知らない。S警部補は無言のままである。K巡査部長としてもこの点を把握しなければ，どのように対応したらよいか判断しかねるから，S警部補に対して，警察官であることは名乗ったか，S警部補が手を掴んでいる男は被害者なのか加害者なのかを問うべきである。

その質問があること自体で，津谷弁護士は2人の男が警察官であることを知り，また，自分が被害者の津谷弁護士であることを告げることができる。手を掴んでいる相手が津谷弁護士であることがわかれば，S警部補が「けん銃を渡してください」と言えば，すぐに手渡し，「台所か自分の寝室に入って戸を閉めていてください」と言えば，津谷弁護士はすぐにこれに従って行動し，自身の生命を守ることができた。

しかるに，K巡査部長は，S警部補に上記確認を行わず，無言でS警部補と同じ動作を続け，津谷弁護士を保護する行動をとらなかった。

S警部補及びK巡査部長の上記対応は，保護義務違反であり，そのことが一審被告Sの犯行を実現させたのである。K巡査部長にも重大な過失があり，その過失の結果として津谷弁護士は2回の刺突被害を受けたのである。

4 「あっちだ」の声で手を離れた後の過失

(1) 無言を続けるS警部補

津谷弁護士の「俺じゃない、あっちだ」という大声、「あっちだ」という女性の声を聞いて、S警部補は津谷弁護士の手を掴むのを無言で止め、K巡査部長も続けて津谷弁護士の手を掴むのを止めた（この順番が不可能であることはすでに述べたが、ここではこの点を見捨てる）。

S警部補、K巡査部長、津谷弁護士の間には何の言葉のやりとりもなく、S警部補は、無言で、応接室入口に向かった。津谷弁護士及びK巡査部長は、無言で、その場にそのまま立っていた。

S警部補が応接室入口から中に入ろうとしたとき、一審被告Sが本件凶器を構えて走り出して来て、津谷弁護士の方へ走った。S警部補が立っている位置とK巡査部長が立っている位置との間で、一審被告Sによる2回の刺突行為が行われた。

S警部補及びK巡査部長はこのような事態を避けることができなかったのか。

(2) S警部補の過失

これも、結果回避は難しいことではなかった。すなわち、S警部補が、津谷弁護士を被害者として認識して手を離れたときに、けん銃を手渡してもらい、すぐに台所に入って引き戸を閉めておくように言って、津谷弁護士がすぐ後ろの台所に避難したのを確認してから、応接室入口に向かえば、一審被告Sが廊下に走り出して来たときには、廊下に津谷弁護士がいない状態になっていて、津谷弁護士の命を守ることができた。

また、たとえ、一審被告Sが廊下に走り出して来るタイミングが、津谷弁護士が台所に入るよりもう少し早かったとしても、S警部補が津谷弁護士にすぐに台所に避難するように指示していれば、津谷弁護士の立っていた場所から台所の空いている引き戸までは1メートル足らずという近距離

であったから、津谷弁護士は直ぐに逃げ込むことができた。

しかるに、S警部補は津谷弁護士に対してそのような指示をしないで無言で応接室入口に向かい、しかも、S警部補が本件凶器の刃先から逃れるために玄関側に避けてしまったために、一審被告Sが津谷弁護士に突進する上での妨害が何もない状態になり、一審被告Sは津谷弁護士を刺突することができた。

S警部補が津谷弁護士に台所に避難するよう指示しないで、黙って応接室入口に向かったことには、重大な過失があり、その過失の結果として、津谷弁護士は2回の刺突被害を受けたのである。

(3) K 巡査部長の過失

S警部補が津谷弁護士を被害者として認識して津谷弁護士の手を離したことがわかったK巡査部長は、S警部補が無言だったにもかかわらず、自身も津谷弁護士の手を離した。そして、S警部補が無言ではあるが、応接室入口に向かったということは、S警部補は侵入者（一審被告S）の逮捕に向かったと理解できる。そうであれば、津谷弁護士の後方に立っているK巡査部長は、S警部補との役割分担として、津谷弁護士を安全な場所に移動させることが職務分担になるから、廊下に無言で立ったままの津谷弁護士を台所に移動させ、引き戸を閉め、一審被告Sが津谷弁護士の身体を攻撃できないようにすべきであった。

しかるに、K巡査部長は何もせず、津谷弁護士の手を離した場所にそのまま立ち尽くしていた（甲33写真26，甲83写真13）。この状態で一審被告Sが廊下に走り出して来て津谷弁護士を攻撃しようとしたときに、K巡査部長は津谷弁護士にとって背後の壁になってしまい、津谷弁護士が避難することを妨げることになる。K巡査部長の説明によれば、K巡査部長と津谷弁護士は後ずさりする状態になったとのことであるが、そうであれば、津谷弁護士に突進して来る一審被告Sのスピードに勝てるはずがな

く、津谷弁護士は一審被告Sの刺突を避けられなくなる。

K 巡査部長には津谷弁護士の2回の受傷について重大な過失があり、その過失の結果として、津谷弁護士は2回の刺突被害を受けたのである。

第4 規制権限不行使の違法について

1 はじめに

本件事件現場における警察官（主に班長のS警部補）の過失については、既に述べたとおりであるが、本件では、個々の警察官の不手際だけでなく、組織として犯罪抑止、被害者保護を図るべき警察組織としての機能が発揮できなかった問題点があり、その点を警察組織としての権限不行使として論じることとする。

本件における警察の規制権限の不行使についての一審原告らの主張は、概略次のようなものとなる。

2 現場警察官が行使すべき規制権限

現場警察官が行使すべき規制権限の内容及び根拠について、はじめに確認しておく。

警察法によれば、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」（2条1項）とされている。警察の仕事は、人の生命や身体などを保護することが第一の使命とされているのである。

これを具体化すべく、警察官職務執行法では、「この法律は、警察官が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。」（1条1項）と規定した上で、避難等の措置として、「警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼす虞のある……危険な事態がある場合においては、その場

に居合わせた者，その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し，及び特に急を要する場合においては，危害を受ける虞のある者に対し，その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め，若しくは避難させ，又はその場に居合わせた者，その事物の管理者その他関係者に対し，危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ，又は自らその措置をとることができる。」（4条1項）としている。

このように警察官は，危険な事態にある現場においては，危害を受ける虞のある者（被害者）を保護する権限及び義務（危険が切迫するときには権限のみならず義務にもなる）があるのである。

3 夜間の110番通報における通信指令の役割

通信指令室は，通報についての緊急の措置を要すると認める場合，緊急配備にかかる指令等を行う他，所掌部門が態勢を整えるまでの間の初動的な措置に関し，必要な指令等を行うこととされている（通信指令規則3条2項）。本件では，未明に弁護士である夫を殺すと男が家屋侵入しているという通報であり，緊急の措置を要する通報であったのであり，通信指令は必要な配備を指令しなければならない。

警察活動に必要な情報を素早く収集し，必要とする部門と正確に迅速に共有することは，あらゆる警察活動の基本である。情報の収集・共有というのは，伝書鳩のように，単に与えられた情報を決められた先に伝えて終わるといったものではない。110番通報や現場からの即報を受け，必要に応じて追加情報を求め，現場警察官やこれから出動しようとする警察官に即座に必要な情報を伝達するとともに，現場対応の仕方について指示をする，という司令塔としての機能を有しているのが，通信指令なのである（甲90，46頁）。通信指令室は，警察組織がチームプレーにより適切に警察権限を行使するための司令塔の役割を担っているのである。そのような意味で，通信指令の各当番勤務の長である通信司令官（総合指令）は「夜の本部長」（同46頁）

とも呼ばれるのである。

本件においては、総合指令官のW警部が仮眠中であったため、I警部補（副司令官）がその任務を代行していた。本来ならば緊急事態が発生したならば、赤色灯を点灯して緊急事態であることを表示するとともに、仮眠中の総合指令官が総合指令台に着いて、すべての警察組織を指揮命令すべきであった。

しかし、実際には、総合指令官は仮眠したままであり、I警部補（副司令官）は、副司令官でありながら受理者として業務を行っていただけで、他方、指令担当であるT巡査部長は、通報内容を、殺人事件に発展しかねない事案を「喧嘩口論」と言い替えて伝え、侵入者（一審被告S）が津谷弁護士宅内に立ち入っていることを告げず、I警部補（副司令官）は、T巡査部長の不正確、不十分な無線指令の内容を修正せず、必要な指揮命令を行わなかったというべきである。

本件と同様に警察の規制権限の不行使が争点となった神戸大学院生リンチ殺人事件は、大阪高裁平成17年7月26日判決（甲27）によると、兵庫県警では、その指揮命令の責任者はK警部（神戸西署地域第一課長）であった。K警部は110番通報で被害者が連れ去られるかもしれないといった情報を得ていながら、それを現場に伝えず、現場における警察官らは、大学院生がみずから現場を立ち去ったものと即断して現場での対応を撤収させた結果、その後現場付近に停められていた加害者車両の後部座席で意識を失っていた大学院生が加害者らにより拉致され、他の場所へ移動させられた上で殺害されるという事案であった。

大阪高裁判決と平行にみると、本件においては、W総合指令官（あるいは代行のI警部補（副司令官）が、神戸大学院生リンチ殺人事件におけるK警部に相当する。通信指令室は、110番通報や現場からの即報を受け、必要に応じて追加情報を求め、現場警察官やこれから出動しようとする警察官に、即座に必要な情報を伝達し、現場の警察官らの活動を具体的に指揮命

令する、という機能を的確に果たしていなかったことが認められる。本件の通信指令室は、指揮命令をしなかったどころか、むしろ、情報の共有という点でさえも有害な働きしかしていなかったのが、その実態である。

以下、本件における通信指令の不適切な対応について、特に情報提供の点を中心に、具体的に指摘する。

4 通信指令の不適切な対応

通信指令が把握していた情報によれば、犯人は夫を「殺す」と言って夜明け前の午前4時頃に弁護士宅へ侵入していたのであるから、当然なんらかの凶器を携行していることが予想され、異常で危険な事態が発生していると理解できる内容である。

現場に急行した警察官が被害者を的確に保護するためには、「殺す」と言っている犯人から被害者を保護することが任務の目的であることを明確にした指令を行い、そのような犯人に対応するために耐刃防護衣と警棒を装着し、その上で現場に臨むよう指令すべきである。

ところが、指令担当であるT巡査部長が行った無線指令では、『訪ねてきた者』との「喧嘩口論」という言い方になっており、犯人が家屋内に侵入している事実を伝えなかった。

そのために、S警部補は、訪問してきた者と家人との単なる「喧嘩口論＝もめごと」であることを前提として、K巡査部長及びS巡査とともに現場に臨むことになった。

警察統計の分類では、「喧嘩口論」は、暴行・傷害などの刑法犯と区別して分類されており（甲188～190）、犯罪ではなく、単なる「もめごと」といった位置づけである。そのため指令を聞いた者をして、軽微な案件と受け取られてしまうのである。

ところが、原判決は、S警部補らが緊急事態であると認識していた旨認定している。

たしかに、S警部補の供述はそうになっているが、S警部補の実際の行動を見る限り、そのようなものになっていない。

すなわち、機捜6の班長のS警部補は、津谷弁護士宅に到着するまでの間に、耐刃防護衣の着装や警棒の携帯などについて検討した様子はなく、これらについて「不要」とする意思表示さえ、K巡查部長及びS巡查に対して行っていない。また、津谷弁護士宅で3人の警察官がどのように動くべきかについても、K巡查部長及びS巡查に何も指揮命令していない。

津谷弁護士宅前に機捜6が到着したときも、S警部補は、黙って先に降りて、津谷弁護士宅の勝手口に向かっており、K巡查部長及びS巡查に何の指揮命令もしていない。

緊急事態という意味は、単に急がなければならないということではなく、危険な事態が生じているということも意味するものであり、そのための準備を組織的に行う必要があるのに、S警部補は、自身も、部下らに対しても何の準備も指揮もしていないのであって、危険な事態を想定した組織対応にはなっておらず、緊急事態としての行動を取っていたとは認められない。

原判決の認定は、誤りである。

5 「喧嘩口論」という情報で現場急行を命じることの危険性

危険が切迫している場合には、被害者保護を的確かつ速やかに実行するために、まず、第一に、保護すべき被害者がだれかを確認すべきである。

犯人が家屋内に侵入して「殺す」と言っているのであるから、警察の任務としては、被害者保護を最優先にしなければならず、そのために被害者と加害者の区別を真っ先に行わなければならない。

ところが、S警部補は、津谷弁護士宅に立ち入ったときから犯行を実行した一審被告Sを逮捕するまでの間、どこでも被害者の確認を行っていない。K巡查部長は、事件後、通信指令室に報告した際でも、通信指令室の「刺された者は津谷弁護士になりますか」と問われて、「現在確認中」と答えてい

る。

S警部補は、被害者と加害者の区別をするための言葉（「津谷さんですか」や「警察だ」と発することのみでも、被害者と加害者では反応が全く異なるので、被害者と加害者の区別がつく）を一言も発することなく掴み合っている2人の間に割って入っている。「大丈夫ですか」も「やめれ」も、区別には役に立たない。

S警部補は、2人の男の間に割って入ったときも、保護すべき被害者がどれかを確認しようとしていない。これは、S警部補が、津谷弁護士宅内で被害者（津谷弁護士及び一審原告A）の身体生命への危険が切迫した事態において、警察官として被害者を加害者から保護しなければならないという自覚を欠いており、保護すべき被害者の確認が必要だという意識になっていなかったからである。

S警部補が、本件当時、被害者確認の必要性を意識してさえいれば、被害者と加害者の区別確認は、容易だった。就寝中だった津谷弁護士が室内着で裸足であるのに対して、戸外から不法侵入した一審被告Sは防寒のためのジャンパーを着て、靴を履いたまま上がり込んでいたのであるから、両者の外観を見ただけでも容易にわかった。仮に、即座にはわかりにくかったというのであれば、「警察だ」「津谷さんですか」というごく当たり前の一言を言さえすれば、その場にいる者たちの反応で、即座に区別がつく。

ところが、S警部補は、かかる確認をせず、漫然と掴み合っている2人の間に入っただけだった。S警部補がこのように容易にできる被害者の確認をしなかったのは、津谷弁護士宅で起こっている事件を「喧嘩＝もめごと」と思い込んでいたため、全く予想しなかった事態に直面して、警察官としてどのように対応すればよいか全くわからなかったからである。S警部補がK巡查部長に対してさえ何の指示命令をしていないのも、どのような指示命令をすればよいかも思いつかなかったからである。

それでも、一審被告Sが廊下から応接室へ行った直後に、S警部補が自分が手を掴んでいる男（津谷弁護士）に対して、「警察だ」「津谷さんですか」と言いさえすれば、その瞬間に津谷弁護士の表情は和らぎ、「はい。津谷です」と答え、一気に警察官に協力的な態度をとるようになって、S警部補としては保護すべき被害者であることを明確に知ることができ、一審被告Sとは反対方向に避難しているように指示することができた。しかし、S警部補はそれもしなかった。

その後も、S警部補が津谷弁護士の手を掴んだ後、10秒後でも20秒後でも30秒後でも、一審被告Sが本件凶器を持って応接室から飛び出して来るまでに数十秒の時間があつたのであるから、その間に、「警察だ」「津谷さんですか」と言いさえすれば、前述したように、その瞬間に津谷弁護士の表情は和らぎ、「はい。津谷です」と答え、一気に警察官に協力的な態度をとるようになって、S警部補としては保護すべき被害者であることを明確に知ることができ、一審被告Sとは反対方向に避難しているように指示することができた。しかし、S警部補はそれさえしないで、沈黙していた。

S警部補から10秒から12秒遅れて津谷弁護士宅内に立ち入ったと説明しているK巡查部長にしてみれば、廊下に立ち入ったときには、S警部補が1人の男の片手を掴んでいる状態を目にしたのであるから、S警部補はK巡查部長に「もう1人の男がいて応接室に入って行ったから、その男を追え」と言うか、「お前（K巡查部長）はこの男を掴まえている。私は応接室に入って行ったもう1人の男を追う」と言えば、K巡查部長は自分の役割分担を明確に意識し、指定された男の手を掴んだ上で、「警察だが、お前はだれだ」と言えば、その瞬間に津谷弁護士の表情は和らぎ、「はい。津谷です」と答え、一気に警察官に協力的な態度をとるようになって、K巡查部長としては保護すべき被害者であることを明確に知ることができた。しかし、S警部補はK巡查部長に対しても沈黙していたので、上記のようなやりとりの展開に

はならなかった。

S警部補から10秒から12秒遅れて津谷弁護士宅内に立ち入ったと説明しているK巡查部長が、状況把握のために、S警部補に対して「この男が侵入者ですか」「津谷さんですか」と質問すれば、S警部補が無言でいても、津谷弁護士が「私は津谷です」と答えるから、そこでS警部補及びK巡查部長には、被害者と加害者の区別が鮮明につき、被害者を危険から守る行動をとり、加害者を逮捕する行動をとることになる。

S警部補が無言でいる状況では、K巡查部長はS警部補の明確な指示命令がわからない。わからないにもかかわらず、K巡查部長は、それを明確にしようとはせず、とりあえずS警部補がしていることと同じ動作をしていけば、S警部補に従ったことになるという判断の下で、S警部補の指揮命令がないまま、S警部補と同じ動作をすることにした。S警部補もK巡查部長も互いに何も言わないため、津谷弁護士の手を掴んだ状態が延々と続くことになった。ここには、被害者を一刻も早く保護しなければならないという意思表示も行動もない。警察官としての仕事になっていない。

そのため、S警部補らは、津谷弁護士を2人がかりで捕まえるという行動をとってしまい、一審被告Sを見失うという失態をしでかすこととなった。

このように、先に津谷弁護士宅に立ち入ったS警部補が、「やめれ」（一審原告Aの記憶では「大丈夫ですか」だった）以外に一言も発せず、警察官であることも告げず、けん銃を渡すようにも言わず、K巡查部長に何の指揮命令もしない状態が続いたことは、その時間だけ一審被告Sを自由にしていつどのようにでも攻撃できるようにしていたということであり、津谷弁護士の身体生命に対する危難を警察官が作ったと言うべきものである。

S警部補が、最初に被害者の確認、保護をしておれば、津谷弁護士の死という結果は、確実に回避できたのである（結果回避可能性）。被害者の確認、保護という規制権限の不行使は、本件では、致命的である。

以上によれば、今まさに殺人を実行しようとして犯人が住居に侵入して家人に対する暴行脅迫に及んでいることの情報を得ていた通信指令が、その危険な状態に関する情報を現場に適切に伝えず、耐刃防護衣の装着など警察官の安全のための装備品について指揮しなかったことから、現場に向かう警察官らは、危険な現場に臨場するという心構えが全くできておらず、津谷弁護士宅に立ち入った後も、できていなかった心構えをつくれず、被害者の確認、保護という最も重要な仕事をする事ができなかったのである。

現場警察官らの規制権限不行使は、総合指令官をトップとした警察組織としての義務違反を示すものであり、著しく不合理であって違法性を有するものである。

6 県警の態勢の不十分さと現場警察官の規制権限の不行使

- (1) 警察官の職務は、前記の通り警察法及び警察官職務執行法に基づく権限行使を行うことにより、市民の生命身体財産の保護をはかるものであり、そのためには、日頃から然るべき教育、訓練が実施され、組織として任務遂行することが必要である。

ところが、秋田県警においては、①突発的な事案に対応できる訓練（甲17「被害者の保護を図りながら制圧を想定した訓練」）が日頃から十分に行われておらず、②装備資機材の着装について、警察の規程では常に着装が義務づけられているにもかかわらず、規則が徹底されておらず現場が着装していない状況を放置しており、③通信指令についても具体的な訓練（甲17「凶器・被疑者・被害者の状況把握、装備資材着装的注意喚起」）が十分に行われていなかったなど、教育訓練に不十分な点が目立つ。

これについては、原判決も指摘するところである（84頁）。

さらに、原判決は指摘していないが、県警の検証結果では、④通信指令室において指揮体制が薄くなっていたこと（総合指令官が仮眠して2人体制になっていたこと）についても指摘されている（甲17）。

(2) さらに原判決が、S警部補らの現場の一連の対応について、「対応の当否について検討の余地がある」と指摘するように(75頁)、例えば、S警部補が津谷弁護士宅に到着する前も到着したときも津谷弁護士宅に立ち入った後も無言を続け、終始、K巡查部長に必要な指揮命令を一切していなかったために、K巡查部長は津谷弁護士宅に立ち入った後、自分がどのようなことをすればよいかわからず、S警部補の真似をして津谷弁護士の手を掴んでいただけであり、一審被告Sの制圧に向かうという役割分担に基づく行動をとることができず、そのため津谷弁護士の死という結果を回避することができなくなったのである。

S警部補は班長として現場指揮官として自らの職責として取るべき行動をまったくとっていなかったとしか言いようがない。

(3) 現場警察官のみならず、秋田県警の通信指令室においても、日頃の訓練が適切になされない結果、上述の通り、不適切な指令を行っただけでなく、そもそも秋田県警において、通信指令室の位置付けが低く(事件捜査の経験のない地域課の巡查部長を司令担当にしている)、深夜の時間帯の人員配置を手薄にしており(総合司令官がおらず、受理者に副司令官を兼任させていた)、通信指令業務の重要性の自覚を欠いている。

(4) それらの意味では、県警が日頃から教育訓練等の不十分な状態を放置していた結果、事件当日のS警部補の現場指揮官としての機能不全、さらには、通信指令室の深夜早朝の警察指揮体制における指令官としての機能不全をもたらしたのであり、事件当日における警察組織としての規制権限の不行使は、違法であるというべきである。

第5 結語

以上のとおり、S警部補及びK巡查部長の現場対応の特徴は、津谷弁護士宅に向かうときから現場到着した後も、津谷弁護士宅内で事件が進行中のときも、班長たるS警部補がほとんど無言だったこと、S警部補と行動をともにしてい

たK巡査部長も津谷弁護士宅では津谷弁護士が刺突されるまで無言だったことである。

無言で警察官同士の現場連携は適切に行えたのか，被害者である津谷弁護士に対する保護義務は十分に果たされたのか。

S警部補が津谷弁護士宅に向かう途中でも，津谷弁護士宅に到着したときでも，津谷弁護士宅に立ち入ったときも，津谷弁護士の手を掴んだときも，そのときどきで必要な言葉を発していれば，津谷弁護士は安全に保護され，一審被告Sに2回も刺突され死亡するようなことにならなかったものである。

裁判所には，的確な事実認定と公正な判断を求める。

以上